

独立行政法人農林漁業信用基金の
中期目標期間（平成25年度～平成29年度）
に係る業務の実績に関する評価書

財 務 省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	
評価対象事業年度	年度評価	第 3 期中期目標期間
	中期目標期間	平成 2 5 ～ 2 9 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		農林水産大臣	
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 河村 仁
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）	
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 水野 敦
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 渡部 保寿

3. 評価の実施に関する事項	
・ 7 月 2 3 日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング ・ 7 月 3 0 日：第 3 期中期目標期間に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

4. その他評価に関する重要事項	
・ 平成 2 5 年度の業務実績評価は、財務省及び農林水産省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価を実施 ・ 平成 2 6 年度から平成 2 9 年度までの業務実績評価は、財務大臣及び農林水産大臣合同で評価を実施	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成しており、中期目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価)
		B：中期目標における所期の目標を達成しており、中期目標の達成が見込まれる。
評価に至った理由	項目別評価は71項目のうち、Aが4項目、Bが59項目、Cが4項目、評価の対象外が4項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 また、全体の評価を引き下げる事象もなかったためBとした。 ※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評価が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評価が標準。	
2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。	
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など		
項目別評価で指摘した課題、改善事項	① 林業信用保証業務における業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増については、保証料収入の増加に向け、事業者や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めたものの、保証料収入が所期の目標を下回っており、保証料収入を増加させるための取組をこれまで以上に積極的に実施する必要がある。 ② 農業信用保険業務及び林業信用保証業務における回収金の実績については、回収金収入が所期の目標を下回っており、回収実績向上のための取組を着実に実施する必要がある。 ③ 保険料等の確実な徴収については、農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務において、保険料計算システムの不具合や検証体制の不備等があったことにより保険料等の適正な徴収がなされなかった事案が発生したことから、講じた再発防止策を徹底し、保険料等の確実な徴収に努める必要がある。	
その他改善事項	該当なし	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし	
4. その他事項		
監事等からの意見	(理事長からの意見) 特になし	
その他特記事項	(有識者会議委員からの意見) 特になし	

中期目標期間評価 項目別評定総括表

評 価 項 目	年 度 評 価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	見込 評価	期間実 績評価		
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置									
1 事業の効率化									
事業費の削減度合（24年度対比 5 %以上）	A	A	B	B	B	B	B	1－(1)	P 1
事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(2)	P 3
事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(3)	P 5
事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(4)	P 7
共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組	A	B	B	B	B	B	B	1－(5)	P 9
林業寄託業務の見直しの着実な実施	A	B	B	B	B	B	B	1－(6)	P 11
「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(7)	P 13
2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入（農業信用保険業務）	A	A	B	B	B	A	A	2	P 15
3 業務運営体制の効率化									
組織体制・人員配置の見直し	B	B	B	B	B	B	B	3－(1)	P 17
効果的な研修の実施	A	B	B	B	B	B	B	3－(2)	P 18
4 経費支出の抑制									
支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減	A	A	B	B	A	B	A	4－(1)	P 20
業務の見直し及び効率化	A	B	B	B	B	B	B	4－(2)	P 22
政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応	A	B	B	B	B	B	B	4－(3)	P 24
ラスパイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする	A	B	B	B	B	B	B	4－(4)	P 25
5 業務実施体制の強化									
内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施	A	B	B	B	B	B	B	5－(1)	P 27
役員会による理事長の意思決定の補佐	－	－	B	B	B	B	B	5－(2)	P 30
内部統制委員会による適切なモニタリングの実施	－	－	B	B	B	B	B	5－(3)	P 31
外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況の チェック及びフォロー	A	B	B	B	B	B	B	5－(4)	P 33
リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施	－	－	B	B	B	B	B	5－(5)	P 36
事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映	A	B	B	B	B	B	B	5－(6)	P 38
目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映	A	B	B	B	B	B	B	5－(7)	P 40
評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映	A	B	B	B	B	B	B	5－(8)	P 42
情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組	B	B	B	B	B	B	B	5－(9)	P 44
6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備	A	B	B	B	B	B	B	6	P 48

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における項目評価である。なお、平成25年度においてはAが、平成26年度以降についてはBがそれぞれ標準。

評 価 項 目		年 度 評 価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	見込 評価	期間実 績評価		
7	調達方式の適正化									
	調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施	A	B	B	B	B	B	B	7－(1)	P 50
	契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施	A	B	B	B	B	B	B	7－(2)	P 54
	取組状況の公表	A	B	B	B	B	B	B	7－(3)	P 56
	監事及び会計監査人による監査の実施	A	B	B	B	B	B	B	7－(4)	P 58
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
1	事務処理の迅速化									
	保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理）	A	B	B	B	B	B	B	1－(1)	P 60
	保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換	A	B	B	B	B	B	B	1－(2)	P 63
	業務処理の方法の見直し	A	B	B	A	B	A	A	1－(3)	P 66
2	情報の提供・開示									
	情報開示の充実を促進	A	B	B	B	B	B	B	2－(1)	P 68
	業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底	A	B	B	B	B	B	B	2－(2)	P 71
	利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応	A	B	B	B	B	B	B	2－(3)	P 73
	職員の勤務条件の公表	A	B	B	B	B	B	B	2－(4)	P 77
第3 財務内容の改善に関する事項										
1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定									
	保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務）	A	B	B	A	B	A	A	1－(1)	P 78
	保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(2)	P 81
	保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(3)	P 83
	業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）等（林業信用保証業務）	A	C	C	C	C	C	C	1－(4)	P 85
	適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(5)	P 88
	適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）	A	B	B	B	B	B	B	1－(6)	P 90
2	引受審査の厳格化等									
	基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）	A	A	B	B	B	B	B	2－(1)	P 92
	基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）	A	A	B	B	B	B	B	2－(2)	P 94
	保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催	A	B	B	B	B	B	B	2－(3)	P 96
	信用基金の相談機能の強化	A	B	B	B	B	B	B	2－(4)	P 99
	審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	B	B	2－(5)	P 102
3	モラルハザード対策									
	モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	3－(1)	P 104
	モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	3－(2)	P 106
	部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務）	A	A	B	B	B	B	B	3－(3)	P 108

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における項目評価である。なお、平成25年度においてはAが、平成26年度以降についてはBがそれぞれ標準。

評 価 項 目		年 度 評 価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	見込 評価	期間実 績評価		
4	求償権の管理・回収の強化等									
	回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）	A	C	C	C	C	C	C	4－(1)	P110
	回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）	A	C	C	C	C	C	C	4－(2)	P113
	回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）	A	A	B	B	B	B	B	4－(3)	P115
	サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等 （林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	B	B	4－(4)	P117
	保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収	A	C	C	C	B	C	C	4－(5)	P119
5	代位弁済率・事故率の低減									
	事故率の低減（農業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	5－(1)	P121
	代位弁済率の低減（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	B	B	5－(2)	P123
	事故率の低減（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	B	B	5－(3)	P125
6	基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収	A	B	B	B	B	B	B	6	P127
7	宿舍の廃止に関する計画	A	B	B	B	B	B	B	7	P129
8	農業融資資金業務に係る国庫納付	－	－	－	－	－	－	－	8	P131
第4	その他の業務運営に関する重要事項	A	－	B	－	－	B	B		P132
第5	予算（人件費の見積りを含む。） 、収支計画及び資金計画	A	B	B	B	B	B	B		P134
第6	短期借入金の限度額	A	－	B	－	－	B	B		P136
第7	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	A	－	－	－	－	B	B		P138
第8	重要な財産の譲渡等に関する計画	－	－	－	－	－	－	－		P140
第9	剰余金の使途	A	－	－	－	－	－	－		P141
第10	その他主務省令で定める業務運営に関する事項									
	1 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	－	1	P142
	2 人員に関する指標									
	人員に係る指標	A	B	B	B	B	B	B	2－(1)	P143
	人材の確保	A	B	B	B	B	B	B	2－(2)	P145
	人材の養成	A	B	B	B	B	B	B	2－(3)	P146
	3 積立金の処分にに関する事項	A	－	－	B	B	B	B	3	P148
別紙	別紙1 中期計画の予算等（予算）									
	別紙2 中期計画の予算等（収支計画）									
紙	別紙3 中期計画の予算等（資金計画）									
	別紙4 業務収支									

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における項目評価である。なお、平成25年度においてはAが、平成26年度以降についてはBがそれぞれ標準。

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（事業費の削減度合（24年度対比5％以上））

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	—	15,823	8,885	8,252	6,385	6,919	9,036	4,383	34,975百万円
うち保険金（農業）	—	10,437	4,628	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538百万円
保険金（漁業）	—	2,689	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	9,592百万円
代位弁済費	—	2,602	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543百万円
求償権管理回収助成（農業）	—	28	28	28	28	28	28	28	140百万円
求償権回収事業委託費（林業）	—	45	13	14	21	20	13	14	82百万円
回収奨励金（漁業）	—	22	22	14	19	20	13	14	80百万円
削減率（計画値）	中期目標期間最終年度までに24年度予算対比5％以上削減	—	—	1％	2％	3％	4％	5％	
24年度予算に対する削減率（実績値）	—	—	—	47.9％	59.7％	56.3％	42.9％	72.3％	55.8％（単純平均）
（参考）24年度決算に対する削減率（実績値）	—	—	—	7.1％	28.1％	22.1％	1.8％の増加	50.7％	21.2％（単純平均）

参考となる指標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
前年度末保険価額残高（農業、漁業）及び保証残高（林業）（百万円）（A）	3,661,286	3,536,998	3,437,454	3,301,834	3,171,877	3,031,991	
当年度保険引受額（農業、漁業）及び保証引受額（林業）（百万円）（B）	490,159	495,131	452,862	440,755	437,097	465,456	
当年度保険金（農業、漁業）及び代位弁済費（林業）（百万円）（C）	8,822	8,195	6,317	6,852	8,982	4,327	
支払率（C／（A＋B））	0.213％	0.203％	0.162％	0.183％	0.249％	0.124％	0.184％（単純平均）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 事業費削減率	<主要な業務実績> 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費の削減度合（24年度対比5％以上） ○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）の第3期中期目標期間中の支出実績は、2. 主要な経年データのとおり毎年度削減率目標を達成した。 ○ このような大幅な削減率となった要因としては、農業・漁業の信用基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減、厳格な引受審査の実施等による代位弁済の抑制を図ると	<自己評価> 評定：B 年度毎の削減率目標を大幅に上回る削減を達成しており、定量評価ではAであるものの、保険及び保証の引受残高の減少による保険金及び代位弁済費の減少の影響等がある
1 事業の効率化 ① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期	1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その	<その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか		

目標の期間中に、平成24年度比で５％以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成24年度比で５％以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	ともに、林業の求償権回収事業委託費の効率的な支出に取り組んだ一方で、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、結果として、事業費の大宗を占める保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時に想定したよりも大幅に減少したことが考えられる。 また、事故発生の減少により保険金及び代位弁済費の25～29年度の平均支払率0.184％が、24年度の0.213％に比べ低くなっており（２．主要な経年データの下の「参考となる指標」参照）、これは、厳格な引受審査、部分保証増加といった取組もあるが、金融機関による保証付融資の返済期限延長等の条件変更の影響が大きいと考えられる。	ことを勘案して、Ｂとする。 <課題と対応> 引き続き、厳格な引受審査及び金融機関との適切なリスク分担の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する。
---	---	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	Ｂ
<評価に至った理由> 事業費について、年度毎の削減率目標を大幅に上回る削減率となったことは高く評価できるものの、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、事業費の大宗を占める保険金及び代位弁済費の支出が、24年度予算で想定したよりも大幅に減少したことによる影響もあることを踏まえ、評価をＢとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、事業費削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議 (条件変更を含む)	－	357件	320件	332件	438件	476件	537件	2,103件
うち取り下げ件数	－	15件	11件	5件	11件	10件	11件	48件
大口保険引受事前協議 (条件変更を除く)	－	－	279件	264件	374件	415件	489件	1,821件 (注) 24年度は集計していない。
うち部分保証件数	－	59件	25件	36件	20件	13件	36件	130件
大口保険金請求事前協議	－	21件	23件	14件	14件	16件	9件	76件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務） ○ 厳格な引受審査の実施 ・ 大口保険引受案件（注1）（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計2,103件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、事前協議（条件変更を含む）を実施した案件のうち、取り下げは48件（25～29年度累計）であった。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 第3期中期目標期間以前に、既に畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金に部分保証を導入していたが、第3期中期目標期間においては、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、営農維持資金及び農業再生資金についても部分保証を導入した。これらの資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高い又は高くなると見込まれることから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されたものである（25～29年度累計621件）。 ・ 事故率の高い資金を中心に、代位弁済時に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式が導入されている。 ・ 部分保証の対象となる資金について、大口保険引受案件事前協議時に部分保証が実施されていることを確認したほか、大口保険引受案件事前協議対象の基準額以下の案件については、保険金支払審査時に部分保証が実施されていることを確認した（25～29年度累計130件）。	<自己評価> 評定：B 事業費の削減に向けての取組として、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策を着実に行ったほか、26、27年度に大口保険引受案件の事前協議対象範囲を見直して拡大するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに金融機関との適切なリスク分担の取組を着実に実施する。

			○ 大口保険引受案件の事前協議対象範囲の拡大の取組 長期の農業経営改善資金について26年10月以降の新たな保証申込案件から、対象金額を1億円以上から50百万円以上に引き下げ、事前協議の対象範囲を拡大した。 また、27年4月から保険対象に追加された営農維持資金及び農業再生資金について、既存債務の返済に充てるための資金であり高い事故率となることが見込まれることから、27年10月以降の新たな保証申込案件から、対象金額を通常の1億円以上とはせずに、50百万円以上のものについて事前協議の対象としたが、事前協議の実績はなかった。 ○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計76件）。 具体的には、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。 （注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう（27年10月の変更後の定義）。 既に大口保険被保証者（※）である者に対する農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）（以下「元本額等」という。）につき保険価額が100百万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本額等につき保険価額が100百万円以上の保険関係が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。 （※）大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。 保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額等の合計額が1億円以上である者、保険関係が成立している保証に係る金融公庫資金の元本額等の合計額が50百万円以上である者又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、営農維持資金及び農業再生資金の元本額等の合計額が50百万円以上である者。 （注2）大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。 保険金額が300百万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が300百万円以上となるもの。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議による厳格な引受審査並びにモラルハザード対策を着実に実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに融資機関との適切なリスク分担の取組を着実に実施する必要がある。 ＜その他事項＞	B

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受審査件数 (条件変更を含む)	—	1,765件	1,800件	1,680件	1,547件	1,417件	1,395件	7,839件 (A)
うち審査協議件数	—	632件	466件	385件	420件	427件	355件	2,053件 (B) B/A=26.2%
うち取り下げ等 件数	—	93件	93件	74件	46件	12件	11件	236件 (C) C/B=11.5%
保証引受件数 (条件変更を除く)	—	1,359件	1,380件	1,235件	1,203件	1,121件	1,047件	5,986件
うち部分保証件数	—	277件	315件	321件	346件	364件	351件	1,697件
部分保証割合	—	20.4%	22.8%	26.0%	28.8%	32.5%	33.5%	28.3%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務） ○ 厳格な引受審査の実施 以下のとおり、厳格な引受審査や債務保証先のフォローアップ等の保証先の代位弁済のリスクを軽減する取組を行った。 ・ 25～29年度における全体の審査件数7,839件（条件変更を含む）のうち新規・増額・財務内容不良案件等2,053件（26.2%）について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議し、定量要因及び定性要因の分析を踏まえた厳格な審査を行った結果、取り下げ等は審査協議件数のうち236件（11.5%）となった。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行った。 ・ 財務内容の良好な素材生産事業体等を対象とする木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）（注1）や素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）（注2）を創設し、木材関係団体の総会等において説明する等により優良事業体への保証利用促進の働きかけを行った。 ・ 金融機関を通じて収集した保証先の財務状況や借入金の弁済状況等をチェックする等により的確な期中管理を行った。 経営が悪化した保証先への対応として、専門家を交えたバンクミーティングや事業再生計画の策定及び策定した計画の進捗等を話し合う再生支援協議会主催の会議に可能な限り出席（25～29年度累計103件）し、必要に応じて林業・木材産業の知見を有する機関としての発言やその健全化に向けた指導等を行った。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証を拡大する取組を	<自己評価> 評定：B 事業費の削減に向けて、より厳格な引受審査、債務保証先のフォローアップ、モラルハザード対策としての部分保証の拡大を進めて保証先の代位弁済のリスク軽減を図るなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、厳格な引受審査及び金融機関との適切なリスク分担の実施等により事業費の削減に向けた取組を実施する。

			行い、25～29年度の保証引受件数（条件変更を除く）のうち、新たな部分保証資金を創設するなどの取組により、部分保証（80％保証）の割合は24年度20.4％であったものが、25～29年度の5カ年平均で28.3％に上昇した。 （注1）木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）とは、木材の安定的な取引を信用保証の面から積極的にサポートするため、協定等を締結し安定的な木材取引を行う者を対象に、無担保かつ既存借入（与信額）とは別枠で50百万円を貸付限度額とする80％保証資金である（26年10月取扱開始）。 （注2）素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）とは、素材生産の安定供給・量的拡大を推進するため、立木の購入等素材生産に必要な運転資金を対象に、無担保かつ既存借入（与信額）とは別枠で30百万円を貸付限度額とする80％保証資金である（28年4月取扱開始）。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 事業費の削減に向けて、厳格な引受審査、債務保証先のフォローアップ、モラルハザード対策としての部分保証の拡大を進めて保証先の代位弁済のリスク軽減を図るなどの取組を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適正な引受審査及び融資機関との適切なリスク分担の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議	—	58件	81件	88件	76件	68件	52件	365件
大口保険金請求事前協議	—	33件	48件	45件	51件	38件	26件	208件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務） ○ 厳格な引受審査の実施 ・ 大口保険引受案件（注1）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計365件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、事前協議を実施した案件のうち、保証条件が変更された案件は7件（25～29年度累計）であった。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるため、代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」を実施した（25～29年度累計27件68百万円）。 また、20年4月から事故率の高い経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入している。これらの資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高い又は高くなると見込まれることから、モラルハザード防止対策として実施されたものである。 ・ 緊急融資資金及び経営安定資金については、20年4月から年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更した（25～29年度累計50件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議対象範囲の拡大の取組 資金等種類別、金額区分別に8年度から25年度の累計事故率を試算したところ、借替緊急融資資金の1件当たりの保証額30百万円超50百万円以下の区分において、他の区分に比して高い事故率となっていたため、水産庁や（一社）漁業信用基金中央会と協議し、基金協会に対して意見募集を行った上で、27年1月以降の新たな保証申込案件から、対象金額を1～3億円超（業種等により異なる）の2分の1から30百万円超に引き下げ、事前協議の対象範囲を拡大した。 ○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（25～29年	<自己評価> 評定：B 事業費の削減に向けての取組として、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策を着実に行ったほか、26年度に大口保険引受案件の事前協議対象範囲を見直して拡大するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに金融機関との適切なリスク分担の取組を着実に実施する。

			度累計208件)。 具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。 (注1) 大口保険引受案件とは、次のいずれかに該当するものをいう (27年1月の変更後の定義)。 ア 保証の額が次の額を超えるもの ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円 ② その他 1億円 ③ 水産業協同組合 3億円 ただし、借替緊急融資資金については30百万円を超えるもの イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が次の額を超えるもの ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円 ② その他 3億円 ③ 水産業協同組合 6億円 (注2) 大口保険金請求案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 代位弁済額が50百万円以上であるもの イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施している。 また、特別出資制度の活用、事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更する等の取組により厳格な引受審査を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びに融資機関との適切なリスク分担の取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
③ 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	(3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組がされているか	<主要な業務実績> (5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組（農業・漁業災害補償関係業務） ○ 共済団体の会議の場合等で、信用基金の貸付けはセーフティネットである旨の説明を行ってきたところであるが、共済団体等が信用基金に借入申込みを行う際、 ① 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ② 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由 を内容とする調書を徴求するよう、25年10月に農業災害補償関係業務と漁業災害補償関係業務のそれぞれの貸付取扱要領の変更を行った。 ○ 貸付取扱要領の変更後においては、共済団体等が信用基金に借入申込みを行う際、上記調書を確実に徴求しており、また、共済団体の会議や運営委員会等の場等で、本取組の内容について説明・周知を行った。	<自己評価> 評定：B 民間金融機関から融資を受けるよう促す取組として、共済団体に対する周知を行い、借入申込時に調書により確認するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、借入申込みにあたっては民間金融機関からの融資を受けるよう促すとともに、借入申込時の調書で確認を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 農業共済団体等からの借入申込みは、大災害時等の緊急的な対応か、緊急的な対応ではない場合は、民間金融機関からの融資を検討したかを確認する調書を徴求している。 また、定期的に農業共済団体等へ民間金融機関からの調達について周知することで、着実に当該取組が農業共済団体等に認識されていると考えられ、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、借入申込みにあたっては民間金融機関からの資金調達を促すとともに、借入申込時の調書で確認を行う必要がある。	

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－1		事業の効率化（林業寄託業務の見直しの着実な実施）						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標 （単位：百万円）	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
（寄託業務の状況）								
寄託額 A	—	880	580	320	580	580	400	2,460百万円
うち政府出資金	—	880	580	320	—	—	—	900百万円
うち手持ち資金 （公庫からの返還金）	—	—	—	—	580	580	400	1,560百万円
公庫からの返還金 B	—	1,397	5,588	1,248	824	1,320	1,252	10,232百万円
年度末寄託残高 C（前年度末残高+A-B）	—	36,499	31,491	30,563	30,319	29,579	28,726	28,726百万円（29年度末）
年度末政府出資金残高	—	27,655	28,235	28,555	28,555	28,555	28,555	28,555百万円（29年度末）
年度末長期借入金残高	—	9,055	6,890	6,291	4,244	2,761	2,000	2,000百万円（29年度末）
利子補給金	—	62	30	17	9	5	2	63百万円
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績				自己評価	
④ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	(4) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	<主な定量的指標> 長期借入金、政府出資金 <その他の指標> なし <評価の視点> 長期借入金を抑制しているか	<主要な業務実績> (6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施 ○ 日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）等による森林整備活性化資金の貸付枠は、国の予算で20年度から毎年度17億円となっており、その貸付に必要な原資を毎年度公庫に寄託している（沖縄振興開発金融公庫への寄託はない）。 ○ 公庫への寄託は、25及び26年度は、国からの出資を原資として行った。また、27～29年度は、森林整備活性化資金の借入者から公庫への繰上償還に伴う、公庫から信用基金に対する寄託金の返還（以下「寄託返還金」という。）の残高が大きくなっていったことから、その寄託返還金を原資に行った。 （注）①「償還」とは、森林整備活性化資金の借入者から公庫に対する借入金の償還のことである。 ②「返還」とは、公庫から信用基金に対する寄託金の返還のことである。 ○ また、過去に寄託原資として調達した民間からの長期借入金の償還についても、可能な限り寄託返還金の残余から行ったこと、25及び27年度にその長期借入金の借換えを再度行った際も、競争入札により極力有利な借入れを行ったことから、長期借入金の残高及び利払い額を大きく圧縮した。				<自己評価> 評定：B 27年度以降、寄託のための国の出資は受けていないが、寄託返還金を活用することにより、長期借入金を行わずに寄託原資を確保する方式に移行しつつあることから、Bとする。 <課題と対応> 寄託金を適時適切に公庫に供給するため、将来を見越した寄託金の原資の適切な管理に努める。	
4. 主務大臣による評価								
主務大臣による評価								

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	事業の効率化（「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
⑤ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き、検討を行う。	(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 過去の検討結果を踏まえた検討が行われているか	<主要な業務実績> (7) 「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務） ○ 農業信用保証保険業務あり方検討会及び漁業信用保険業務あり方検討会を毎年度開催し、対象資金について「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ検討を行った。 この結果、両検討会とも、25～29年度のいずれの年度においても、法令等で定められている現行の対象資金を狭めることなく対応していくとの結論となった（直近の両検討会の検討結果は下記のとおり）。 （農業信用保険業務） ○ 29年度が第3期中期目標期間の最終年度に当たることから、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、29年8月から9月にかけて「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、29年11月に調査結果の取りまとめを行った。 ○ 29年12月に農業信用保証保険業務あり方検討会を開催した。 対象資金については、農業は自然条件に左右されやすく不安定といった面から民間では十分な対応ができない部分を補完する観点で、民間との棲み分けは行われており、今後も役割分担を図りながら対応していくことが必要とした。 また、28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村において、人口減少社会における農山漁村の活性化を図るため、古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進するなど魅力ある農山漁村づくり等の取組を進めることとされた。さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の拡大を図るための持続的なビジネスとしての「農泊」の取り込みが掲げられている。 こうした取組に対して、今後、農業信用保証保険制度の果たす役割が益々期待されると考えられるところであり、農山漁村の活性化に必要な資金が円滑に融通されるよう、農業信用保証保険制度を適切に運営し対応していく必要があるとした。 （漁業信用保険業務） ○ 直近の漁業信用保険業務あり方検討会（29年12月開催）における検討結果 漁業信用保険業務については、収支均衡に向けた保険料率の設定を行うに当たり、中小漁業者等の	<自己評価> 評定：B 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務とも、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ検討したことから、Bとする。 <課題と対応> 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、今後も制度を適切に運営していく。

			負担が過度に大きくなることのないよう政府の交付金助成措置による低廉な保険料の維持等の政策が依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはないとした。しかしながら、今後とも漁業経営の動向に注視しつつ、漁業信用保険業務の収支の状況を精査し、状況の変化を踏まえた対応をしていく必要があるとした。 (農業信用保険業務・漁業信用保険業務) ○ 27年度以降の農業信用保証保険業務あり方検討会及び漁業信用保険業務あり方検討会の検討結果については、リスク管理委員会（27年4月設置）に報告したが、意見はなかった。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえ業務のあり方を検討し取り組んでおり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 農業信用保険業務においては、農業信用保証保険制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、農業者等の円滑な資金調達が図られるよう、引き続き、本制度を適切に運営していく必要がある。 また、漁業信用保険業務においては、漁業関係資金は概していずれの資金もリスクが高く政策的支援措置がとられていることを踏まえ、信用基金の漁業信用保証保険収支の推移、漁業経営の動向等に注視しつつ、引き続き、漁業信用保証保険制度を適切に運営していく必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2	信用リスクに応じた保証・保険料率の導入（農業信用保険業務）							
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績			自己評価		
2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。	2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 検討に当たっては、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、与信上のデータの収集・整理及びシステム構築等を計画的、着実に行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・ 基金協会等と連携し、信用リスクに応じた保証・保険料率の運用がされているか ・ 信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討が行われているか	<主要な業務実績> 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入（農業信用保険業務） ○ 24年11月に開催された行政刷新会議の規制・制度改革委員会の「集中討議」において、「農業者の経営努力を反映した個々の信用リスクに応じた保証料率の導入について、24年度中に一定の方向性に向けて結論を出す」とされたことから、基金協会を交えた検討会で「信用リスクに応じた保証・保険料率の導入」を検討した。 その後、25年3月に中期目標により指示を受けたことから、基金協会を交えた検討会において、具体的な導入に向けた課題・手法等を検討の上、決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価するスコアリングによる信用リスクの評価手法を決定し、27年4月より借入者の信用リスクに応じた保険料率を導入した。 ○ 信用リスクに応じた保険料率を導入した27年度から29年度までの対象資金の引受件数109,108件のうちスコアリングを実施したのは28,268件、そのうち低い保険料率を適用したのは20,340件（引受件数の18.6%、スコアリング件数の72.0%）となった。なお、対象資金でスコアリングを行っていない案件があるのは、青色申告を行っていない借入者がいること等による。 ○ 27年度においては、今後の信用リスク評価の精緻な計測に向け、信用リスクに応じた保険料率の導入に伴い収集した与信上のデータを活用するため、外部専門家の知見を活用しながら検討を行い、28年4月から、データベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を進めている（30年3月末時点で約12,800件）。 ○ 28年度においては、蓄積した与信上のデータを基に、信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による信用リスクに応じた保険料率の導入に向け、基金協会を交えた検討会での取りまとめを踏まえ、今後、必要に応じて基金協会からの意見を聞きながら、具体的な検討を進めることを決定した。 ○ 29年度においては、基金協会の参事・事務局長クラス並びに制度及び電算に関する実務精通者を構成員とする全国専門部会並びに保証業務電算運営検討会、専務理事クラスを構成員とする事業・組織問題検討会を開催し、また、各基金協会に意見照会を行うなどして検討を行い、30年2月に開催された全国専門部会において「デフォルト率算定のための定量（財務）データの入力項目について」及び「デフォルト率による信用リスク評価システムの導入に係る保証・保険料率のあり方について（案）」			<自己評価> 評定：A 中期目標期間の早期（27年度）に導入を行ったこと、さらに信用リスクの精緻な計測に向けて検討を進めてきたことから、Aとする。 <課題と対応> 借入者の信用リスク評価の精緻化に向け、平成27年度から開始した借入者の与信上のデータの蓄積を引き続き行うとともに、基金協会等と連携を図りながら検討・取りまとめを行い、システム構築に向けて取り組む。		

			を取りまとめ、同年３月に開催された事業・組織問題検討会において同年２月に開催された全国専門部会における取りまとめ（案）が了承された。	
--	--	--	--	--

４．主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 信用リスクに応じた保険料率の適用・運用を中期目標期間の早期（27年度）に導入したこと、また、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、データベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を行うとともに、基金協会からの意見を聞きながら、システム構築に向けて具体的な検討を進めており、農業者の円滑な資金調達に大きく貢献していると考えられ、所期の目標を上回る成果が見られることから、評価をAとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、信用リスク評価の精緻化に向け、借入者の与信上のデータの蓄積を進めるとともに、基金協会等と連携を図りながら検討・取りまとめを行い、より農業者の経営努力に報いる信用リスクに応じた保険料率の本格的実施に向けて検討をしていく必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3	業務運営体制の効率化（組織体制・人員配置の見直し）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
3 業務運営体制の効率化 ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	3 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置がされているか	<主要な業務実績> 3 業務運営体制の効率化 (1) 組織体制・人員配置の見直し ○ 各部門における業務の実施状況を踏まえ、併任発令等を行うことにより複数部署の業務を担う職員を配置する（29年度末11名）など、業務運営体制の効率化を勘案した人員配置を行った。 ○ 適正な人員配置に加えて、日常の業務及び研修等による専門的知識の取得や能力向上に努め、業務の適性を見極め、勤務実績等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 ○ 幅広い業務に対応できる人材育成を図るため、21年度以降の新規採用者にあつては、採用から概ね2～3年後には他部門へ異動させた。	<自己評価> 評定：B 業務体制の効率化を勘案して人員配置を行っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置に努める。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 業務体制の効率化を勘案して人員配置を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置をする必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第 1 - 3	業務運営体制の効率化（効果的な研修の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修受講者数(延べ人数)								
養成研修	—	81	86	37	30	19	30	
能力開発研修	—	3	5	2	18	21	19	
法令遵守意識啓発研修	—	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。	(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。	<主な定量的指標> 研修受講者数 <その他の指標> なし <評価の視点> 職員の能力の向上を図るための研修計画を策定し、研修を実施しているか	<主要な業務実績> (2) 効果的な研修の実施 ○ 毎年度、研修計画を策定し、以下の研修を効果的に実施した。なお、実施に当たっては、内部講師（信用基金職員）も活用し、費用の節減も考慮した。 ・養成研修 階層別に必要な基礎知識の習得を目指す研修で、採用者、一般職員、課長級別を実施 採用者研修、財務会計研修、個人情報保護研修、給与事務担当者研修 等 ・能力開発研修 業務に必要な専門的知識の習得を目指す研修で、各部室から推薦を受けた者に対して実施 融資審査研修、融資法務研修、債権管理・回収研修 等 ・法令遵守意識啓発研修 コンプライアンスを推進するために行う研修で、全役職員に対して実施 コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修 等 ○ 上記の他、農業、林業、漁業の各部門において実施した研修に、当該部門以外の職員も受講させ、信用基金において将来的に役立つ幅広い知識を習得させるよう努めた。 ○ 研修の実効性の確保及び今後の研修を充実させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、次回以降の研修実施に際しての検討事項とするとともに、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容か否かを確認することにより、職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する研修か否かの検証を行った。 この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られていることを確認した。 ○ 27年4月に「能力開発研修（専門研修）実施要領」を定め、採用後一定の期間内において受講する研修種類等を明確にすることにより、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るために行う専門研修の実効性を高めた。	<自己評価> 評定：B 職員の能力の向上を図るための研修計画を策定し、各種研修を実施するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、職員の能力の向上を図るため、各種研修を実施する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 職員の能力向上を図るために必要な各種研修を研修計画に基づき実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員の能力向上を図るため、各種研修を実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	経費支出の抑制（支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減）

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（百万円）	－	582	412	335	390	489	497	370	2,081百万円
削減率（計画値）	中期目標期間最終年度までに24年度予算対比15%以上削減	－	－	3%	6%	9%	12%	15%	
24年度予算に対する削減率（実績値）	－	－	－	42.5%	33.0%	16.0%	14.6%	36.5%	28.5%（単純平均）
（参考）24年度決算に対する削減率（実績値）	－	－	－	18.7%	5.2%	18.8%の増加	20.8%の増加	10.2%	1.1%の増加（単純平均）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 経費支出の抑制 ① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。 ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・ 業務実施方法を見直す。 ・ 予算執行状況の期中管理を徹底する。	<主な定量的指標> 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減が図られているか	<主要な業務実績> 4 経費支出の抑制 (1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減 ○ 経費支出の抑制に繋がるものとして、以下の取組を行った。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとした。 ・ 定期購読物について、年度末までに翌年度における購読の必要性等を検討し、第3期中期目標期間においては10紙を購読中止にするとともに、購読部数の見直しを行った。 ・ 出張経費に係る割引制度（バック商品等）の利用、消耗品・備品（パソコン）の一括調達及びコピーの両面印刷等を実施した。 ・ 出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はETCカードを利用した（26年度から取組を開始）。 ・ OA機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などを実施した。 ・ 会計監査人については、26年度までは候補者の選定を毎年度行ってきたが、事務の効率化及び監査費用節減の観点から、当該選定に係る対象年度を27年度から29年度までの3年間の複数年度に改めた。 ○ 上記の取組の結果、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。なお、29年度までの実績において、特殊要因により増減する経費を除いたことはなし。）の第3期中期目標期間中の支出実績は、2、主要な経年データのとおりの毎年度削減率目標を達成している。	<自己評価> 評定：B 中期目標期間最終年度の29年度において削減目標を大幅に上回る節減を達成しており、定量評価はAであるものの、本来29年度に支出を予定していたもの（ファイルサーバの更新、総合文書システムの更新、会議システムの導入）が、更新等における調整が長引いたため翌年度に繰り越したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施により一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 一般管理費は、法人の自己評価では、中期目標期間の最終年度である平成29年度において、予定した支出が翌期にずれたため、削減率目標を大幅に上回る削減を達成したとしてB評価としているが、主務大臣による評価では、年度毎の削減率目標を上回る節減を達成していること、また、翌期にずれたとする支出が平成29年度に行われたとしても、定量評価で見ればA評価となることから、評価をAとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	経費支出の抑制（業務の見直し及び効率化）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 経費支出の抑制 ① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。 ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・ 業務実施方法を見直す。 ・ 予算執行状況の期中管理を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減を図るための取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (2) 業務の見直し及び効率化 ○ 役職員のコスト意識の徹底 支出の無駄を削減するための自律的な取組を推進する「支出点検プロジェクトチーム」を毎年度開催し、前年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、新たな年度取組目標の設定について検討を行った。なお、27年度以降は、検討結果について内部統制委員会（27年4月設置）に報告を行った。 取組目標を役職員専用情報サイトに掲載することで役職員に効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組を周知し、コスト意識の徹底を図った。 また、29年度には、少額随意契約の改善を図るため、より競争性や透明性に配慮した取組として、また、中小企業者、障害者就労施設等の積極的活用の取組として、可能な範囲で調達に参加を希望する者から広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式による調達を試行実施した。 ○ 業務実施方法の見直し ・ システム機器やプログラムの保守業務について、25年度より可能な限り従来の1年契約から複数年契約にするよう取り組み、経費の節減に努めた（システム機器やプログラムの保守業務11件中7件実施）。 ・ 会計監査人について、従来の毎年度募集を行い候補者の選定を行う方式から、27年度より、当該選定に係る対象年度を3年間の複数年度に改めることで、経費の節減に努めた。 ・ 林業者等の出資者（利用者）が保有する出資持分の譲渡し等にあたって、信用基金から出資者等に書式を郵送する従来の方式を改め、28年7月より林業者等が信用基金ウェブサイトから直接ダウンロードできるようにするとともに、28年12月に出資証券を廃止し、郵送コストの節減に努めた。 ○ 予算の適正な執行管理 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定毎に、業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じた見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。	<自己評価> 評定：B 無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員のコスト意識の徹底を図るとともに、経費抑制に繋がる業務実施方法の見直しを行い、また、予算の適正な執行管理を行っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員に周知を図り、また、業務実施方法を見直し、経費の削減に向けた取組を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務実施方法の見直しを行い、効率化による経費削減、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	経費支出の抑制（政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府における総人件費削減の取組を踏まえた対応がされているか	<主要な業務実績> (3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として関係規程等を改正しており、以下の取組を行った。 ・ 55歳以上の職員については、国に準じて26年1月から昇給を抑制している。	<自己評価> 評定：B 国家公務員の給与改定を基礎として給与改定を行っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等の改正を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 国家公務員の給与改定を基準として給与改定を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	経費支出の抑制（ラスパイレース指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
対国家公務員地域・学歴別指数	100以下	96.0	97.0	98.9	97.3	97.4	96.4	97.4（単純平均）
(参考)対国家公務員指数	－	112.8	113.1	115.6	113.4	114.4	113.2	113.9（単純平均）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
③ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数)が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	<主な定量的指標> 対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数） <その他の指標> なし <評価の視点> 給与水準の適正化を確保する取組がされているか	<主要な業務実績> (4) ラスパイレース指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする ○ 第3期中期目標期間の対国家公務員指数（地域・学歴勘案）は、2. 主要な経年データのとおりであり、毎年度100を下回った。 ○ 目標を達成するために、以下の取組等を行った。 ① 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 ・ 55歳以上の職員について、26年1月から昇給を抑制している。 ・ 27年4月から、月例給の引き下げを行った。 ② 国家公務員の地域手当に相当する特別都市手当の引き上げについては、国家公務員の引き上げ水準よりも抑制している。 国家公務員20%（18年度以前 12% → 現行20%（8%引上げ）） 信用基金 12%（18年度以前 6% → 現行12%（6%引上げ）） ○ 対国家公務員指数（地域・学歴勘案）等について、信用基金ウェブサイトで公表した（毎年6月末）。	<自己評価> 評定：B 様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数は毎年度100を下回っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、適正な給与水準を確保する取組を行う。 公表にあっては、期限にあわせて確実に行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数は第3期中期目標期間の全ての年度で100を下回っており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、給与水準の適正水準を確保する取組を行う必要がある。	

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ① 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。	5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (1) 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 内部監査体制の充実・強化を図っているか、また、内部監査及びフォローアップを適切に実施しているか	5 業務実施体制の強化 (1) 内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施 ○ 監事監査の実施状況 毎年度の監事監査計画に基づき、内部統制の実施状況を含む監事監査を実施した。 ① 定例監査（期中監査及び期末監査） 毎年度の期中及び期末監査において、監査法人による現物実査に監事が立ち会ったほか、予備調査・本調査を実施して、その実施結果についての理事長等に対する講評・意見交換を行った。 ② 監査報告 監査結果は、毎年度6月に、理事長及び主務大臣に監査報告として提出するとともに、信用基金ウェブサイト公表した。 また、期中監査の結果については、毎年度12月に、理事長宛てに中間とりまとめとして監査報告を提出した。 ③ その他 ・ 会計監査人との意見交換や会計監査人による監査計画説明会や監査報告会への出席 ・ 役員会その他重要な会議への出席 ・ 決裁書類の閲覧等による日常監査（契約の適正性についての事前チェックを含む） ・ 理事長、内部監査部署及び内部統制部署との定期的な打合せ（内部統制部署とは27年度から実施） なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（25年12月24日閣議決定）において、監事の機能強化を図るよう示されたことを踏まえ、従前の監事監査規程を廃止し、理事長が監事と協議して、①監事の基本的心得、②監事監査の環境整備、③監事監査の実効性を確保するための体制整備等を盛り込んだ新たな監事監査規程を27年3月に制定した。 ○ 内部監査体制の充実・強化 ・ 監査業務の遂行に必要な知識を習得させるため、総務省行政評価局及び会計検査院主催のセミナー等に内部監査部署等の職員を積極的に参加させ、内部監査能力の充実・強化を図った。 ・ 監事との四半期毎の定例会において情報交換を行い、内部監査体制の充実・強化に取り組んだ。 ・ 監事と会計監査人との年度監査計画等の意見交換に内部監査部署の職員も同席し、監査手法・手続き等を含めた知識の習得に努めた。	＜自己評価＞ 評定：B 総務省行政評価局及び会計検査院主催のセミナー等に内部監査部署等の職員を積極的に参加させること等により、内部監査体制の充実・強化に取り組んでおり、また、事前通知を行わない内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、業務の適正化に資する内部監査体制の充実・強化を図るとともに、実効性のある内部監査を実施する。

			○ 内部監査チェックリストの整備及び内部監査の実施 - 内部監査を担当する部署として、20年1月に監理室を設置し、各年度において、内部監査年度計画及び実施計画を策定し、内部監査を実施した。 - 内部監査の実施に当たり、監査項目のリスク度合に応じて具体的な監査のポイントを確認できるよう、事前に監査項目毎にチェックリストを整備し、これにより効率的かつ効果的な実施を図った。 - 第3期中期目標期間においては、以下の監査についてチェックリストの検討・見直しを行った上で内部監査を実施した。 ① 農業信用保険業務（26年10～11月実施） ② 林業信用保証業務（27年4月、8月、29年4月、8～9月実施） ③ 漁業信用保険業務（26年1月、28年9月実施） ④ 農業災害補償関係業務（26年9月実施） ⑤ 漁業災害補償関係業務（25年7月、28年4月実施） ⑥ 総務課及び人事課業務（26年11月、28年6～7月実施） ⑦ 金庫現物（現金・郵便切手類等）実査（25年11月、26年7月、27年7月、28年7月、29年7月実施） ⑧ 預金・有価証券・借入金残高確認（25年11月、26年10月、27年10月、28年10月、29年10月実施） ⑨ 契約に係る事務（26年7～8月、29年6月実施） ⑩ 余裕金の運用及び管理状況（28年1月実施） ⑪ 内部統制（28年3月実施） ⑫ リスク管理態勢の確認（28年10～11月、29年11～12月実施） ⑬ コンプライアンスに係る事務（26年6月、27年11月、28年4月、29年4月実施） ⑭ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況（26年2月、27年2～3月、28年2～3月、29年1～2月、30年2～3月実施） ⑮ 法人文書の管理状況（27年1月、27年12月、28年12月、29年12月実施） ⑯ 事故発生対応フォローアップ（29年2月） - 内部監査の実効性を高めるため、上記⑭については25年度から、⑦及び⑧については26年度から、事前通知を行わずに実施した。 - 毎年度2～3月に、過去に実施した内部監査で改善指摘をした案件について、フォローアップを行った結果、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 総務省行政評価局及び会計検査院主催のセミナー等に内部監査部署等の職員を積極的に参加させること等により、内部監査体制の充実・強化に取り組んでおり、また、無予告の内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務の適正化に向け内部監査体制の充実・強化を図り、実効性ある内部監査を実施する必要がある。	

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－5	業務実施体制の強化（役員会による理事長の意思決定の補佐）							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置し、開催しているか	<主要な業務実績> (2) 役員会による理事長の意思決定の補佐 ○ 26年6月に改正された独立行政法人通則法（27年4月施行）を踏まえ、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程の整備を行い、27年4月に理事長の業務に関する意思決定を補佐する役員会を設置した（役員会は毎月開催。臨時開催を含め27年度は14回、28年度は13回、29年度は12回開催）。 役員会においては、各業務に係る業務実績の報告を受け、年度計画の進捗管理を行ったほか、業務方法書の改正や業務実績等報告書の提出等、業務運営に関する重要事項について意見交換を行った。 ○ 役員会で報告する業務実績説明資料について、統一様式を定め、27年10月の役員会より、統一的な視点からの各業務の業務実績及び年度計画の達成状況を把握できるよう改善を図った。 ○ 法人の長たる理事長から、第3期中期目標期間を通じて、年度当初に当該年度の、10月当初に当該年度下期の業務運営に向けての方針や今後の課題等が示され、当該方針等については、役職員専用情報サイトに掲載し、役職員に周知し、役職員一体となって適切な業務運営を行った。	<自己評価> 評定：B 役員会を設置し、定期的に開催するとともに必要に応じて臨時に開催して理事長の意思決定を補佐したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 理事長の意思決定を補佐するための役員会を定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（内部統制委員会による適切なモニタリングの実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 内部統制委員会を設置し、モニタリング等内部統制の推進を実施しているか	<主要な業務実績> (3) 内部統制委員会による適切なモニタリングの実施 ○ 26年6月に改正された独立行政法人通則法（27年4月施行）を踏まえ、内部統制の推進に関する規程の整備を行い、内部統制に係る取組状況を審議するため、27年4月に理事長をトップとする内部統制委員会を設置したほか、内部統制推進部署の明確化等を行った。 ○ 内部統制委員会は原則として四半期に一度開催することとしており、27年度以降毎年度4回開催した。内部統制委員会においては、内部統制に関する事項を審議する各種委員会から、委員会の取組状況について報告を受け、モニタリングを実施した。 各委員会等からの主な報告内容は以下のとおりであった。 ・コンプライアンス委員会 コンプライアンス・プログラムの策定 コンプライアンス・チェックの実施結果 ・業務改善委員会 事務リスク自主点検の結果 事故発生・対応状況等報告 業務改善提案・業務改善取組事例 ・情報化推進委員会及び個人情報管理委員会 情報セキュリティ対策自己点検結果 情報セキュリティ上の問題点を把握する等のためのコンサルティング実施結果 ・支出点検プロジェクトチーム 経費削減に関する取組目標案 経費削減に関する取組目標に対する取組状況 ○ 下記事案については、その重要性に鑑み、発生原因、事後措置、再発防止策及び再発防止策の対応状況について、当該事案を直接担当する役員等から内部統制委員会に報告した。内部統制委員会においては、その再発防止策や再発防止策の対応状況について審議を行った。 また、当該事案については、内部統制部署で対応状況の進捗管理を行った。 ・農業信用保険業務において27年4月に判明した保険料未徴収 ・林業信用保証業務において27年11月及び28年4月に判明した保証料未徴収等	<自己評価> 評価：B 内部統制委員会を設置し、内部統制に関する事項を所掌する委員会等からの報告を受けモニタリングを実施するとともに、保険料・保証料の未徴収事案等については、その再発防止策や再発防止策の対応状況について審議を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に必要な事項の報告を受け、モニタリングを実施し、内部統制の推進を図る。
② 内部統制機能の強化	(2) 内部統制機能の強化			

			・ 漁業信用保険業務において27年5月及び27年7月に発生した保険料誤請求 ・ 林業信用保証業務において28年7月に判明した出資者に係る接受文書の管理手続きの遺漏等 ・ 林業信用保証業務において28年12月に判明した出資者原簿の記載内容の誤り ・ 農業信用保険業務において28年11月に判明した27年度責任準備金の計上額の誤り ・ 農業信用保険業務において29年12月に判明した保険引受リスクを算出する際の基礎データの誤り	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 内部統制委員会を開催し、各種委員会からの報告や保険料・保証料の誤請求事案等の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、内部統制委員会において、モニタリングを実施するとともに、問題事案（保険料・保証料の誤請求等）の対応状況の管理を行う等、内部統制の推進を図る必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> コンプライアンスの推進に繋がる取組がなされているか	<主要な業務実績> (4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー ○ コンプライアンス推進体制 ① コンプライアンスに係る規程等の整備 コンプライアンス態勢の整備に必要な事項等を定めた「コンプライアンス規程」、信用基金の基本的使命・社会的責任の実現に向けた「コンプライアンス基本方針」、役職員共通の価値観・倫理観を具現化した「役職員行動規範」、コンプライアンスの具体的な取組を定めた「コンプライアンス・マニュアル」、役職員がコンプライアンスの具体的な取組を実施する際の参考となる「コンプライアンスに関するQ&A集」等について、必要に応じて改正することにより、コンプライアンス推進体制の整備を実施した。 ② コンプライアンス総括管理者等による指導・監督 コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス総括管理者（総務担当理事）及びコンプライアンス管理者（総括調整役（総務担当）、農業管理室長、参事（共済担当）、総括調整役（林業担当）及び参事（漁業担当））を配置し、コンプライアンス・プログラム（コンプライアンスに関する各年度の具体的計画）の遂行や法令遵守等のコンプライアンスに関する取組が適切に行われているか指導・監督を行った。 ③ コンプライアンス委員会の開催 当委員会においては、外部有識者の客観的かつ専門的知見を活用することを目的に、外部有識者1名（サービサー会社役員）を外部委員として招聘し、コンプライアンス・プログラムの策定のほか、コンプライアンスに係る取組の審議を行うための委員会を毎年度開催した。 ④ 内部統制委員会への報告 27年度以降においては、コンプライアンス委員会の審議結果について、内部統制委員会（27年4月設置）へ報告した。 ○ コンプライアンス推進に向けた取組 各年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンスの推進に計画的に取り組むとともに、取組状況のチェック及びフォローを行った。 ① コンプライアンス研修の実施 ・ 新規職員研修会（毎年度4月実施）	<自己評価> 評定：B 外部有識者を含むコンプライアンス委員会を毎年度開催しコンプライアンスに関する審議を行ったほか、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を開催するとともに、コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施する。

			コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した印刷物を配付して説明を行い、コンプライアンスの理解と認識を深めたほか、情報セキュリティ対策に関する資料を配付して説明を行い、情報の取扱い等の重要性について意識付けを行った。 - 全役職員対象のコンプライアンス研修（毎年度） 信用基金の全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、また、その際に、個人情報保護（27年度以降は特定個人情報も含む。）及び情報セキュリティについても併せて研修を実施した。 また、29年度においては上記研修のほか、全役職員を対象にe-ラーニングによるコンプライアンス研修を階層別に実施した。 ② コンプライアンス・チェック等の実施 - コンプライアンス・チェック（毎年度） コンプライアンスの推進状況を点検するため、全役職員を対象（役員は28年度以降）としたコンプライアンス・チェックを実施し、その点検結果について必要に応じて改善を促し、コンプライアンス委員会に報告した。また、コンプライアンス委員会で提案された改善策については、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 - 情報セキュリティ対策自己点検（毎年度） 全役職員を対象（役員は28年度以降）に、情報セキュリティ対策自己点検を実施し、点検結果に応じ、個別に改善を促し、その結果について情報化推進委員会に報告した。 - 保有個人情報の管理状況点検（毎年度） 各部署の保有個人情報毎に設置した保護管理者を対象に、保有個人情報の管理状況点検を実施し、その結果について個人情報管理委員会に報告した。 - 特定個人情報の管理状況点検（28年度より実施） 27年10月のマイナンバー法の施行以降において、特定個人情報の保護管理者を対象に、特定個人情報の管理状況点検を実施し、その結果について個人情報管理委員会に報告した。 ③ コンプラホットライン 役職員専用情報サイトに役職員からの法令違反行為等の通報又は相談をし易くするためのコンプライアンスに係る3本の窓口「コンプラホットライン」（下記ア～ウ参照）を常時開設（21年5月設置）した。 ア．法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】 イ．職員個人情報の処理等に関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】 ウ．業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】 第3期中期目標期間においては、ア及びイについては相談・通報等はなかった。ウについては、業務改善提案を7件（システム管理体制の拡充、管理職と職員との意思疎通の徹底等）受け付け、業務改善委員会において対応方針を審議し、審議結果を役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 ④ その他コンプライアンス推進に向けた取組 - 毎年度4月（27年度以降）に、「コンプライアンス・チェック集計結果を踏まえた更なるコンプライアンスの推進について」を役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、コンプライアンスの向上に取り組むよう注意を促した。 - コンプライアンスに関する規程等を含めた諸規程の改正及び変更内容等について、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 外部有識者を含むコンプライアンス委員会を毎年度開催しコンプライアンスに関する審議を行ったほか、コンプラホットラインを的確に運用し、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づいたコンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプラホットラインを的確に運用するとともに、年度ごとのコンプライアンス・プログラムに基づいた取組を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> リスク管理委員会を設置し、統合的なリスク管理を実施しているか	<主要な業務実績> (5) リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施 ○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（25年12月24日閣議決定）を踏まえ、業務に内在する各種リスク（注）について、定性面・定量面から統合的に管理するため、リスク管理に関する規程の整備及び外部有識者（弁護士及び公認会計士）を含むリスク管理委員会の設置を行い、統合的なリスク管理を27年4月から開始した。 （注）保険引受リスク、保証リスク、貸付リスク、運用リスク、オペレーショナルリスク等 ○ 各種リスクに対しては、毎年度、想定されるリスクの洗い出しを行い、その影響度及び発生頻度を評価してリスク管理対応方針を定めるとともに、これに基づくモニタリングを実施した。 ○ 年度末及び上半期末時点の事業実績に基づき各種リスクの計量化を行い、業務毎に算出したリスク量が資本の範囲内に収まっていることを確認した。 ○ リスク管理委員会は、27年4月の初回開催（信用基金のリスク管理体制等の審議）のほか、年度末及び上半期末時点の事業実績に基づくリスク計量結果と資本金額との比較の審議を行うために6回開催した（計7回）。これら以外の主な審議事項等は以下のとおりであった。 ・当該年度におけるリスク管理対応方針 ・リスク管理対応方針の対応状況結果 ・事業実績及び決算の状況 ・保険・保証料率算定委員会等の検討結果及びこれを踏まえた農業信用保険業務の保険料率見直し ・その他リスクに関する事項を取り扱う各種委員会からの報告 ○ 28年10月及び29年11月にリスク管理態勢の確認に係る内部監査を実施し、その結果をリスク管理委員会に報告した。	<自己評価> 評定：B 外部有識者を含むリスク管理委員会を設置しリスクに関する審議等を行った。 また、リスク管理対応方針を定めてこれに基づくモニタリングを実施しているほか、計量したリスクと資本金額を比較して、統合的なリスク管理を実施するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、リスク管理委員会を開催するとともに、リスク管理対応方針に基づくモニタリングの実施、計量したリスクと資本金額との比較を行い、統合的なリスク管理を実施する。
② 内部統制機能の強化	(2) 内部統制機能の強化			

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価

＜評定に至った理由＞ 外部有識者を含むリスク管理委員会を開催するとともに、計量化したリスク量と資本金額を比較する等の手法により統合的なリスク管理を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、リスク管理委員会において、リスク量の定期的な把握を行い、統合的なリスク管理手法を用いた管理を実施する必要がある。 ＜その他事項＞	B
---	---

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施しているか	<主要な業務実績> (6) 事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映 ○ 事務リスク自主点検等の実施 - 業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領に基づき、事務手続きの適正執行の観点から事務リスク自主点検を実施し、点検結果等を踏まえた業務処理方法の効率化、経費の節減及び事務リスクの顕在化の未然防止策等について業務改善委員会で審議を行った。 - 毎年度、各部署で「点検実施計画」を作成の上、同計画を基に各部署において自主点検（過去の主務省検査や内部監査の指摘事項等を踏まえた、押印漏れ、書類の添付漏れ等の確認）を実施した。点検結果については各部署の点検管理者より業務改善委員会に報告した。 - 業務改善委員会では、点検結果を踏まえ、事務ミス防止策等の改善策の検討・審議を行うとともに、業務改善委員及び点検管理者間で事故発生の未然防止に対する意識の統一を図った。また、27年度以降においては、内部統制委員会に業務改善委員会の検討結果等の報告を行った。 ○ 業務改善への反映及び取組状況 ① 業務改善委員会の実施結果概要 事務リスク自主点検の実施結果の概要について、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 ② 業務改善提案 コンプラホットライン（第1の5の(4)「外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー」を参照）を通して受け付けた業務改善提案7件に対する対応を審議するため、業務改善委員会を開催し、審議結果を役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 (参考) 主な業務改善提案の内容 - 外部からの迷惑電話防止策 →迷惑電話着信拒否機能の導入 - 高水準となる情報セキュリティ対策要求事項への対応 →外部の専門的知見を有する者からのアドバイスを踏まえ検討 - 管理職と職員との意思疎通の徹底 →役員会等の場における周知徹底	<自己評価> 評定：B 事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化を着実に図っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、事務リスク自主点検を実施するとともに、役職員に対して、事務リスクの軽減、事故発生の未然防止について注意喚起を行う。 また、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施する。

			・ 信用基金諸規程の用語検索 →PDFソフトウェアの検索機能を用いた用語検索機能の紹介 ③ その他業務改善への取組事例 26年度から、業務改善への取組事例の募集を定期的に役職員専用情報サイトに掲載し、メールにより全役職員に通知した。これにより、14件の事例提供（事務の効率化、経費の節減事例等）があり、各部署から情報提供された業務改善への取組事例を業務に反映させるため、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 ○ 事故発生・対応状況等報告 ・ 業務の適切かつ健全な運営を図ることを目的として、事故発生・対応状況等報告制度を26年3月に創設した。 ・ 事故発生・対応状況等報告があった場合は、理事長、業務改善委員会（業務改善委員会に対しては、28年度以降は必要に応じて報告）に事故概要、対応状況及び再発防止策について報告を行い、27年度以降は、内部統制委員会にも報告を行った。 なお、事故対応及び再発防止策の取組状況について内部監査等により事後確認を実施している。 （参考）事故発生状況 ・ 26年度7件（職員給与過払い等） ・ 27年度8件（保険料及び保証料の未徴収・過徴収・誤請求、情報セキュリティに関する主務省からの照会への回答の遅延等） ・ 28年度11件（保証料の未徴収、出資者原簿管理に係る手続の遺漏等及び出資者原簿の記載内容の誤り等） ・ 29年度6件（職員給与計算額の誤り、住民税の誤納付等） ○ 大規模災害発生時の対応取組の強化 首都圏直下型地震等の大規模災害が発生し、信用基金の機能に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合を想定して、業務を円滑に継続するための対応計画、業務継続のための執行体制や執行環境等を定めるため、大規模災害発生時対応計画（21年12月策定）を廃止し、26年3月に業務継続計画を策定した。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化を着実に図っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、事務リスク自主点検の実施や役職員に対する事務リスクの軽減、事故発生の未然防止及び再発防止についての注意喚起を行うとともに、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施する必要がある。 ＜その他事項＞	B

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業績及び勤務成績等を給与・退職金等に反映しているか	<主要な業務実績> (7) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映 ○ 目標管理の導入による人事評価制度については、人事評価実施規程に基づき、24年4月から毎年度（年2回）実施している。 人事評価の方法については、能力評価（判断力、業務への取組方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標の達成状況等）並びにこれらを総合した総合評価により実施し、直属の課長等による一次評価の後に、理事・部長等が一次評価についての事実とのくい違いや甘辛の偏りなど、不均衡の有無について調整を行い、理事長が最終評価することとし、公正、効率的な業務運営等に資するものとなるよう実施している。 ○ 人事評価の結果は、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用し、給与等に反映した。 ○ 役員の期末特別手当や退職手当については、役員給与規程・役員退職手当規程により、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、年度評価における役員の職務に係る担当業務等の評定を用いて決定した業績勘案率等を勘案して支給した。	<自己評価> 評定：B 人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果について給与等に反映しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、人事評価を確実に実施し、結果については給与等に反映させる。
② 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。	(2) 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。			

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果については給与等に反映しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、人事評価を確実に実施し、結果については給与等に反映する必要がある。	

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 評価結果を業務運営に反映するよう、評価・分析を実施しているか	＜主要な業務実績＞ (8) 評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映 ○ 第3期中期目標・計画に基づき、25年度から実施時期を年3回（4月、10月及び1月）から年4回（4月、7月、10月及び1月）に変更して評価・分析を実施し、中期計画や年度計画の進捗状況管理を適切に行うとともに、過去の自己評価結果並びに評価委員会（注）や主務省から指摘された課題及び改善事項を着実に業務運営に反映した。 なお、評価・分析結果については、理事長、理事等が出席する役員会（26年度までは役員懇談会）において意見交換を行い、今後の対応方針等を理事長が最終決定しており、決定事項については、着実に業務に反映させるため、メールにより職員へ通知し共有した。 （注）農林水産省及び財務省に設置されていた独立行政法人評価委員会であり、26年6月に改正された独立行政法人通則法（27年4月施行）により廃止。	＜自己評価＞ 評定：B 自己評価並びに評価委員会や主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、評価・分析を実施し、進捗状況管理を適切に行い、業務運営に反映するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 四半期毎に評価・分析を実施し、引き続き、中期目標等の達成に向けた適切な進捗管理を通じて、主務省からの課題及び改善事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組む。
③ 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。	(3) 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を理事長のリーダーシップの下、着実に業務運営に反映させる。			

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価や主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、評価・分析を実施し、その結果については理事長等が出席する役員会において意見交換し、対応方針を決定した上で業務運営に反映しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、評価・分析を実施し、中期目標等の達成に向けた適切な進捗管理を通じて、主務省から指摘された課題及び改善事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組む必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	業務実施体制の強化（情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 情報セキュリティ対策の向上に繋がる取組を実施しているか	<主要な業務実績> (9) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組 ○ 政府機関統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備やP D C Aサイクルを構築するための取組の推進（関係規程の整備） 【情報セキュリティ規程】 政府機関統一基準群を含む一連の対策及び情報セキュリティ対策自己点検や保有個人情報等管理状況点検、情報セキュリティに係る内部監査、27年度に実施した情報セキュリティコンサルティングの結果報告を踏まえ、情報セキュリティ規程の改正を行った。 25年11月 情報セキュリティ監査部署を被監査部署とする場合の監査責任者の新設 26年7月 インシデント発生時の対応を明確化 26年12月 政府機関統一基準群（26年度版）の制定に伴い、標的型攻撃対策、U S Bメモリ等外部電磁的媒体の利用対策、外部委託対策等の新設 27年3月 事務室及び電算室の入退室対策の強化 27年6月 電算室内の監視の新設 28年7月 情報の取扱いに係る牽制機能の強化、事務室の入退室管理の強化等 29年8月 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成28年度版）に準拠した情報セキュリティ規程及び当該規程に基づく関係18要領の制定（10月より施行） 【個人情報取扱規程】 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）」の改正（26年12月及び27年8月）や保有個人情報等管理状況点検、個人情報の取扱いに係る内部監査結果等を踏まえ、個人情報取扱規程の改正を行った。 27年3月 保有個人情報へのアクセス監視の強化及び業務委託に係る措置の強化 27年6月 保有個人情報に監視カメラ画像ファイルを新設 27年12月 個人情報漏えい時の初期対応に係る対策強化及び現場における個人情報の安全管理措置の徹底の明確化 28年7月 個人情報の取扱いに係る牽制機能の強化 29年8月 独立行政法人等個人情報保護法等の改正に伴う個人情報取扱規程の改正（10月より施行） 【特定個人情報取扱規程等】	<自己評価> 評定：B 政府機関統一基準群を含む一連の対策等を踏まえた規程の整備等を行っており、情報セキュリティ対策自己点検や情報セキュリティ監査等により遵守状況を把握し、必要に応じて対策を講じるなど、情報セキュリティ対策に係るP D C Aサイクルを構築するための取組を推進したほか、情報セキュリティに係る主務省との連絡体制を整備し適切に情報共有を行い、29年度にはC I O補佐官を設置する等セキュリティ対策の向上に努め、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、29年度に設置したC I O補佐官の専門的な知見の活用を通じて情
④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。 ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るP D C Aサイクルを構築するための取組を推進する。 イ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実			

効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

27年10月のマイナンバー法の施行に伴い、28年1月のマイナンバー制度運用開始に向けて、27年12月に特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する基本方針及び特定個人情報取扱規程を制定した。

(役職員の資質向上)

- ・ 毎年度、全役職員を対象としたコンプライアンス研修（内容に情報セキュリティ対策を含む）を実施し、情報セキュリティに対する意識の向上を図ったほか、情報セキュリティ担当者を対象として、より専門的な内容の研修を受講させ、資質の向上を図った。

また、28年7月から29年1月にかけて、政府機関統一基準群の改定に伴いNISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催した勉強会に担当職員が出席して、改定内容について理解を深めたほか、28年12月にはNISCが主催した情報セキュリティセミナーに最高情報セキュリティ責任者（CISO）である役員が出席し、最近のサイバーセキュリティの動向や改正サイバーセキュリティ基本法の改正内容等について理解を深めた。

(自己点検)

- ・ 毎年度4月に、前年度の情報セキュリティ対策の実施状況について役職員個々が自己点検を行い、その結果について、必要に応じて情報セキュリティ責任者が改善を促した。

なお、27年7月に開催された農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、情報セキュリティ対策の自己点検については、職員だけではなく役員も含めて実施する必要があるとの意見があったことを踏まえ、28年4月の自己点検からは役員も含めて実施した。

(情報セキュリティ監査)

- ・ 毎年度、情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況に関する内部監査を実施しており、これまでに改善指摘を行った事項についてフォローアップを行った結果、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。

(情報セキュリティ対策の推進)

- ・ 事務室への部外者の進入防止及び情報資産等を含む信用基金財産の保全の観点から、27年3月に、事務室出入口にICカード認証式の電気鍵を導入した。
- ・ 電算室の管理の一環として、27年7月に監視カメラを設置したほか、室温の上昇を防ぐため同年8月に空調設備を導入した。
- ・ 保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、27年度に、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムにおいて、アクセス状況の監視を行うためのプログラム改修等を行った。
- ・ 情報セキュリティ態勢の一層の強化を図るため、専門的な知見を有する外部専門家によるセキュリティコンサルティングを受けることとし、27年9月に企画競争公告を行い委託業者を決定、27年11月に契約を締結した。

本コンサルティングでは、政府統一基準群等に対する内部規程の準拠状況の確認を行ったほか、保有する情報資産を洗い出した上でリスク評価を実施し、28年3月に現状の情報セキュリティ態勢に関する問題点について緊急性及び重要性についての評価を受けるとともに優先順位を含めた具体的な改善提案を受け、28年5月に開催した情報化推進委員会において、1年以内に対応を要するとされた技術的な対策についての対応計画案について審議を行い、ネットワーク（LAN）の再構築により情報系ネットワークを統合し、ユーザー管理、ログ管理、資産管理を一元的に実施できるようにしたほか、入口対策や外部への情報漏えい対策も含めた多層防御を図る等の技術的対策について同年中に対応を完了した。

(情報セキュリティに関する委員会の開催)

- ・ 毎年度、情報化推進委員会を開催し、情報セキュリティ規程の改正や情報セキュリティ対策事項

報セキュリティ対策を総合的に推進する。

			等について審議を行ったほか、情報セキュリティ対策の自己点検結果等について報告し情報共有を行った。なお、27年度以降は、委員会の審議等の結果を、内部統制委員会（27年4月設置）に報告した。 ○ 最高情報セキュリティアドバイザーの設置 29年11月に政府統一基準を踏まえたPDCAサイクルを構築するための取組の強化に関して支援・助言を得るため、最高情報セキュリティアドバイザー（情報化統括補佐官を兼務。以下「CIO補佐官」という。）を設置した。 ○ 主務省との連絡体制の整備と情報共有 ・ 毎年度、農林水産省経営局金融調整課との間で、情報セキュリティに関する緊急時の連絡網を整備した。 ・ 主務省からの情報セキュリティに関する注意喚起情報については、役職員に対してメールにより通知するとともに、役職員専用情報サイトに掲載して、信用基金内での情報共有を適切に行った。また、主務省から提供を受けたMicrosoft社Windows OS等に関する脆弱性情報と当該脆弱性対応のための修正プログラム情報について、情報システムの状況に照らし適切に対応を行った。 ・ 平成27年6月の日本年金機構の個人情報漏えい事案に関する主務省からの照会への回答の遅延を契機に、情報セキュリティインシデント発生時等、有事の際に迅速な連絡・対応が必要となることを踏まえ、信用基金内の情報セキュリティに関する緊急連絡網について、登録者の連絡先を複数登録して、より連絡が確実になるよう見直しを行った。 ○ 情報セキュリティインシデントへの対応 ・ 27年2月に信用基金ウェブサイトの閲覧及び電子メールの送受信が不能となる障害が発生した。原因は、ホスティングサーバの切り替えの際の業者間の連絡不徹底によるもので、障害発生日中に完全復旧した。 本件については、利用者への情報提供等が一時的に途絶えることとなったことに鑑み、主務省に報告した。 ・ 林業信用保証業務に係る信用格付と自己査定結果の整合性の確保のためのシステムの改修に関し、27年9月30日に改修プログラムなどが保存されたUSBメモリを改修委託先事業者が紛失する事案が発生したが、10月2日に発見された。紛失USBメモリには個人情報が含まれていないことを確認し、信用基金内及び主務省に報告するとともに、委託先業者に対して再発防止を徹底させた。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備を行うとともに、日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえた情報セキュリティ対策の点検・強化や、情報セキュリティに係る連絡体制を整備したほか、情報セキュリティ体制の一層の強化を図るため27年度に実施したセキュリティコンサルティングで受けた指導・助言を踏まえた措置を適切に講じるとともに、29年度には最高情報セキュリティアドバイザーを設置するなど、情報セキュリティ対策の向上に努めており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。	B

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

サイバー攻撃等の脅威への対処を万全にするため、引き続き情報セキュリティ対策の自己点検の実施及び政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ規程等の整備をするとともに、最高情報セキュリティアドバイザーの知見を活用して情報セキュリティの向上に繋がる取組を不断に実施し、情報セキュリティに係る課題が発見された場合は、適宜主務省等と情報交換を行い、適切な対策を実施する必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－6	業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> システムの改善がコスト削減、調達における透明性、業務運営の合理化・効率化を確保するものであるか	<主要な業務実績> 6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 ○ 毎年度、情報化推進委員会において、各情報システムの改修計画等を内容とする情報システム整備計画を審議し、同計画に基づきプログラム改修を行った。なお、プログラム改修に当たっては、コストの削減、調達における透明性の確保を図る観点から、複数の業者による見積合わせや一般競争入札（総合評価落札方式）及び公募方式により業者の選定を行った。また、29年11月のC I O補佐官の設置に伴い、情報システムの調達を行う場合、当該調達に係る起案の前に仕様書、費用の見積等について、C I O補佐官の承認を要することとし、当該調達内容の適正性やコストの妥当性について検証を行っている。 ○ 主要な情報システムの主な整備状況等は以下のとおりである。 (1) 農業保証保険システム ① 新資金追加等に伴うプログラム修正（26年6月）。 ② 信用リスクに応じた保証・保険料率導入に伴うプログラム修正（27年4月）。 ③ 保険通知等を基金協会から信用基金サーバへアップロードするための機能追加に係るプログラム修正（28年3月）。 ④ 27年4月に発覚した保険料徴収漏れの原因となったプログラムの不具合修正及び複雑化した保険料計算プログラムの単純化（27年5月及び29年3月）。 ⑤ 青年等就農資金に係る保険料率設定変更等のプログラム改修（29年6月）。 (2) 林業業務システム ① 保証先の格付判定プログラムについて、前回更新時から時間が経過したことにより、精度に乖離が見られるようになったことを受けて、精度向上のためのプログラム修正（25年9月）。 ② 保証先の信用格付と自己査定結果の整合性を確保するためのプログラム追加（27年9月）。 ③ 28年4月に発覚した保証料徴収漏れ等への対策として、保証料の徴収管理をより効率的に行うためのプログラム修正（29年11月）。 (3) 漁業保証保険システム ① 国により措置された無保証人型漁業融資促進事業等に対応するためのプログラム修正（28年5月）。 ② 漁業信用基金協会合併に対応するためのプログラム修正（29年1月）。 ③ 漁協経営改善資金及び漁協事業改善促進資金の追加に係るプログラム改修（29年6月）。 (4) 基幹LANシステム	<自己評価> 評定：B システム整備計画に基づくシステムの改善や対象資金の追加に伴うシステムの改修を着実に実施し、業務運営の効率化、合理化を図ったこと及びC I O補佐官を設置し、システム調達の適正性やコストの妥当性について検証を行うなど中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 各システムの稼動状況を踏まえシステム整備計画を改正するとともに、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化を確保するシステム改善を図る。

			① サイバーセキュリティ対策を向上するためのLANの再構築（28年11月）。 ② ファイアウォール等におけるファームウェアのアップグレード（30年2月）。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 毎年度システム整備計画を改正し、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化に繋がるシステム改善を図ったほか、最高情報セキュリティアドバイザーを設置し、システム調達の適正性やコストの妥当性について検証を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、各システムの稼働状況を踏まえシステム整備計画を改正するとともに、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化を確保するシステム改善を適宜行う必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施）

2. 主要な経年データ															
評価対象となる指標		達成目標	(参考) 24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争入札等	件数	—	12件	100%	12件	100%	18件	95%	14件	93%	9件	90%	8件	73%	61件 構成比91%
	金額(百万円)	—	65	100%	65	100%	187	99%	297	99%	122	92%	44	63%	715百万円 94%
随意契約	件数	—	—	—	—	—	1件	5%	1件	7%	1件	10%	3件	27%	6件 9%
	金額(百万円)	—	—	—	—	—	3	1%	3	1%	11	8%	26	37%	43百万円 6%
合計	件数	—	12件	100%	12件	100%	19件	100%	15件	100%	10件	100%	11件	100%	67件 100%
	金額(百万円)	—	65	100%	65	100%	190	100%	300	100%	133	100%	69	100%	757百万円 100%
一般競争入札等に係る応札者数調べ	1者	—	5件	63%	5件	42%	10件	56%	6件	43%	5件	56%	1件	13%	27件 44%
	2者	—	—	—	1件	8%	2件	11%	4件	29%	—	—	2件	25%	9件 15%
	3者	—	—	—	3件	25%	3件	17%	2件	14%	1件	11%	2件	25%	11件 18%
	4者	—	1件	13%	2件	17%	3件	17%	1件	7%	1件	11%	1件	13%	8件 13%
	5者以上	—	2件	25%	1件	8%	—	—	1件	7%	2件	22%	2件	25%	6件 10%
一般競争入札等に係る落札率調べ	90%以上	—	2件	25%	3件	25%	4件	22%	3件	21%	3件	33%	1件	13%	14件 23%
	80%台	—	1件	13%	5件	42%	6件	33%	6件	43%	3件	33%	1件	13%	21件 34%
	70%台	—	1件	13%	2件	17%	2件	11%	4件	29%	2件	22%	1件	13%	11件 18%
	60%台	—	1件	13%	—	—	3件	17%	—	—	1件	11%	3件	38%	7件 11%
	50%台	—	1件	13%	1件	8%	2件	11%	1件	7%	—	—	—	—	4件 7%
	50%未満	—	2件	25%	1件	8%	1件	6%	—	—	—	—	2件	25%	4件 7%

(注1) 少額随意契約を除く。

(注2) 「一般競争入札等」については、企画競争、公募を含む。

(注3) 「一般競争入札等に係る応札者数調べ」及び「一般競争入札等に係る落札率調べ」の24年度については、企画競争、公募を除く一般競争入札のみの件数である。

(注4) 構成比については、少数点以下を四捨五入しているため、合計が100%としない場合がある。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事	<主な定量的指標> 一般競争入札等の割合 <その他の指標> なし <評価の視点> 調達等合理化計画に基づき一般競争入札等が実施されているか	<主要な業務実績> 7 調達方式の適正化 (1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施 ○ 調達に係る契約について、26年度までは「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえて策定した20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画（22年4月公表）に基づき、競争性のない随意契約については、一般競争入札等に移行するよう取組を着実に実施した。 また、27年度以降、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、①重点的に取り組む分野、②調達に関するガバナンスの徹底、③調達等合理化の推進体制等を具体的に定めた調達等合理化計画を策定して取組を実施した。	<自己評価> 評定：B 随意契約等見直し計画や調達等合理化計画に基づき一般競争入札等を着実に実施し、1者応札・1者応募の改善に向けた取組も実施するなど、適正な調達方式で契約が行われており、中期目標を達成したことから、Bとす

まえ、次の事項を着実に実施する。 ① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。		なお、調達等合理化計画に基づく着実な取組を実施するため、27年11月9日に第3期中期目標が変更されたことに伴い、第3期中期計画及び27年度年度計画の変更を行った（中期計画の変更認可：28年1月20日 年度計画の変更届出：28年1月22日）。 ○ 第3期中期目標期間中に締結した契約（少額随意契約を除く。以下同じ）は、件数で67件、金額で7億57百万円であった。 契約方式別にみると、一般競争入札等が61件7億15百万円、随意契約（競争性なし）が6件43百万円であった（一般競争入札等の全体に占める割合は件数で91%、金額で94%）。 また、一般競争入札等に係る応札者数は、1者が27件（構成比44%）、2者以上が34件（同56%）で、2者以上が過半を占めており、落札率を見ても90%以上の落札率は14件で、一般競争入札等の61件に占める割合は23%と多くないことから、適正な調達方式で契約を行っている。 ○ 随意契約（競争性なし）の概要は以下のとおりである。 26年度の随意契約1件については、信用基金に対する税務調査が実施されている中で、緊急に信用基金の会計及び税務に精通している者から税務相談の役務の提供を受ける必要があったことから、27年2月に契約審査会に諮った上で、随意契約を行った。 27年度の随意契約1件については、林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務に係るもので、同システムの著作権を有する開発業者でないと業務を遂行できないことから28年2月に契約審査会に諮った上で、随意契約を行った。 28年度の随意契約1件については、27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約の平成28事業年度分に係るもので、2年目の契約継続にあたり27年度監査業務実績及び28年度の監査計画について契約審査会で審査を行い、適切と認められたことから、継続することとし、主務大臣による選任を受けて随意契約を行った。 29年度の随意契約3件のうち2件は、財務会計システム（ソフトウェア）における運用・保守業務及び林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務であり、同システムの著作権を有する開発業者でないと業務を遂行できないことから、契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行った。また、残る1件は、27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約の平成29事業年度分に係るもので、3年目の契約継続にあたり、28年度業務実績及び29年度の監査計画について契約審査会で審査を行い、適正と認められたことから、継続することとし、主務大臣による選任を受けて、随意契約を行ったものである。 ○ 1者応札・1者応募の改善の取組事項については、以下のとおり実施した。 ① 公告等周知方法の改善 毎年予定されている契約及び実施時期が明らかな契約については、24年度より事前公表を実施しており、第3期中期目標期間においても毎年度当初に信用基金ウェブサイトの「契約関連情報」に掲載を行った。 また、18年度より、全案件について入札内容・参加要件を信用基金ウェブサイトにより公告したほか、入札説明資料等各種書類は、セキュリティ・機密性の高い契約以外は、信用基金ウェブサイトにより公表し、ダウンロードできるようにした。 ② 仕様書内容等の見直し 複数の業者が応募できるよう、過去の業務実績を競争参加要件としていた点について評価項目とする仕様書内容等の見直しに努めたほか、27年度より情報システムに係る保守契約や監査契約等、毎年度行われる契約について、応募者数を増やすため、契約期間を単年度から複数年度とすること	る。 <課題と対応> 引き続き、調達等合理化計画に基づき一般競争入札等を着実に実施するとともに、1者応札・1者応募の改善に向けた取組を実施する。
---	---	--	---	---

により改善を図った。

③ 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保

28年度より全案件について、契約事務取扱細則に定める公告期間（10日以上）よりも長い27日以上をとって十分な期間を設定することにより、応募者の仕様書作成に必要な期間の確保に努めた。

④ 信用基金ウェブサイト等への方法で公告する他、声がけの実施

信用基金ウェブサイト等への方法で公告する他、過去に入札参加したことのある事業者への声がけを28年度から一般競争入札全部（28年度は9件、29年度は8件）について行い、うち11件が2者以上の応札であった。

⑤ 業者等からの聴き取りを踏まえた改善方策

27年度より、業者からの聴き取りを踏まえて応募者数確保のための改善方策を実施するよう努めており、例として、設備の賃貸借に係る案件については、応募に当たって事前に現地調査やビル管理会社と調整等を行う必要があり、これに必要な準備期間が不足しているという意見があったため、このような意見を踏まえ期間設定を十分確保した。

29年度においては、契約事務取扱細則に定める公告期間（10日以上）を踏まえ、最低で16日、最高で60日の十分な公告期間を設定した。

○ 調達に関するガバナンスの徹底

・ オープンカウンター方式の試行実施

少額随意契約の改善を図るため、より競争性や透明性に配慮した取組として、また、中小企業者、障害者就労施設等の積極的活用の取組として、可能な範囲で調達に参加を希望する者から広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式による調達を29年7月から30年3月末まで試行実施し、11件の調達を行い、このうち、新規参入業者とは5件の契約を締結した。

なお、オープンカウンター方式による調達について、30年4月より本格実施することとした。

・ 契約事務に関する内部チェックの強化

適正な契約方法の実施や競争性を確保した業者選定に努めるため、28年4月に「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状況の総務部総務課における点検について」を制定し、個別の契約事案について事前に総務課が担当部署からヒアリングを行い内容チェックを実施した。

・ 契約事務担当者以外の職員の立会いによる検収の徹底

不祥事等の発生を未然に防止するため、28年4月に契約事務取扱細則を一部改正し、調達対象物品等の納品時の検査に際しては、当該契約の事務に直接関係しない担当者が立会い、検査調書に記名した（28年度の検査調書は16件、29年度の検査調書は20件）。

・ 調達担当者に対する、調達に関する外部研修への参加

官公需確保対策地方推進協議会において実施された新規中小企業者等の活用のための措置等の研修に、担当職員が参加した（25年2月2名、26年8月1名、27年9月1名、28年9月2名、29年9月1名）。

グリーン購入法基本方針及び環境配慮契約法基本方針説明会において実施された環境物品の調達の推進に係る研修に、担当職員が参加した。（26年2月1名、27年2月1名、28年2月1名、29年2月1名、30年2月1名）

これらの研修で受講した内容については、物品購入を行う場合の事前確認に活用したほか、契約担当部署と情報を共有することで、中小企業者等との契約や環境物品の調達の推進に資した。

・ 調達担当者に対する、調達に関する内部研修の実施

適正な契約方法の実施を図るため、総務課による「平成29年度契約事務説明会」を各部室課の調達担当者に対して29年6月に開催し、

			① 少額随意契約におけるオープンカウンター方式による調達に係る事務手続き ② 中小企業者及び障害者就労施設からの受注、調達の推進を図ること、また、ワークライフバランス等を推進する企業を評価する取組を行うこと ③ 環境への負荷の少ない物品等の調達推進 ④ 入札談合の防止に向けての取組 等の説明を行い、37名が参加した。 調達に関する事務処理マニュアル等の整備・周知 各部署の調達担当者が適正な契約方法の実施を図るため、「契約事務手続きマニュアル」を29年4月に作成し、煩雑な契約事務手続きについて書式を定める等、統一的に事務を遂行できるようにするとともに、メールにより役職員に通知し、周知を図った。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 随意契約等見直し計画や調達等合理化計画に基づき一般競争入札等を着実に実施し、1者応札・1者応募の改善に向けた取組も実施するなど、適正な契約を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、一者応札の解消に向けた取組を実施していく必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ② 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 契約監視委員会等により、契約の適正化が図られているか	<主要な業務実績> (2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施 ○ 契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもって構成し、個々の契約案件の競争性が確保されているかの事後点検を行うものであり、25年度、26年度は①競争性のない随意契約を継続しているものについて随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか、②競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか等について審議した。27年度以降においては、調達等合理化計画の策定及び同計画の自己評価の点検も行っており、その構成委員名、議事結果を信用基金ウェブサイトで公表した。 契約監視委員会については、年1回開催し、上記記載内容のほか1者応札・1者応募の改善に対する提案等もなされており、①毎年実施が予定されている契約を事前にウェブサイトに掲載する、②入札説明書等各种書類をウェブサイトに掲載しダウンロードできるようにすることの提案を受け、検討の上実施した（当該提案に基づき実施した1者応札・1者応募の改善に対する取組については、第1の7の(1)「調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施」参照）。 ○ 契約審査会（29年11月から「契約審査委員会」に改称。）は、総括理事（総務担当）、財務会計担当理事、総括調整役及び参事をもって構成（情報システムに係る契約審査については、CIO補佐官とシステム管理課長も参加）し、随意契約（少額随意契約及び公募による随意契約を除く）の妥当性の審査を行うもので、27年度以降は調達等合理化計画の推進も行った。 契約審査会については、第3期中期目標期間においては13回開催し、6件の随意契約の妥当性の審査を行った（随意契約の内容については、第1の7の(1)「調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施」参照）。	<自己評価> 評定：B 契約監視委員会及び契約審査会の活用等により、契約の適正化は図られており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施する。

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価

評価	B
<評価に至った理由> 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、契約手続きの適正化は図られており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施していく必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（取組状況の公表）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか	<主要な業務実績> (3) 取組状況の公表 ○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える契約について、信用基金ウェブサイトで公表した（25年度12件、26年度19件、27年度15件、28年度10件、29年度11件、計67件）。 また、各個別案件については、改善状況取組状況表による1者応札・1者応募の改善項目毎の取組状況の確認、契約監視委員会による事後点検を行うことによりフォローアップを実施した。 【公表する契約】（消費税相当分を含む。） 工事又は製造・・・・・・・・予定価格250万円超 財産の購入・・・・・・・・予定価格160万円超 賃借・・・・・・・・予定価格80万円超 その他の役務・・・・・・・・予定価格100万円超 ○ 信用基金ウェブサイトで22年4月に公表した20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画に基づく前年度の契約状況のフォローアップについては、26年度以前において毎年度実施し、その結果を信用基金ウェブサイトで公表した。 また、27年度以降においては、調達等合理化計画を毎年度策定（随意契約等見直し計画は廃止）し、信用基金ウェブサイトで公表した（前年度の契約状況のフォローアップについては、調達等合理化計画の中で記載）。	<自己評価> 評定：B 公表すべき契約を全て公表し、随意契約等見直し計画又は調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に実施する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 公表すべき契約をすべて公表するとともに、随意契約等見直し計画又は調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、公表すべき契約を公表し、取組状況のフォローアップを着実に行う必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－7	調達方式の適正化（監事及び会計監査人による監査の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 監事や会計監査人による入札・契約の適正なチェックを受けているか	<主要な業務実績> (4) 監事及び会計監査人による監査の実施（監事による監査の実施） ○ 契約に関する文書は、監事監査規程に基づき、決裁文書を施行前に監事に回付することにより、契約の適正性について事前チェックを受けた（予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く）が、指摘はなかった。 このほか、定例監査（期末監査（毎年度4～6月）及び期中監査（毎年度10～12月））において、契約の適正性について事後チェックを受けたが、指摘はなかった。 (会計監査人による監査の実施) ○ 以下のとおり、会計監査人による監査が行われた。会計監査人から、期中及び期末監査の中で入札・契約の適正な実施について監査を受け、また、監事に対する監査計画説明、理事長とのディスカッション等も実施された。 ① 期中監査 毎年度、監査契約締結後から年度末にかけて、各勘定毎の期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。 また、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般的な統制及び業務処理の統制について検証が行われたが、指摘はなかった。 ② 期末監査 毎年度終了後、資産の実在性を確かめるため、各勘定毎に現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対する残高確認が行われ、実在性が確認された。 また、期中監査で扱えなかった各勘定毎の前年度の取引や決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。 ③ 監事に対する監査計画説明等 毎年度、監事に対して監査計画の概要説明が行われたほか、期中監査及び期末監査の実施結果を踏まえたディスカッションが行われた。	<自己評価> 評定：B 監事及び会計監査人により、入札・契約の適正な実施、内部統制の有効性及び資産の実在性等について監査を受けており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、監事及び会計監査人による監査を受ける。

			④ 理事長とのディスカッション 会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立てること及び効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の運営方針及び内部統制に対する取組や運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況とその未然防止に係る取組状況等について、理事長とのディスカッションが行われた。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 監事による契約に係る事前事後チェックや会計監査人による期中・期末監査、理事長とのディスカッションを通じて、入札・契約の適正な実施がなされており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、監事及び会計監査人による適正な監査を受ける必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－1	事務処理の迅速化（保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理））

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報【標準期間処理率】								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 第2期目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
（農業信用保険業務）													
保険通知・保険料徴収	85%以上	80%以上	99.7%	99.9%	99.8%	99.9%	99.9%						
保険金支払審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
納付回収金受納	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
長期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
短期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
（林業信用保証業務）													
保証審査	85%以上	80%以上	90.7%	92.9%	91.8%	96.4%	98.8%						
代位弁済審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	86.8%	100.0%						
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	97.6%	100.0%	100.0%						
（漁業信用保険業務）													
保険通知・保険料徴収	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
保険金支払審査	85%以上	80%以上	97.9%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%						
納付回収金受納	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
長期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
短期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
（農業災害補償業務）													
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
（漁業災害補償業務）													
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%	—	—	—						

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	＜主な定量的指標＞ 標準期間処理率 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事務処理の迅速化 (1) 保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理） ○ 標準処理期間の事務処理について、第3期中期目標期間の実績は2. 主要な経年データのとおりであり、全ての項目で目標を達成した。 ○ 達成率が100%未満となった項目の理由は、全て信用基金の責めに帰さない事情（利用者から提出される書類の不備等）によるものである。	＜自己評価＞ 評定：B 中期目標期間を通じて目標を達成したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、目標達成に向け取り組む。
1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。	1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	＜評価の視点＞ 質の高いサービスを提供しつつ、事務処理の迅速化が図られているか		

① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。また、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮する。 なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。	(1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮し、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日 イ 保険金支払審査 25日 ウ 納付回収金の受納 29日 エ 保証審査 7日 オ 代位弁済 135日 カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) 農業災害補償 4日 林業 3日 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 漁業災害補償 4日			
---	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 第3期中期目標期間において各業務全てで目標を達成していることから、評価をBとする。	B

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、標準処理期間内に業務を処理していく必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－1	事務処理の迅速化（保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
（農業信用保険業務）													
債務保証要綱等制定・改正協議	－	193件	167件	248件	225件	168件	199件						
大口保険引受協議	－	357件	320件	332件	438件	476件	537件						
大口保険金請求協議	－	21件	23件	14件	14件	16件	9件						
保険引受に関する相談件数	－	57件	47件	57件	61件	43件	40件						
保険金支払・回収に関する相談件数	－	（注１）	18件	11件	19件	15件	12件						
大口保険引受案件等現地協議	－	11協会	13協会	12協会	11協会	14協会	12協会						
保険金支払・回収現地協議	－	8協会	9協会	9協会	9協会	7協会	7協会						
（漁業信用保険業務）													
大口保険引受協議	－	58件	81件	88件	76件	68件	52件						
大口保険金請求協議	－	33件	48件	45件	51件	38件	26件						
保険金支払・回収現地協議	－	12協会	13協会	13協会	13協会	13協会	13協会 （注２）						

（注1）農業信用保険業務の「保険金支払・回収に関する相談件数」の24年度については、相談件数のデータ集計を行っていない。
（注2）29年度の漁業信用保険業務の保険金支払・回収現地協議については、29年4月に設立された全国漁業信用基金協会（42の基金協会のうち19基金協会が合併）の支所（合併前の基金協会）を含む。（下記業務実績に記載している電話による個別協議についても同じ。）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> (2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換（農業信用保険業務） ○ 債務保証要綱等の制定・改正の事前協議 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計1,007件）。 ○ 大口保険引受案件等に関する情報の共有 ・ 大口保険引受案件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計2,103件）。	<自己評価> 評定：B 基金協会等との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、基金協会等との間で情報の共有、意見調整を図っており、中期目標を達成したことから、Bとする。
② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意	(2) 農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）等関係機関との間で、保険引受	<評価の視点> 基金協会等関係機関と情報の共有、意見調整を着実に実施しているか		

見調整を着実に行う。	審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。	・ 基金協会との対面を通じて事故防止等に関する情報の共有化を図るため、大口保険引受案件等に係る経営状況や期中管理状況について基金協会との現地協議を実施した（25～29年度累計62基金協会）。 - また、各基金協会の保証利用状況、保証推進体制等について現況把握と情報共有を図るため、基金協会との現地協議を25～27年度に実施（累計11基金協会）するとともに、28年度及び29年度においては、銀行等融資の保証引受の取組状況等について情報共有を図るため、基金協会との現地協議を実施（28年度7基金協会、29年度5基金協会）した（25～29年度累計23基金協会）。 ○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有 ・ 大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（25～29年度累計76件）。 ・ 事前協議については、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行っており、保険金支払審査に係る情報の共有を図ることにより、保険金支払審査の事務処理期間の短縮に寄与した。 ○ 電話等により随時、基金協会等からの保険引受に關しての相談に対応した（25～29年度累計248件）。 ○ 電話等により随時、基金協会等からの保険金の支払・回収に關しての相談に対応した（25～29年度累計75件）。 ○ 求償権に関する情報の共有 大口求償債務者（注）の現況等の情報を共有するため、各基金協会から、年度末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、求償債務者の現況、回収経過及び回収見込額と回収促進のための取組状況等に係る基金協会との現地協議を実施した（25～29年度累計41基金協会）。 （注）大口求償債務者とは、次に該当するものをいう。 保険金残高の合計額が3千万円以上（基金協会において求償権の償却を行った部分を除く。）である者。 （漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件に関する情報の共有 ・ 大口保険引受案件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計365件）。 ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図った。 ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避を図った。 ○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有 ・ 大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（25～29年度累計208件）。 ・ 事前協議については、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行っており、	<課題と対応> 今後も基金協会等関係機関との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、情報の共有、情報蓄積を図り業務に活用する。
------------	---------------------------------	---	---

			代位弁済の妥当性や標準処理期間の短縮等に寄与した。 ○ 求償権に関する情報の共有 - 求償権の回収見込額及び回収経過についての情報の共有等を図るため、求償権を有する基金協会から、毎年度3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求償権回収方針及び求償債務者の現況等に係る基金協会との現地協議を実施した（25～29年度累計65基金協会）。 - 求償権回収の一層の促進を図るため、求償権を有する基金協会から、毎年度9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が直近3ヵ年の回収実績により算出した一定の割合に満たない基金協会に対して、個別協議を電話により実施した（25～29年度累計137基金協会）。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 基金協会との要綱協議、事前協議や現地協議等の実施により、基金協会との間で情報共有・意見交換の実施が行われており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、基金協会等関係機関との事前協議や現地協議等を実施して、情報共有や意見交換を行うことにより、情報の蓄積を図り、業務に活用する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第2-1	事務処理の迅速化（業務処理の方法の見直し）												

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 ③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 利用者の負担や業務の質の向上に繋がる取組を実施しているか	<主要な業務実績> (3) 業務処理の方法の見直し ○ 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しに努めており、第3期中期目標期間中に行った主な見直しは以下のとおりである。 - 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務において、東日本大震災の被災者や被災地域基金協会等の負担軽減に資するため、特例措置を延長するための規程整備を行った。 - 農業信用保険業務において、基金協会から信用基金への保険通知等に係るデータの授受をF D等で行っていたが、基金協会の事務及び経費の負担軽減並びにデータ紛失のリスクを避けるため、基金協会から信用基金サーバへデータをアップロードするための機能を追加し、それに伴うプログラム改修を28年3月に完了した（28年5月より運用開始）。 - 林業信用保証業務において、林業者等の出資者（利用者）が保有する出資持分の譲渡し等にあたっては、その都度出資に係る書式を利用者に送付していたが、利用者の利便性の向上を図るため、28年7月に出資に係る書式を信用基金ウェブサイトに掲載し、利用者が直接当該書式をダウンロードできるよう見直しを行った。 - 林業信用保証業務において、制度発足当初から林業者等の出資者には出資証券を発行し、当該出資持分に譲受け・譲渡しが発生する都度、出資証券を回収、発行してきたが、譲渡しの場合には、ほぼ全ての事案で譲渡しが完了するまで出資証券の回収・発行手続きが複数回に及び、出資者にとって、出資証券の保管、譲渡し時の名義の書き換えや紛失時の届出手続きなどが必要となることから、これらの出資証券管理の負担を軽減するため、出資持分の確認は必要に応じて残高証明書の発行により行うこととし、28年12月に出資証券を廃止した。これにより、出資証券を継続的に管理する手間が解消されることとなった。 - 林業者等の出資持分の相続手続きには、所定の相続届とともに出資名義人の除籍謄本を始め、相続人全員の戸籍謄本や住民票等多数の書類提出を求めていたが、29年5月から法務省が法定相続証明制度を開始したことを受け、相続手続きに関する利用者の負担を軽減する観点から、認証文付きの法定相続情報一覧図の提出により戸籍謄本等の提出を省略できるよう相続届の様式を29年6月に改訂した。	<自己評価> 評定：A 制度発足当初からの出資証券の廃止やデータ紛失リスクの低減の取組など所期の目標を上回る取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> 今後も業務処理方法の見直し等を行い、利用者負担の軽減や業務の質の向上に繋がる取組を実施する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評 定	A
< 評定に至った理由 > 毎年度、利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減の観点から、業務処理方法の見直しを図っているところであるが、28年度においては、制度発足当初からの業務処理方法を大きく見直した。 具体的には、林業信用保証業務において、出資に係る手続きの都度要していた出資証券を廃止することにより、当該証券の提出・保管を不要としたこと及び残高証明書により出資持分を通知することで利用者が現持分を確実に確認できるようにするなど利用者負担の軽減、出資に係る事務手続きの簡素化及び証券を発行することにより発生するリスク（紛失時の手続等）の軽減を図ったところ。 本取組により、今後の事務処理の迅速化も期待でき、さらに今後同様の手続きが発生した際の利用者負担の軽減及び事務手続きの簡素化によるメリットは大きいと考えられ、所期の目標を上回る成果が見られることから、評定をAとする。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 引き続き、業務処理方法の見直し等を行い、利用者負担の軽減や業務の質の向上に繋がる取組を積極的に検討し、実施する必要がある。 < その他事項 >	

中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2—2	情報の提供・開示（情報開示の充実を促進）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ウェブサイト更新回数	—	71回	99回	113回	158回	177回	186回						
ウェブサイトアクセス 件数	—	57,888件	72,876件	65,531件	40,526件	26,375件	28,242件						

（注）27年度からアクセス件数のカウント方法が変更。本文参照。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 ① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 国民や利用者に対し、適切、かつ分かりやすい情報開示がされているか	<主要な業務実績> 2 情報の提供・開示 (1) 情報開示の充実を促進 ○ 国民一般や利用者に対する信用基金の情報開示を充実させるため、信用基金ウェブサイトについて、適切かつ分かりやすい内容とするように努めた。 第3期中期目標期間におけるウェブサイトの更新、ウェブサイトへのアクセス件数は、2. 主要な経年データのとおりとなった。なお、27年4月にアクセス件数のカウントツールを変更しており、26年度までアクセス件数として対象とされていた、利用者が「お気に入り」として登録したウェブサイト内のトップページ以外のページへの直接のアクセスについては、カウント対象外となっている。 ○ 28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、信用基金ウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティ（ホームページを利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できること）に関する検証を実施し、背景と文字のコントラストが低く、弱視者が利用しづらい可能性があるページ等を洗い出すとともに該当ページの改善に取り組んでいる。 ○ 今後の取組方針として、30年3月に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、信用基金ウェブサイト公表した。 ○ 法令等により公表すべき事項（中期計画、年度計画、業務方法書、財務、契約、組織等）については、速やかに公表した。 また、国民一般や利用者への情報提供等のため、第3期中期目標期間において信用基金ウェブサイトに掲載した主な内容は以下のとおりである（法令等により公表すべき事項を除く。）。 ・ 信用基金全体及び各業務に係るパンフレット、リーフレット等の掲載・更新 ・ 信用基金全体及び各業務に係る取組（東日本大震災や台風等の災害に対する取組を含む。）についての情報の掲載・更新 ・ 各業務に係る業務実績の更新（毎月）	<自己評価> 評定：B 国民一般や利用者に対し適切に情報開示を行った。 また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配付、信用基金ウェブサイトで公表するとともに、関係団体との情報交換会を実施し、情報提供を図るなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、適切な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配付、公表し、情報提供を図る。 また、「ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、信用基金ウェブサイト適切に更新する。

- 各業務における関係機関等への主な情報提供は以下のとおりである。
- (農業信用保証業務)
- ・ 機関誌「農業信用保証保険」を年4回発行し、農業信用保険の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢等の一般情報のほか、基金協会からの情報提供を掲載し、基金協会等関係機関に配付した。
 - ・ 農業信用保証保険事業の概況・動向については、毎年度、「農業信用保険年報」を発行し、基金協会等関係機関に配付した。
 - ・ これまでの求償権管理回収等事務研修会で取り上げた事例研究（質問事項及び解説）を取りまとめた「求償権の管理・回収に係るQ & A100」（冊子）を作成し、27年11月に基金協会に配付した。
 - ・ 「日本再興戦略2016」において「民間金融機関における農業融資活性化のため、信用保証制度を見直す」ことが掲げられたこと等を踏まえ、基金協会を交えた検討会を開催し、農業融資活性化のための制度の見直し検討を行い、その制度見直し内容を金融機関等へ説明・普及推進等するため、29年3月及び7月にパンフレット（「農業信用保証保険制度のご案内」、「農業融資保険の利用について」）の改訂版を作成し、これを信用基金ウェブサイトに掲載するとともに、基金協会等関係機関へ配付した。
 - ・ 29年度には、基金協会が銀行等に対して行う制度説明に同行し、融資保険制度の説明及び情報収集を10基金協会で行った（うち1基金協会は2回実施）するとともに、商工組合中央金庫に対して融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を行った他、日本政策金融公庫（保険部門）、全国信用保証協会連合会及び農林中金総合研究所との情報交換を行った。
 - ・ また、財務局主催の農業融資セミナーにおいて、融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を2財務局で行った。さらに、財務事務所主催の農業融資セミナーにおいて、2基金協会が融資保険を含む農業信用保証保険制度の説明を行うにあたり、信用基金において制度説明資料を作成し、基金協会に配付した。
- (林業信用保証業務)
- ・ 毎年度、林業信用保証制度に関するパンフレットを見直したほか、ウッド・サポート5000やログ・プロダクツ3000等の新保証商品や各業種別のリーフレットを作成し、各種会議等で配付するとともに信用基金ウェブサイトに掲載した。
 - ・ 29年4月に林業成長産業化モデル地域支援保証のリーフレットを、5月に林業信用保証制度に関する29年度版パンフレット等を作成し、信用基金ウェブサイトに掲載した他、各種会議において配付した。
 - ・ 29年11月に林業機械の購入を検討している事業者向けのリーフレットを作成し、森林・林業・環境機械展示実演会において林業機械の業界団体に配布するなど情報提供を行った。
 - ・ 広く国民一般に対し保証制度を紹介するため、農林水産省・林野庁等主催の「みどりとふれあうフェスティバル」に毎年度参加し、広報活動を行った。
 - ・ 「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を毎年度開催し、保証制度の周知徹底、保証業務の動向や林業金融予算等につき情報提供に努めた。
 - ・ 林業信用保証の認知度を上げ、保証利用者をはじめ国民一般に親しみやすいトレードマークを29年5月に設定し、名刺、封筒、パンフレット等へ掲載した。

			(漁業信用保険業務) - 事業概要を取りまとめた「業務報告書」を毎年度作成し、基金協会等関係機関に配付した。 - 漁業信用保険業務の動向等を取りまとめた「業務統計年報（漁業信用保険業務）」を毎年度作成し、基金協会等関係機関に配付した。 (農業災害補償関係業務) (公社) 全国農業共済協会が運営するNOSA I イントラネットを活用して、 - 毎年度、信用基金の業務概要について周知を行ったほか、貸付けに係る事務手続きについても掲示した。 - 農業共済団体等の財務状況調査結果を毎年度掲示した。 - 信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果を収録した「農業共済財務主要統計」を毎年度作成し、農業共済団体等関係機関に配付した。 (漁業災害補償関係業務) - 業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」を毎年度作成し、漁業共済団体等関係機関に配付した。 - 漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を毎年度作成し、漁業共済団体等関係機関に配付した。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 国民一般や利用者に対し適切かつ迅速に情報開示を行っている。 また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配布、ウェブサイトで公表するとともに、関係機関との情報交換会を実施し、情報提供を図っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適切かつ迅速な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配布、公表し、情報提供を図る必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第2—2	情報の提供・開示（業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底）												

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示を行っているか	<主要な業務実績> (2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底 ○ 勘定区分に応じた財務諸表のほか、財務内容の一層の透明性を確保するため、以下の情報を毎年度、信用基金ウェブサイトに掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」（以下「財会省令」という。）に規定された区分毎の財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料 ② 決算情報について、経年比較や財務分析指標 ③ 事業報告書について、財会省令の区分による、 ・ 事業損益の経年比較・分析 ・ 総資産の経年比較・分析 ・ 財源構造及び財務データ ・ その他業務実績等報告書と関連付けた事業説明 ○ 28年10月に実施したリスク管理態勢の確認に係る内部監査において、農業信用保険勘定の27年度財務諸表に計上した責任準備金に関して算出誤りがあり、約9百万円多く計上されていることが判明したが、この額については28年度決算において前期損益修正を行った。 なお、修正した額は、損益及び財務諸表利用者の判断に影響を与えるものではなかった。	<自己評価> 評価：B 信用基金ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、決算情報等を適切に開示し、財務内容の透明性を確保する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた適切な区分に基づく情報の開示を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、決算情報等を適切に開示し、財務内容等の透明性を確保していく必要がある。	

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第2—2	情報の提供・開示（利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応）												

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。	(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 信用基金の利用者から意見募集を行い、業務運営に反映させているか	<主要な業務実績> (3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応（業務共通） ○ 28年2月1日、改正独立行政法人農林漁業信用基金法の施行に伴い、信用基金の重要事項の審議を行う運営委員会が設置されるとともに、主務大臣により出資者、学識経験者（農林漁業者や金融機関等）で構成される運営委員が任命され、以降、農業信用保険業務については6回、その他の各業務については5回の運営委員会が開催された。 この委員会においては、28、29年度年度計画（案）、業務方法書の一部変更（案）、第4期中期計画（案）や30年度年度計画（案）について審議が行われ、原案のとおり了承されたほか、信用基金の業務の実績に対する主務大臣による評価や決算等についての報告が行われ、信用基金の運営についての議論が行われた。 ○ 運営委員会における委員からの意見を踏まえ業務運営等に反映させた事項は以下のとおりである。 ・ 28年10月開催の運営委員会（農業災害補償関係業務）における委員からの「現在の低金利情勢から、農業災害補償関係業務の貸付利率について検討してもいい時期にきているのではないか」との意見を踏まえ、農業・漁業災害補償関係業務の貸付利率を29年4月から引き下げた（第3の1の(6)「適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）」を参照）。 ・ 29年10月開催の運営委員会（農業信用保険業務）における委員からの「業務の標準処理期間について、信用基金の責めによらない事情により標準処理期間内に処理できない場合については、その旨を評価書の中に説明として加筆する必要があるのではないか」との意見を踏まえ、今後作成する評価書に記載することとした。 ・ 29年9月開催の運営委員会（漁業信用保険業務）における委員からの「法令違反行為等に関する相談窓口又は通報窓口については、通報者（職員）にとってハードルが高いものとならないよう、顧問弁護士等の外部（第三者）へ通報できる仕組みを次期中期計画等に向けて検討すべき」との意見及び「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日消費者庁）を踏まえ、関係規程の改正を行うとともに、30年度上半期中に弁護士事務所を外部窓口として設置することを検討することとした。	<自己評価> 評定：B 運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見を収集し、業務運営に反映するとともに、苦情への適切な対応を行うなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、運営委員会等の各種会議やアンケート調査における利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組む。 また、苦情等が寄せられた場合には、苦情対応要領に基づき、適切な対応を行う。

○ 利用者等から信用基金の業務に関して寄せられた苦情等に対し、必要な手続きを苦情対応要領に定めており、苦情等が寄せられた際には適切な対応を行った。

- ・ 苦情の内容は、いずれも林業信用保証業務に係るものであった。

林業信用保証業務に係る出資持分については、従来より林業者等の出資者から払戻しができないかという問い合わせや要望が寄せられていたところであるが、特に28年度は、信用基金が保有する職員宿舎である成城宿舎の処分による出資持分の一部払戻しの通知をしたことを契機として、出資持分を全額払い戻すべきという要望が数多く寄せられた。これに対して「独立行政法人通則法の規定により不要財産に係る払戻しを行う場合を除き、出資持分の払戻しを行うことは、法律で禁止されている」旨を丁寧に説明するなど、誠実な対応に努めたが、十分な理解を得られなかったもの（苦情）があった。また、29年度においても、保証利用が終了してから期間が経つのに、出資が戻ってこないとの苦情が寄せられ、同様に丁寧に説明し、理解を求めた。

- ・ 相談の内容は、林業信用保証業務に係るもので、29年度に、法人の吸収合併により本店所在地が変更となることに伴い、林業信用保証業務において都道府県別に設定している保証倍率が下がり、結果として保証限度額も下がることについてであり、現行ではやむを得ないものである旨を説明し、理解を得た。

○ 苦情対応要領について、金融検査マニュアルの改正により「顧客サポート」の概念が取り入れられたことを受け、苦情対応のみ規定していた部分に「問い合わせ、相談、要望」への対応を追加する改正を29年2月に行った。

（農業信用保険業務）

○ 基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための「保証引受等基本動向調査」を毎年度実施するとともに、26年度からは農協及び銀行等金融機関に対して保証・保険制度や農業融資に対する意識等を把握するための「金融機関貸出等に関する基本動向調査」を毎年度実施し、調査結果については、報告書として取りまとめ、業務遂行の参考とするとともに、基金協会等に報告書を配付し情報の共有を図った。

○ 農業信用保険業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者（利用者）である基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を、毎年度6月及び3月に開催し、農業信用保険業務に係る年度計画や決算及び業務の現況等について説明を行った。

また、「農業信用保険運営協議会」については、「運営委員会」の設置に伴い27年6月の開催を最後に廃止したが、引き続き、政府以外の出資者である基金協会等に対し農業信用保険業務に関する重要事項の情報提供を行うため、「都道府県農業信用基金協会等代表者連絡会議」を28年3月、28年6月、29年3月、29年6月及び30年3月に開催した。

これらの会議においては、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。

○ 29年8月から9月にかけて実施した「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査において、基金協会及び農協から農業信用保証保険制度の役割等について意見を求め、29年11月に調査結果の取りまとめを行ったが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。

（林業信用保証業務）

○ 林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を毎年度2回実施し、実施時点での関係業界における売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び実績を調査した。

調査結果については、保証利用者への情報提供等を目的として信用基金ウェブサイトに掲載したほか、この調査結果を基に、資金需要が見込まれる地域を把握し、保証拡大に向けて当該地域の金融機関を重点的に訪問するなど、保証制度の周知に利用した。

○ 27年5月に、保証利用している素材生産業者（約350者）を対象に、素材生産業に関するアンケート調査を実施した。結果として素材生産を拡大するための立木購入に対する支援措置への期待が高いことを把握した。その結果を踏まえ、今後資金需要の拡大が見込まれる素材生産に着目した新たな部分保証である「素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）」を創設し、28年度から取扱いを開始した。

○ 都道府県林業信用保証担当者及び相談員（注）会議を毎年度開催し、出席者から、今後の保証メニューの検討にあたり参考となる各地域の業界の動向についての情報等を得ており、業務運営に反映させるよう努めた。

なお、当該会議については、出席者からの情報提供、相互の情報共有を深化させるため、28年度から全国を4ブロックに分けて開催した。

（注）地域の林業・木材産業に関する情報収集や基金制度の普及等を図るため、都道府県から推薦を受けた者に相談員委嘱を行う。

また、関係業界の動向を把握するとともにその意見を聴取するため、木材関係中央団体との情報交換を行った。

○ 28年6月に、情報収集用に公開アドレスを設定し、都道府県担当者や相談員に対して地域の林業・木材産業の動向等に関する情報提供を依頼したが、29年度末までに本メールアドレスを活用した特段の情報提供は得られなかった。

○ 林業信用保証業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府、都道府県以外の出資者の組織する林業関係中央団体である（一社）全国木材組合連合会等の団体及び農林中央金庫を構成員とする「林業信用保証連絡協議会」を毎年度初めに開催し、林業信用保証業務に係る決算及び業務の現況等について説明を行ったが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。なお、「林業信用保証連絡協議会」については、「運営委員会」の設置に伴い27年4月の開催を最後に廃止した。

この他、（一社）全国木材組合連合会等の団体、日本政策金融公庫及び農林中央金庫とは、情報共有を図る会議や情報・意見交換会を実施しており、これらを通じて得た「コンテナ苗の生産支援等が必要」との意見を踏まえ、種苗組合や種苗生産者を訪問し、保証制度の周知、利用者のニーズの把握に努めた。

（漁業信用保険業務）

○ 毎年度秋に開催される基金協会主催のブロック会議に出席し、意見交換を行った。基金協会から、保険料率の引下げや保証の対象資金の拡大等の意見・要望があり、国と相談しながら検討していくこととした。

○ 漁業信用保険業務に関する現況等の説明や業務に対する意見を聴くために、（一社）漁業信用基金中央会、農林中央金庫等を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を毎年度7月に開催し、漁業信用保険業務に係る決算及び業務の現況等について説明を行った。出席者からは広域合併への取組など最近の基金協会事情、漁業就業者確保対策等についての情報提供があり、意見交換も行われたが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。なお、「漁業信用保険連絡協議会」については、「運営委員

			会」の設置に伴い27年7月の開催を最後に廃止した。 (農業災害補償関係業務) ○ 農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会等の代表、(公社)全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を毎年度6月に開催し、農業災害補償関係業務に係る決算及び業務の現況等について説明を行い、意見交換を行ったが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。なお、「農業災害補償運営協議会」については、「運営委員会」の設置に伴い27年6月の開催を最後に廃止した。 (漁業災害補償関係業務) ○ 漁業共済組合に対して共済金支払資金に係る借入実績、借入条件及び漁業災害補償関係業務に係る改善要望についてのアンケート調査を毎年度1月に実施したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。なお、調査結果については取りまとめた上で漁業共済組合に配付した。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見・苦情を把握し、より利用者の意見を取り入れた業務改善に向けた取組を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、運営委員会等の各種会議における意見交換やアンケート調査により把握した利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組むとともに、苦情が発生した際には適切に対応していく必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第2—2		情報の提供・開示（職員の勤務条件の公表）											

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 改正後速やかに公表しているか	<主要な業務実績> (4) 職員の勤務条件の公表 ○ 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則については、改正の都度、信用基金ウェブサイトで公表した。（最新30年2月23日公表）	<自己評価> 評価：B 改正の都度、公表しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、改正後公表する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 職員の勤務条件については、改正の都度、公表しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員の勤務条件について、改正の都度、公表していく必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A－B）	－	2,985	1,917	3,035	2,491	518	3,431	11,392
収益合計（A）	－	7,613	7,049	6,961	6,240	5,959	5,722	31,931
政府事業交付金収入	－	1,146	732	564	324	324	54	1,998
事業収入	－	6,467	6,317	6,397	5,915	5,636	5,669	29,934
保険料収入	－	3,557	3,469	3,433	3,278	3,075	2,947	16,202
回収金収入	－	2,910	2,848	2,963	2,637	2,561	2,722	13,731
費用合計（B）	－	4,628	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538
事業費	－	4,628	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538
保険金	－	4,628	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい	<主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務） ○ 25～28年度に開催した農業信用保険料率算定委員会（以下この項目において「料率算定委員会」という。）において、直近の保険料率改定時（20年7月）の保険料率の基礎とした理論値（19年度理論値）と直近の保険事業実績を踏まえて算定した理論値について比較分析を行い、現行の保険料率水準の点検を行った。また、その点検結果等を踏まえ現行の保険料率の見直しについての検討を行った。 ○ 25～27年度に開催した料率算定委員会においては、保険料率の見直しについては、畜産関係の特別対策や金融円滑化法の影響、さらには保証人や担保に依存しない融資・保証への取組が推進されており、こうした取組が与える影響について注視していくことが重要であるとの結論であった。 ○ 28年11月に開催した料率算定委員会における保険料率水準の点検の結果、資金別に農業資金については28年度理論値が19年度理論値を上回ったが、農業資金以外については下回っていた。加えて現行の資金区分全体での平均保険料率（0.197%）より28年度理論値の資金区分全体での平均収支均衡料率（0.155%）の方が、0.04%（現行平均保険料率の約2割）下方に乖離していた。 このため、同委員会において、この点検結果や近年の保険収支が黒字で推移している状況、また、28年6月に閣議決定された政府の成長戦略である「日本再興戦略2016」では、新たに講ずべき具体的な施策として、民間金融機関による農業融資の活性化が掲げられており、こうした国の施策方向を踏まえ、信用基金としても農業融資の活性化を図る観点から、28年度理論値が19年度理論値を上回って	<自己評価> 評定：A 毎年度、料率算定委員会において、現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについての検討を行った。 また、28年度においては、被災地の基金協会からの災害関係資金に係る負担軽減措置の要望を踏まえ、被災農業者が農業経営の再建を図るための資金について災害特例保険料率を導入するとともに、国が示す農業融資活性化の方向に即して、農業者の負担軽減を図るため、保険料率水準を2割程度引下げたこと、また、信用リスクに応じた保険

の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	いた農業資金も含めた全体の保険料率水準を引き下げること検討するとの結論となった。 ・ 具体的な見直しについては、基金協会を交えた検討会において検討した結果、農業者の負担軽減を図り民間金融機関による農業融資の活性化に資する必要があることから、資金全体として保険料率を平均0.04%引き下げることが了承された。 ・ その後、29年2月に開催された第4回農業信用保険業務運営委員会において、業務方法書の一部変更（農業信用保険業務の保険料率引き下げ他）が了承され、29年3月に業務方法書の一部変更について主務大臣の認可を得たため、29年4月からの新規保険引受分より新たな保険料率を適用した。 ○ 29年12月に開催した料率算定委員会において、以下のとおり検討を行った。 ・ 「直近の保険料率改定時（29年4月）の保険料率の基礎とした理論値（28年度理論値）」と「直近の保険事業実績を踏まえて算定した理論値（29年度理論値）」の比較分析を行い、現行の保険料率水準の点検を行った。この結果、資金区分毎にみると、「29年度理論値」が「28年度理論値」を上回る資金区分、下回る資金区分の両方があったが、直近の保険料率改定時の基本とした資金区分全体では、「29年度理論値」が「28年度理論値」を下回っていたところであり、29年4月の保険料率改定から間もないことから、現状において保険料率の見直しを行うのは適当ではないとした。 ・ 借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の本格的な実施（デフォルト率による段階別料率の導入）については、与信上のデータの蓄積を引き続き行うとともに、デフォルト率による信用リスク評価システムの運営方法及び信用リスク評価に係る料率のあり方について、基金協会を交えて検討していくこととした（第1－2「信用リスクに応じた保証・保険料率の導入（農業信用保険業務）」を参照）。 ○ 27年度以降の料率算定委員会における現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについての検討結果については、リスク管理委員会（27年4月設置）に報告したが、意見はなかった。 ○ これまで、大規模災害時には、その都度、国から関係機関に対して、被災農業者に対する資金融通の円滑化に向けた対応が要請され、また、被災地の基金協会からも信用基金に対して、被災農業者の資金調達に係る負担軽減のための支援措置が要望されてきたところである。 このため、被災農業者が経営再建を図るための資金について、保険料率の特例措置を講じるため、必要な業務方法書の変更を行い、28年4月14日（平成28年熊本地震発生日）から適用し、被災農業者の経営再建のための支援措置を講じた。	料率及び28年度に措置した災害特例保険料率の引下げ（0.02%）を行い、農業経営の改善に資する見直しを積極的に講じた。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。
--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
＜評価に至った理由＞ 毎年度、料率算定委員会において、現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについての検討を行った。 また、28年度においては、被災地の基金協会からの災害関係資金に係る負担軽減措置の要望を踏まえ、被災農業者が農業経営の再建を図るための資金について災害特例保険料率を導入するとともに、「日本再興戦略2016」において示された農業融資活性化の方向に即して、農業者の負担軽減を図るため、保険料率水準を2割程度下げたこと、また、信用リスクに応じた保険料率及び28年度に措置した災害特例保険料率の引下げ（0.02%）を行い、農業経営の改善に資する見直しを積極的に講じた。 これらを踏まえると、所期の目標を上回る成果を上げたものと判断できることから、評価をAとする。	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、農業信用保険料率算定委員会において保険料率の水準を点検し、必要に応じて見直しを行う必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A－B）	－	▲546	▲105	173	▲169	19	11	▲71
収益合計（A）	－	1,798	1,320	753	1,008	707	684	4,472
政府事業交付金収入	－	1,048	446	134	532	208	122	1,442
事業収入	－	750	874	619	476	499	562	3,030
└保証料収入	－	411	362	344	320	302	293	1,621
└求償権回収収入	－	339	512	275	156	197	269	1,409
費用合計（B）	－	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543
事業費	－	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543
└代位弁済費	－	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において	<主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> (2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務） ○ 毎年度、林業信用保証料率算定委員会（以下この項目において「料率算定委員会」という。）において、業務収支の状況や事故の発生状況を踏まえ、制度資金の政策効果の発揮や林業者等の負担増加にも配慮しつつ、保証料率水準の点検とその妥当性の検討を行った。また、その点検結果等を踏まえ現行の保証料率の見直しについての検討を行った。 この結果、25～29年度のいずれの年度においても、現行の保証料率の見直しは適当ではないとの結論となったため、第3期中期目標期間において、保証料率の見直しは行わなかった。 ○ 直近の料率算定委員会（29年12月開催）における現行の保証料率水準の点検及び現行の保証料率の見直しについての検討結果 次のことから、保証料率は据え置くとともに、保証料率の体系を維持することとした。 ・ 木材供給量の増大が大きな政策目標とされる一方、木材・木製品製造業に対する金融機関の貸出残高は減少傾向にあることから、林業者等の投資を促すためには、保証料率を引き下げることによる林業者等の保証料負担の軽減が有効と考えられるが、現時点で保証料率の引き下げは「業務収支の黒字を目指す」という方針に合致しないこと ・ 林業者等の経営環境は依然として厳しく、保証料の負担増加は避けるべき状況にあること ・ 保証料収入と求償権回収収入によって代位弁済額を賄うとして保証料率を算定するとした場合の理論値は近年大きく変化していないこと ・ 制度資金等の政策的に重要な資金の保証料率や財務状況に応じた格付け毎の保証料率の水準についても、見直しが必要なほど状況は変化していないこと	<自己評価> 評定：B 毎年度、料率算定委員会において、現行の保証料率水準の点検及び現行の保証料率の見直しについての検討を行っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において、保証料率の水準の点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。

の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	○ 27年度以降の料率算定委員会における現行の保証料率水準の点検及び現行の保証料率の見直しについての検討結果については、リスク管理委員会（27年4月設置）に報告したが、意見はなかった。	
--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 毎年、料率算定委員会において、業務収支の状況や代位弁済等の発生状況を踏まえた保証料率の点検、見直しが適切に検討されており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 保証料率を林業者等の特性を踏まえたリスクを勘案した適切な水準とするため、引き続き、林業信用保証料率算定委員会において保証料率の水準を点検し、必要に応じて見直しを行う必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3―1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A－B）	－	756	945	617	553	▲676	1,015	2,454
収益合計（A）	－	2,606	2,584	2,670	2,670	2,293	2,522	12,739
政府事業交付金収入	－	822	606	709	1,078	748	960	4,101
事業収入	－	1,784	1,978	1,961	1,593	1,545	1,563	8,640
保険料収入	－	1,072	1,042	985	939	867	793	4,626
回収金収入	－	712	936	975	653	679	770	4,013
費用合計（B）	－	1,850	1,639	2,053	2,118	2,969	1,507	10,286
事業費	－	1,850	1,639	2,053	2,118	2,969	1,507	10,286
うち保険金	－	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	9,592

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において	<主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> (3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務） ○ 毎年度、漁業信用保険料率算定委員会（以下この項目において「料率算定委員会」という。）において、直近の保険料率改定時（20年4月）の保険料率の基礎とした理論値（19年度理論値）と直近の保険事業実績を加えて算定した理論値について比較検証を行い、現行の保険料率水準の点検を行った。 また、その点検結果等を踏まえ現行の保険料率の見直しについての検討を行った。 この結果、25～29年度のいずれの年度においても、現行の保険料率の見直しは適当ではないとの結論となったため、第3期中期目標期間において、保険料率の見直しは行わなかった。 ○ 直近の料率算定委員会（29年12月開催）における現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについての検討結果 19年度理論値と28年度保険事業実績を加えて算定した理論値（29年度理論値）の比較により、19年度理論値に基づき設定した現行の保険料率が適正であるかを検証した結果、いずれの資金・区分においても、29年度理論値は現行の保険料率を上回っているが、 ・ 漁業者等の負担が過度に大きくなることがないよう、低い保険料率を維持するため、設定保険料率との差の部分について漁業信用保険事業交付金の交付がなされ、また、保証人や担保に依存しない融資への保証に係る回収金減少見合として無保証人型漁業融資促進事業交付金等の措置がなされていることにより、単年度の保険収支が計算され、近年の漁業信用保険業務の保険収支は黒字となっている ・ 漁業経営を巡る厳しい情勢（養殖用配合飼料の原料コスト高騰、高船齢化など）が続いていること等を踏まえると、現段階において、保険料率の見直しを行うの適当ではないと考えられ、引き続	<自己評価> 評定：B 毎年度、料率算定委員会において、現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについての検討を行っており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	き現行保険料率を維持することとした。 ○ 27年度以降の料率算定委員会における現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについての検討結果については、リスク管理委員会（27年4月設置）に報告したが、意見はなかった。	
--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 毎年度、料率算定委員会において、現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについて検討しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、料率算定委員会において、現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについての検討を行い、必要に応じて見直しを行う必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）等（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証料収入計画(百万円) (A)	24年度対比1.6%増	(443) (24年度見込額)	387	437	441	445	450	2,160
保証料収入実績(百万円) (B)	—	411	362	344	320	302	293	1,621
達成率（B／A）	—	—	93.5%	78.7%	72.7%	67.8%	65.1%	75.1%

評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） (A－B)	—	▲546	▲105	173	▲169	19	11	▲71
収益合計（A）	—	1,798	1,320	753	1,008	707	684	4,472
政府事業交付金収入	—	1,048	446	134	532	208	122	1,442
事業収入	—	750	874	619	476	499	562	3,030
保証料収入	—	411	362	344	320	302	293	1,621
求償権回収収入	—	339	512	275	156	197	269	1,409
費用合計（B）	—	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543
事業費	—	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543
代位弁済費	—	2,344	1,425	581	1,177	687	673	4,543

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> 保証料収入、業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の黒字化のため、保証料収入の目標を達成しているか	<主要な業務実績> (4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）等（林業信用保証業務） ○ 保証料収入は、「平成24年度比で1.6%の増」という目標に対して低い水準に止まったが、代位弁済額が24年度に比して低位で推移していること等により、中期目標期間を通じた業務収支差は、中期計画当初に計画した▲28億62百万円から▲71百万円に圧縮された。 ○ 保証料収入が伸び悩んだのは、次のような理由によるものと考えられる。 ・ 林業・木材産業における借入残高の全体が減少する中で、林業信用保証に係る残高も24年度末から漸減してきたこと ・ 金融緩和の流れの中で金融機関による低利率プロパー融資が進んだこと ・ 低保証料に設定している保証商品の増加や格付けの低位な者に対する保証の減少から、適用した保証料率の平均が低下するとともに、部分保証の割合が増加した結果、貸付金額に対する保証料の割合が低下したこと	<自己評価> 評定：C 計画した保証料収入金額には及ばなかったものの、中期目標期間を通じた業務収支差は当初計画額に比べ大幅に圧縮されたこと、保証の引受の増減は景気動向に左右される面が強く、林業・木材産業における借入残高全体が減少する中で、本業務の活用が当初の想定より

政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。	○ 林業信用保証の拡大に向け、次の取組を行った。 ・ 28年7月に「林業信用保証利用拡大プロジェクトチーム」を設置し、保証利用の実態を踏まえて普及方針を決定する等の組織的な取組を行った。 ・ 保証利用の拡大が見込まれる業界、地域、金融機関を主な対象として、パンフレットの配付や会議参加、個別訪問等により重点的な制度普及を行った。 ① 事業体、業界団体：累計262箇所（25年度（5箇所）、26年度（70箇所）27年度（82箇所）、28年度（75箇所）、29年度（30箇所）） ② 金融機関：累計419店舗（25年度（10店舗）、26年度（26店舗）、27年度（135店舗）、28年度（113店舗）、29年度（135店舗）） ・ 森林・林業基本計画に掲げる木材供給量の目標達成に資するため、政策的に重要性を増している原木の安定供給や素材生産業者の事業規模の拡大を支援する保証商品を創設し、利用促進を図った。 ① 木材安定供給保証（ウッド・サポート5000） 26年10月から取扱いを開始し、29年度末までの引受実績は79件、22億9百万円 ② 素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000） 28年4月から取扱いを開始し、29年度末までの引受実績は43件、5億73百万円 ③ 林業成長産業化モデル地域支援保証 29年4月から取扱いを開始し、29年度末までの引受実績は2件、31百万円 ○ また、業務収支の黒字を目指すための代位弁済率の低減化については、格付けの低位な者に対する保証は代位弁済になる可能性が高くなるため引受審査を厳格化するとともに、部分保証によるモラルハザード対策の実施や債務保証先のフォローアップ等に取り組んだ（第3の2の(5)「林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ」及び第3の3の(3)「林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組」を参照）。これらのこともあり、代位弁済率は第2期中期目標期間の2.82%から第3期中期目標期間では1.13%に低下した。	も低位となり、それに伴い保証料収入も低位であったものの、保証利用拡大の取組を進めたこと、更なる保証利用拡大に向けた改善の取組を進めていることを考慮して、Cとする。 <課題と対応> 森林・林業基本計画に掲げる木材供給量の増大に向け、事業規模拡大や生産性向上等のための投資の促進に資するよう、保証利用に関する条件整備を図ることが必要である。このため、今後、林業・木材産業に関する施策の実現に貢献するよう、需要者ニーズも踏まえて保証条件や運用の見直しを検討するとともに、一層の効率的な普及等を進める。また、第4期中期目標期間の業務収支の黒字化を目指し、林業信用保証制度の普及推進・利用促進の取組を実施することにより、保証利用の拡大と保証料収入の確保を行う。
---	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	C
<評価に至った理由> 計画した保証料収入金額には及ばなかったものの、中期目標期間を通じた業務収支差は当初計画額に比べ大幅に圧縮されたこと、保証の引受の増減は景気動向に左右される面が強く、林業・木材産業における借入残高全体が減少する中で、本業務の活用が当初の想定よりも低位となり、それに伴い保証料収入も低位であったものの、保証料収入の増加に向け、事業者や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めたことを考慮して、評価をCとする。	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

林業・木材産業に関する施策の実現に貢献するよう、林政上の課題に対応し、需要者ニーズも踏まえて保証条件や運用の見直しを検討するとともに、林業信用保証制度の一層の効率的な普及等を進め、保証利用の拡大と保証料収入の確保を行う必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)									
長期資金	貸付金利	－	0.0160%	0.0155%	0.0155%	0.0155%	0.0075%	0.0060%	0.0060～0.0155%
	貸付件数	－	115件	73件	116件	73件	161件	81件	504件
短期資金	貸付金利	－	0.0125～0.0160%	0.0125%	0.0125%	0.0115～0.0125%	0.0070～0.0110%	0.0055～0.0070%	0.0055～0.0125%
	貸付件数	－	58件	54件	47件	42件	44件	38件	225件
(漁業信用保険業務)									
長期資金	貸付金利	－	0.0130～0.0160%	0.0130～0.0155%	0.0130～0.0155%	0.0125～0.0155%	0.0080～0.0085%	0.0060～0.0075%	0.0060～0.0155%
	貸付件数	－	350件	318件	160件	81件	123件	44件	726件
短期資金	貸付金利	－	0.0125～0.0130%	0.0125%	0.0125%	0.0115～0.0125%	0.0070～0.0075%	0.0055%	0.0055～0.0125%
	貸付件数	－	8件	7件	7件	14件	11件	5件	44件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> 貸付金利 <その他の指標> なし <評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか	<主要な業務実績> (5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務） ○ 基金協会に対して行う、保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するための貸付金については、基金協会が預金等で管理し、その利息収入を基金に繰り入れることにより、基金協会の保証能力の維持増大が図られることを目的として行っている。当該貸付金の貸付金利は、日本銀行が公表している「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（日本銀行が同行取引先の国内銀行、信用金庫及び商工組合中央金庫を対象として調査を実施）における預入期間毎の利率に2分の1を乗じて得た利率を貸付金利として設定しており、市中金利を考慮した適切な水準に設定している。	<自己評価> 評定：B 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。	

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

引き続き、市中金利を踏まえ、適切な貸付金利を設定する必要がある。

＜その他事項＞

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務））

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(農業災害補償関係業務)								25～28年度	29年度
3月以内(貸付金利0.3%)	—	3件	2件	—	2件	—	TIBOR+0.15% 1件	4件	1件
3月超6月以内(同 0.5%)	—	2件	1件	—	—	—		1件	
6月超1年以内(同 0.8%)	—	2件	2件	1件	1件	1件		5件	
(漁業災害補償関係業務)									
3月以内(貸付金利0.3%)	—	—	—	—	—	—	TIBOR+0.15% —	—	—
3月超6月以内(同 0.5%)	—	—	—	—	—	—		—	
6月超1年以内(同 0.8%)	—	16件	15件	3件	—	—		18件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> 貸付金利 <その他の指標> なし <評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか	<主要な業務実績> (6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務） ○ 共済団体等に対して行う資金の貸付は、共済金等の支払のセーフティネットとして行っていることから、貸付金利については市中金利と同程度の水準に設定するため、28年度までは日本銀行公表の「貸出約定平均金利（都市銀行及び地方銀行・短期・新規）」等を考慮した以下の貸付金利としていた。 3月以内 0.3% 3月超6月以内 0.5% 6月超1年以内 0.8% ○ 貸付金利の見直し ・ 見直しの経緯 28年10月開催の運営委員会における委員からの「現在の低金利情勢から、農業災害補償関係業務の貸付利率について検討してもいい時期にきているのではないか。」との意見を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の貸付金利について、信用基金において検討を行った。 検討の結果、日本銀行によるマイナス金利政策の導入後、一層低下している市中金利の状況に鑑み、また、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、貸付金利の設定について、市中金利連動型のルールに基づいた設定方法に見直し、29年4月から適用することとした。 ・ 見直し内容 借入申込み受理案件毎に、申込み受理日前に公表されている、借入申込み期間に相当する直近の全銀協日本円TIBORレートに一定の率を上乗せして貸付金利を設定するとともに、これまでの貸付期間の実績を踏まえ、より貸付期間に応じた金利実態を反映させるため、現行の「3月以内」の期間区分を3つに細分化（「1月以内」、「1月超2月以内」、「2月超3月以内」）し、29年4月から適用することとした。 この見直しの結果、貸付金利は、日本銀行公表の「貸出約定平均金利（都市銀行）」と同水準と	<自己評価> 評定：B 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。

なっており、出資者等に対する共済金等の支払のセーフティネット貸付けの貸付金利として、適切な水準にあるものと考えている。

(注) 全銀協日本円T I B O Rレートとは、(一社) 全国銀行協会が公表を行っている東京市場の銀行間取引金利である。

(参考) 見直し後の貸付金利水準

見直し前		見直し後	
期間区分	貸付金利	期間区分	貸付金利
3月以内	0.3%	1月以内	0.180%
		1月超2月以内	0.196%
		2月超3月以内	0.207%
3月超6月以内	0.5%	3月超6月以内	0.256%
6月超1年以内	0.8%	6月超1年以内	0.278%

(注) 見直し後の貸付金利は、29年3月31日に公表された全銀協日本円T I B O Rレートを基準にしたものであるため市中金利の動向により変動し得る。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、市中金利を踏まえ、適切な貸付金利を設定する必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－2	引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
債務保証要綱等制定・改正協議	－	193件	167件	248件	225件	168件	199件	1,007件
大口保険引受事前協議 (条件変更を含む)	－	357件	320件	332件	438件	476件	537件	2,103件
うち取り下げ件数	－	15件	11件	5件	11件	10件	11件	48件
大口保険引受事前協議 (条件変更を除く)	－	－	279件	284件	374件	415件	489件	1,821件 (注) 24年度は集計していない。
うち部分保証件数	－	59件	25件	36件	20件	13件	36件	130件
大口保険金請求事前協議	－	21件	23件	14件	14件	16件	9件	76件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	＜主な定量的指標＞ 協議実績件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大に係る検討を行ったか	＜主要な業務実績＞ 2 引受審査の厳格化等 (1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務） ○ 債務保証要綱等の制定・改正の事前協議 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計1,007件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計2,103件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、事前協議（条件変更を含む）を実施した案件のうち、取り下げは48件（25～29年度累計）であった。 なお、事前協議（条件変更を除く）を実施した案件のうち部分保証の対象となる畜特資金124件、農業経営負担軽減支援資金6件について、部分保証が実施されていることを確認した。 ○ 大口保険引受案件の事前協議対象範囲の拡大等 ・ 長期の農業経営改善資金についての拡大（26年度実施） 基金協会と大口保険引受案件事前協議の対象範囲の拡大について検討を行った。 その結果、事故率が高く保険収支の悪い長期の農業経営改善資金を対象として、元本額等の合計額が500万円以上のものについて大口保険引受案件事前協議の対象とする（通常は、元本額等の合計額が1億円以上のもの）こととし、26年10月以降の新たな保証申込案件から実施した。 なお、対象範囲を500万円以上に拡大したことにより事前協議の対象となった件数は186件であっ	＜自己評価＞ 評定：B 要綱協議や事前協議を着実に実施したことに加え、基金協会との検討を経て26年度及び27年度に大口保険引受案件の事前協議対象範囲を拡大しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、要綱協議や大口保険引受け案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。

			た。 ・ 営農維持資金及び農業再生資金についての拡大（27年度実施） 27年4月から新たに保険対象に追加された営農維持資金及び農業再生資金について、基金協会を交えた検討会で、大口保険引受案件事前協議の対象範囲についての検討を行った。 その結果、元本額等の合計額が50百万円以上のものについて大口保険引受案件事前協議の対象とする（通常は、元本額等の合計額が1億円以上のもの）こととし、27年10月以降の新たな保証申込案件から実施したが、事前協議の実績はなかった。 ・ その他事前協議対象範囲の拡大の検討等 毎年度、「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策や事前協議対象範囲の拡大の検討を行った。 この結果、いずれの年度においても、基金協会との情報の共有に努め、大口保険引受に関して事前協議を徹底することで、保険事故発生の抑制に取り組むこと、政策性が高い既存債務の返済に充てるための資金については農業者が必要とする資金の融通が滞ることのないよう配慮しつつ、事前協議を行っていくことが必要であることを確認し、事前協議の対象範囲については、26年10月より事故率の高い長期の農業経営改善資金、27年10月より事故率が高くなると見込まれる営農維持資金及び農業再生資金について事前協議対象を拡大したところであり、近年の保険収支は毎年度黒字となっていることから、その後の対象資金の拡大を行う状況ではないとの結論となった。 また、27年度以降の年度計画に「これまでの取組の効果を検証する」と計画したことから、同検討会において、大口保険引受案件の事前協議の効果の検証を行った結果、事前協議対象範囲の拡大により各基金協会における審査目線の統一等が図られ、保険事故が減少していることから、近年の保険収支は毎年度黒字であり、事前協議を含めた現行のモラルハザード防止対策が収支均衡に一定の効果をもたらしているとの取りまとめを行った。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議 大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計76件）。 具体的には記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 基金協会との要綱協議や事前協議を着実に実施したことのほか、基金協会との検討を経て、26年度及び27年度において大口保険引受案件の事前協議対象範囲を拡大し、審査の厳格化を図り、事故発生の抑制に努めており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、基金協会との要綱協議、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。 ＜その他事項＞	B

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－2	引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議	－	58件	81件	88件	76件	68件	52件	365件
うち事前協議により保証条件を変更した件数	－	－	2件	5件	－	－	－	7件
大口保険金請求事前協議	－	33件	48件	45件	51件	38件	26件	208件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	＜主な定量的指標＞ 協議実績件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大に係る検討を行ったか	＜主要な業務実績＞ (2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（25～29年度累計365件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図った。 なお、事前協議を実施した結果、保証条件が変更された案件は7件（25～29年度累計）であった。 ・ 事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の一月前までに」協議書を提出する旨を規定しているが、東日本大震災により被災した中小漁業者等を対象とする漁業者等緊急保証対策事業に係る案件については、早急に対応できるよう1か月を切る案件においても協議の受付を行った（25～29年度累計58件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議対象範囲の拡大等 ・ 借替緊急融資資金についての拡大（26年度実施） 26年2月より、（一社）漁業信用基金中央会や水産庁と大口保険引受案件事前協議の対象範囲の拡大について検討を開始した。 その結果、引受金額区分別にみた事故率の実績に基づき、事故率が特に高い資金である借替緊急融資資金のうち、保証の額が30百万円を超えるものについて大口保険引受案件事前協議の対象とする（通常は、保証の額が1～3億円を超えるもの（業種等により異なる））こととし、27年1月以降の新たな保証申込案件から実施した。 なお、対象範囲を30百万円超に拡大したことにより事前協議の対象となった件数は10件であった。 ・ その他事前協議対象範囲の拡大の検討等 毎年度、「漁業信用保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策や事前協議対象範囲の拡大の検討を行った。 27年度以降の年度計画に「これまでの取組の効果を検証する」と計画したことから、同検討会において、大口保証の事前協議の効果を検証を行った結果、近年の保険収支は黒字基調であり、事前	＜自己評価＞ 評定：B 事前協議を着実に実施したことに加え、（一社）漁業信用基金中央会や水産庁との検討を経て26年度に大口保険引受案件の事前協議対象範囲を拡大しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。

			協議を含めた現行のモラルハザード防止対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると推察され、とのとりまとめを行った。 なお、大口保証の事前協議については27年 1 月に基準額の対象拡大を図ったばかりであり、現行のモラルハザード防止対策を着実に実施しながら、今後の動向を注視し効果を検証すべきとの結論を得た。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議 大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（25～29年度累計208件）。 具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 基金協会との事前協議を着実に実施したことに加え、（一社）漁業信用基金中央会や水産庁との検討を経て26年度に大口保険引受案件の事前協議対象範囲を拡大しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－2	引受審査の厳格化等（保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
（農業信用保険業務）								
保証審査実務担当者研修会								
基金協会受講者数		47名	45名	50名	54名	53名	53名	延べ255名
基金協会参加率		81% (38/47協会)	77% (36/47協会)	87% (41/47協会)	98% (46/47協会)	87% (41/47協会)	89% (42/47協会)	88%（平均）
研修満足度	－	90%	90%	87%	89%	93%	95%	91%（平均）
求償権回収研修満足度								
基金協会受講者数		55名	45名	52名	46名	50名	56名	延べ249名
基金協会参加率		87% (41/47協会)	83% (39/47協会)	96% (45/47協会)	87% (41/47協会)	89% (42/47協会)	94% (44/47協会)	90%（平均）
研修満足度	－	95%	99%	96%	97%	97%	99%	98%（平均）
（林業信用保証業務）								
信用基金受講者数		－	－	19～24名	30名	26～34名	8～23名	延べ268名 （注）27年度は研修を2回開催しているが、受講者数は2回とも30名である。
研修満足度	－	－	－	－	－	95～100%	100%	99%（平均）
（漁業信用保険業務）								
全国研修会								
基金協会受講者数		51名	53名	46名	51名	52名	51名	延べ253名
基金協会参加率		90% (38/42協会)	98% (41/42協会)	83% (35/42協会)	88% (37/42協会)	86% (36/42協会)	86% (37/43協会)	88%（平均）
研修満足度	－	95%	98%	80%	82%	96%	98%	91%（平均）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。	<主な定量的指標> 研修満足度 <その他の指標> なし <評価の視点> 受講者等のニーズを踏まえた研修となっているか	<主要な業務実績> (3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催 「信用基金職員及び基金協会職員向け」又は「信用基金職員向け」の研修会を以下のとおり開催した。 （農業信用保険業務） ○ 外部講師等による保証審査実務担当者研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて、毎年度9月から10月に開催した。研修会においては、身近な取組を各基金協会で共有するよう、26年度からは基金協会職員を講師とした事例発表も行った。 なお、研修内容等についてアンケートを実施したところ、研修満足度は毎年度90%前後であった。 （主な研修テーマ） 担保評価の実務、動産担保・債権担保の法務と実務対応、経営者保証に対するガイドライン、農業者の青色申告決算書及び農業法人の決算書に係るチェックポイント、経営改善計画の策定手法とその審査、農業融資における保証審査のポイント（返済能力の見極め）	<自己評価> 評定：B 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催し、参加者の満足度や研修に対するニーズは高く、資質向上にも寄与しているものと考えられ、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応>

			○ 外部講師等による求償権管理回収等事務研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて、毎年度9月から10月に開催した。研修会においては、求償権の回収取組を各基金協会で共有するよう、25年度から27年度にかけては基金協会職員を講師とした事例発表も行った。また、専門的な法的実務を各基金協会で共有するよう、毎年度事例研究として、研修会出席者を5～6人の班に分けて、講師からの設問に対する解決策を班ごとに作成するグループ討議を実施した。 なお、研修内容等についてアンケートを実施したところ、研修満足度は毎年度90%台後半であった。 (主な研修テーマ) 保証債務の履行にあたっての留意点、債権執行の実務、相続に関する留意点、回収のための法的措置(支払督促、仮差押)と競売に関する留意点、無担保無保証案件における債権(預貯金債権・給与債権・賃料債権)執行の実務について、民法改正による基金協会実務への影響等 (林業信用保証業務) ○ 保証審査をする上で必要な林業者等に関する知識の向上等を図ることを目的とした外部講師等による研修会を信用基金職員に向けて、26年度から開催した(26年度3回、27年度2回、28年度3回、29年度4回開催)。 なお、28年度後半の研修から満足度に係るアンケートを実施しており、研修満足度は毎年度90%台後半であった。 (主な研修テーマ) 中小製材業の実態及び事例の紹介、国内製材業の展開における中小製材業の存立基盤等、製材市場の動向と製材業の市場対応、新たな森林・林業基本計画による施策の展開方向、合理化計画作成支援、森林・林業白書説明会、森林管理署及び林木育種センターにおける現地研修、最近の林業機械の動向等 (漁業信用保険業務) ○ 外部講師等による全国研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて、(一社)漁業信用基金中央会との共催で毎年度2月に開催した。 なお、研修内容等についてアンケートを実施したところ、研修満足度は毎年度80%以上であった。 (主な研修テーマ) 経営者保証に対するガイドライン、保証審査における被保証者の総資産・負債の把握、求償権の時効管理、マイナンバーガイドライン(事業者編)の概要、漁業保証保険契約及び大口保証に係る事前協議の留意事項、民法改正による基金協会実務への影響等 (業務共通) ○ 上記研修については、研修に参加した信用基金職員及び基金協会職員に研修の感想等についてアンケートを実施したところ、効果的との評価を得ており、また、そのニーズも高く、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。	受講者等のニーズやその時々の時勢を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する。
--	--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B

<評定に至った理由>

信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会については、参加者の満足度や研修に対するニーズも高く、資質向上にも寄与しているものと考えられ、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、受講者等のニーズやその時々の方勢を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－2	引受審査の厳格化等（信用基金の相談機能の強化）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)								
保険引受に関する相談件数	－	57件	47件	57件	61件	43件	40件	248件
保険金支払・回収に関する相談件数	－	－	18件	11件	19件	15件	12件	75件 (注) 24年度は集計していない。
大口保険引受案件等現地協議	－	11協会	13協会	12協会	11協会	14協会	12協会	62協会 (注) 28年度及び29年度は銀行等融資の保証引受等に係る現地協議
保険金支払・回収現地協議	－	8協会	9協会	9協会	9協会	7協会	7協会	41協会
(林業信用保証業務)								
現地訪問等での相談件数	－	－	－	4件	38件	48件	135件	225件 (注) 25年度以前は集計していない。このため、上記225件は、26～29年度までの累計件数である。
(漁業信用保険業務)								
保険金支払・回収現地協議	－	12協会	13協会	13協会	13協会	13協会	13協会	65協会 (注) 29年度は、29年4月に設立された全国漁業信用基金協会（42の基金協会のうち19基金協会が合併）の支所（合併前の基金協会）を含む。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。	<主な定量的指標> 相談・協議件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 現地協議等の実施により、相談機能の強化が図られているか	<主要な業務実績> (4) 信用基金の相談機能の強化（農業信用保険業務） ○ 電話等により随時、基金協会等からの保険引受に関しての相談に対応した（25～29年度累計248件）。 ○ 電話等により随時、基金協会等からの保険金の支払・回収に関しての相談に対応した（25～29年度累計75件）。 ○ 基金協会との対面を通じて事故防止等に関する情報の共有化を図るため、大口保険引受案件等に係る経営状況や期中管理状況について基金協会との現地協議を実施した（25～29年度累計62基金協会）。また、各基金協会の保証利用状況、保証推進体制等について現況把握と情報共有を図るため、基金	<自己評価> 評定：B 基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図るなど、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応>

		協会との現地協議を25～27年度に実施（累計11基金協会）するとともに、28年度及び29年度においては、銀行等融資の保証引受の取組状況等について情報共有を図るため、基金協会との現地協議を実施（28年度 7 基金協会、29年度 5 基金協会）した（25～29年度累計23基金協会）。 ○ 銀行等による農業融資活性化に向け、28年度より、銀行等融資の保証引受取組状況等について基金協会との現地協議を行った他、基金協会が銀行等に対して行う制度説明に同行し、融資保険制度の説明及び情報収集を行った（13基金協会（うち1基金協会は2回実施）・24金融機関）。 ○ 保険金の支払・回収について、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るための基金協会との現地協議を毎年度実施し、保険金残高が10百万円以上の求償債務者の回収見込額及び回収方針について、情報の共有を図った（25～29年度累計41基金協会）。 （林業信用保証業務） ○ 林業信用保証業務に関する相談機能強化のため、機会がある毎に林野庁企画課との勉強会や、研修等への参加により職員の専門性の向上を図った。 ○ 林業信用保証業務については、直接林業者等の保証をしていることから、東日本大震災復旧等緊急保証等についての相談窓口を第3期中期目標期間を通じて常時開設、信用基金ウェブサイトに掲載した。 この他、平成28年熊本地震や台風等の災害、年末や年度末の資金繰り等、必要な場合に相談窓口を開設、信用基金ウェブサイトに掲載した。 ○ また、保証引受に関する金融機関への現地訪問等で受けた相談の対応を行った（26～29年度累計225件）。 （漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件について、基金協会との個別協議（大口保険引受に係る事前協議（25～29年度累計365件））を実施し、信用基金の相談機能の強化を図った。 ○ 保険金の支払・回収について、大口保険金請求に係る事前協議を（25～29年度の累計208件）実施したほか、求償権の管理・回収の強化等を図るための現地協議を累計65基金協会（注）で実施し、さらに、求償権回収の一層の促進を図るための個別協議を電話により累計137基金協会（注）で実施した。	引き続き、信用基金の相談機能の強化を図るため、基金協会との事前協議及び現地協議並びに相談窓口の開設等を実施する。
--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、基金協会等関係機関及び利用者が相談しやすい体制で取り組み、信用基金の相談機能の強化を図っていく必要がある。	B

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-2		引受審査の厳格化等（審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務））						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受審査件数 (条件変更を含む)	—	1,765件	1,800件	1,680件	1,547件	1,417件	1,395件	7,839件（A）
うち審査協議件数	—	632件	466件	385件	420件	427件	355件	2,053件（B） B／A＝26.2％
うち取り下げ等 件数	—	93件	93件	74件	46件	12件	11件	236件（C） C／B＝11.5％
保証引受件数 (条件変更を除く)	—	1,359件	1,380件	1,235件	1,203件	1,121件	1,047件	5,986件
うち部分保証件数	—	277件	315件	321件	346件	364件	351件	1,697件
部分保証割合	—	20.4％	22.8％	26.0％	28.8％	32.5％	33.5％	28.3％
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績				自己評価	
② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けて引き続き取り組む。	(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。	<主な定量的指標> 審査件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか	<主要な業務実績> (5) 審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務） ○ 厳格な引受審査 ・ 25～29年度における全体の審査件数（条件変更を含む）のうち26.2％について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議し、定量要因及び定性要因の分析を踏まえた厳格な審査を行った。この結果、財務内容不良等による取り下げ等は審査協議件数の11.5％となった。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行った。 ・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業の財務諸表を詳細に分析するとともに、必要に応じて当該申請企業の保証取扱金融機関へのヒアリングを行いながら、信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価した。 定性要因については、林業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・金融機関の融資姿勢そして事業の発展性等の分析を行った。 ・ 26年4月より、審査体制を強化するため、大口案件やグループ企業に関する案件を重点的に審査する情報分析職を配置し、審査機能の強化を図った。 ○ 優良事業体への保証利用促進の働きかけ等の取組 素材生産事業体等の木材関係団体の総会などにおいて、財務内容の良好な者等を対象とするウッド・サポート5000（26年10月より取扱開始）やログ・プロダクツ3000（28年4月より取扱開始）を説明する等により優良事業体への保証利用促進の働きかけを行った。また、林業保証制度の周知のために訪問した金融機関（25～29年度累計419店舗）に対し、林業者等への融資状況を聴取し、ウッド・サポート5000やログ・プロダクツ3000を推奨したり、融資に積極的な姿勢が見られる金融機関に対しては				<自己評価> 評定：B 債務保証審査協議会の厳格な審査や部分保証の拡大を行う一方で、優良事業体への保証利用の働きかけ、金融機関との情報共有を進めるとともに、保証先のフォローアップとしての期中管理や経営指導等を実施するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 森林・林業基本計画に掲げる木材供給量の増大に向け、事業規模の拡大や生産性向上等のための投資の促進に資するよう、保証利用に関する条件整備を図る必要がある。こ	

			より詳しい説明をする等、優良事業体の保証利用促進のための働きかけを行った。 また、都道府県のブロック会議や連絡協議会に参加し優良事業体への保証利用促進の働きかけを行った。 ○ 金融機関との情報共有への取組 保証審査時に金融機関に対し、事案の内容や支援方針等を聴取する一方で、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、事案に対する双方の理解を深めつつ、審査に必要な情報の共有化を図った。 ○ 適切な期中管理と専門家を交えた経営診断・指導等 実質管理案件（注）について管理表を作成し、半年毎に金融機関を通じて収集した財務状況や借入金の弁済状況等をチェックし、的確な期中管理を行った。 経営状況が悪化した保証先に対して、専門家を交えたバンクミーティングや事業再生計画の策定及び策定した事業再生計画の進捗等を話し合う再生支援協議会主催の会議には可能な限り出席し（25～29年度累計59件）、林業・木材産業の専門機関として適宜発言を行って、保証先の経営診断やその健全化に向けた指導等を行った。 ○ 部分保証の実施 部分保証は、金融機関の責任も求めることにより厳格な引受審査や債務保証先のフォローアップにも資するものと位置づけてその拡大の取組を行った（取組内容は、第3の3の（3）「モラルハザード対策（部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証）」のとおり。）。 （注）実質管理案件とは、被保証者の状況から代位弁済の可能性が高いと判断されるなど、個別の案件毎に、より厳格な期中管理に努めなければならない案件である。	のため、今後、事業者の財務状況に加え、その将来性、政策性等を考慮した保証審査のあり方を検討する。また、林業・木材産業専門の保証機関としての知見を活用した金融機関との連携を一層推進するとともに、リスクシェアの観点から、部分保証を一層拡大するための方策やプロパー融資との組み合わせについて検討する。
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 債務保証審査協議会の厳格な審査や部分保証の拡大を行う一方で、優良事業体への保証利用の働きかけ、金融機関との情報共有を進めるとともに、保証先のフォローアップとしての期中管理や経営指導等を実施するなど、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適正な審査等を行うとともに、金融機関との情報共有を図り被保証者のフォローアップに向けた取組を実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受	—	68,592件	72,287件	68,944件	57,180件	57,577件	61,784件	317,772件
うち部分保証	—	354件	168件	182件	125件	58件	88件	621件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。	<主な定量的指標> 部分保証件数 <その他の指標> なし <評価の視点> モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか	<主要な業務実績> 3 モラルハザード対策 (1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務） ○ モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討 「農業信用保証保険業務あり方検討会」を毎年度開催し、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行った。 基金協会においては、保険収支の悪化要因となっている資金に対する部分保証や、事故率の高い資金を中心に代位弁済時等に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式を導入している。信用基金においては事前協議を行っていることから、かなりの対策が講じられ、保険収支も毎年度黒字であることから、現在講じられているモラルハザード防止対策が一定の効果をもたらしていると判断され、保険収支動向等を注視しながら引き続き検討していくこととした。 なお、27年度以降の同検討会の検討結果については、リスク管理委員会（27年4月設置）に報告したが、意見はなかった。 ○ 部分保証の拡充 上記のとおり、保険収支の悪化要因となっている資金に対する部分保証は、既に基金協会において実施しており、信用基金の保険収支も毎年度黒字ではあるが、第3期中期目標期間中に新たに保険対象とされた営農維持資金及び農業再生資金について、当該資金の性格等から事故率が高くなると見込まれることから、基金協会との検討・協議を重ね、27年度より部分保証を導入した。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 第3期中期目標期間以前に、既に畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金に部分保証を導入していたが、第3期中期目標期間においては、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、営農維持資金及び農業再生資金についても部分保証を導入した。これらの資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高い又は高くなると見込まれることから部分保証を実施したものである（25～29年度累計621件）。 ・ 部分保証の対象となる資金について、大口保険引受案件事前協議時に部分保証が実施されていることを確認したほか、大口保険引受案件事前協議対象の基準額以下の案件については、保険金支払審査時に部分保証が実施されていることの確認を行った。	<自己評価> 評定：B 「農業信用保証保険業務あり方検討会」を毎年度開催し、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行っており、また、基金協会との検討・協議を重ねて新たに部分保証を導入したり、部分保証等のモラルハザード防止対策を着実に実施するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、営農維持資金及び農業再生資金等については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されており、また「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行い、必要に応じて部分保証を拡充するとともに、モラルハザード防止対策を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受	—	4,985件	5,283件	5,474件	4,847件	4,851件	4,817件	25,272件
うち部分保証	—	—	—	1件	—	—	—	1件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。	<主な定量的指標> 部分保証件数 <その他の指標> なし <評価の視点> モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか	<主要な業務実績> (2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務） ○ モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討 「漁業信用保険業務あり方検討会」を毎年度開催し、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行った。 検証を行った結果、緊急融資資金について金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」、20年4月からの事故率の高い経営安定資金に対する部分保証の導入の対策を講じてきた。その中で部分保証の導入により経営安定資金の引受が減少したが、漁業経営維持安定資金に需要がシフトしており、漁業経営の改善措置等を記載した再建計画の認定を受ける必要のある本資金は、経営安定資金よりも比較的事故率が低く、また信用基金の保険収支も黒字基調であり、結果として、経営安定資金への部分保証の導入は、現在講じられているモラルハザード防止対策が一定の効果をもたらしていると推察されるとの取りまとめを行った。 なお、部分保証の導入効果の検証については、部分保証の導入前後の債務整理資金の引受案件の事故率の動向等を長期的に分析する必要があることから、現行のモラルハザード防止対策を着実に実施しながら、今後の動向を注視し、部分保証の拡充についても効果の検証後に必要に応じて検討を行うとの結論を得た。 なお、27年度以降の同検討会の検討結果については、リスク管理委員会（27年4月設置）に報告したが、意見はなかった。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 - 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるため、代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」を実施した（25～29年度累計27件68百万円）。また、20年4月から事故率の高い経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入している。これらの資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高い又は高くなると見込まれることから、モラルハザード防止対策として実施されたものである。 - 緊急融資資金及び経営安定資金については、20年4月から年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更した（25～29年度累計50件）。	<自己評価> 評定：B 「漁業信用保険業務あり方検討会」を毎年度開催し、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行っており、また、部分保証等のモラルハザード防止対策を着実に実施するなど、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 現在実施しているモラルハザード対策について導入効果を毎年度検証するとともに、基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。

			なお、変更契約の際には、対象案件について融資しようとする金融機関が作成した書類を添えて変更理由を説明する書類が協会から提出され、金融機関の審査内容を信用基金が確認の上、契約変更の可否を決定することとしている。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるための特別出資を実施したほか、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80％）を導入し、27年1月から借替緊急融資資金について大口保険事前協議の対象となる引受額の引下げを実施し、事前協議の対象範囲を拡大しており、また「漁業信用保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行い、必要に応じて部分保証を拡充するとともに、モラルハザード防止対策を着実に実施する必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－3	モラルハザード対策（部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数 (条件変更を除く)	－	1,359件	1,380件	1,235件	1,203件	1,121件	1,047件	5,986件
うち部分保証	－	277件	315件	321件	346件	364件	351件	1,697件
部分保証割合	－	20.4%	22.8%	26.0%	28.8%	32.5%	33.5%	28.3%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
② 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	(2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	<主な定量的指標> 部分保証件数実績 保証収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか	<主要な業務実績> (3) 部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務） ○ 金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80％保証）の拡大に努めた。具体的には、審査に当たり、対象資金、新規・増額案件で部分保証が妥当と判断される案件、更新案件で財務内容の悪化等により100％保証から部分保証とすることが妥当と判断される案件等について、部分保証とすることを基本に引き続き取り組んだ。 25～29年度の保証引受件数（条件変更を除く）は年々減少しているものの、新たな部分保証商品を創設したことなどにより、部分保証（80％保証）の割合は24年度20.4％であったものが、25～29年度の5カ年平均で28.3％に上昇した。 ○ 林業施策の重点課題である木材の安定供給に対応するとともに、併せて代位弁済の低減を図りつつ保証料収入の拡大を図るため、財務内容の良好な林業者等を対象とする新たな部分保証である木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）を創設し、26年10月から取扱いを開始した（29年度末までの引受実績79件、22億9百万円）。 ○ 27年5月に、素材生産業者（約350業者）を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、今後資金需要の拡大が見込まれる素材生産に着目した新たな部分保証である「素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）」を創設し、28年4月から取扱いを開始した（29年度末までの引受実績43件、5億73百万円）。	<自己評価> 評定：B 部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組を着実に実施しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 保証料収入を確保しつつ、収支の改善を図るため、「木材安定供給保証」や「素材生産推進保証」等を積極的に普及するとともに、金融機関との適切なリスク分担を図る観点から、部分保証や金融機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80％保証）の拡大に努めたほか、財務内容が良好な者を対象に、保証料率低減等のインセンティブを付した部分保証であるウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000の利用を促進したことにより、部分保証の割合は24年度20.4％であったものが、第3期中期目標期間の平均では28.3％に上昇しており、中期目標を達成してい	

ると認められることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

保証料収入を増加させつつ、収支の改善を図るため、ウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000等を積極的に普及するとともに、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進するなど、収支均衡に向けた方策を的確に実施する必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—4	求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入目標(百万円)	—	15,097	2,833	3,193	3,399	3,372	3,221	16,019
回収金収入実績(百万円)	—	15,494	2,848	2,963	2,637	2,561	2,722	13,731
達成率	—	102.6%	100.5%	92.8%	77.6%	75.9%	84.5%	85.7%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> 4 求償権の管理・回収の強化等 (1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務） ○ 回収金の実績 25～29年度の回収金の実績額は137億31百万円であり、達成率は85.7%となった。 ○ 目標未達成の要因 第3期中期目標期間の目標累計額160億19百万円（第3期中期計画別紙の1. 予算の(1)収入の農業信用保険勘定の事業収入1,425億86百万円の内訳としての回収金収入の額）に達しなかった主な要因としては、保険金支払額が目標設定時の想定を下回った（注1）こと、回収の対象となる保険金支払に係る基金協会の求償権残高が減少する（注2）中、返済計画に基づく約定弁済等の小口回収の占める割合が大半を占めており（注3）、資産処分等による回収が増加していないことが考えられる。 しかしながら、回収率でみれば、下記の回収促進のための取組もあり、5ヶ年連続で伸びた（注4）。 なお、資産処分が進まない要因としては、農業者の高齢化等に伴い離農する農家や規模拡大を志向する農家が増える中、農地の流動化はリース（賃貸）が主流で行われていることに加え、農地の売却価格も低下していることが挙げられる。 （注1）保険金支払額の状況 ・第3期中期目標設定時に想定した保険金支払累計額476億32百万円 ・実際の第3期中期目標期間の保険金支払累計額205億38百万円 （注2）基金協会の保険金支払いに係る求償権残高の状況 ・第2期中期目標期間最終年度末（24年度末）求償権残高568億37百万円 ・第3期中期目標期間最終年度末（29年度末）求償権残高431億39百万円 （注3）回収額に占める小口の割合 ・25年度末54.0% ・26年度末50.6% ・27年度末57.2% ・28年度末58.0% ・29年度末54.1% （注4）回収率（累計保険金支払額に対する累計納付金（元本）の割合）の推移	<自己評価> 評定：C 回収実績の進捗管理や基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を行ったものの、第3期中期目標期間を通じた目標達成率は85.7%となったことから、Cとする。 <課題と対応> 引き続き、左記の「回収促進のための取組」における回収実績の進捗管理や基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行い、回収促進を図る。

- ・24年度末41.06%
- ・25年度末41.39%
- ・26年度末42.01%
- ・27年度末42.48%
- ・28年度末42.50%
- ・29年度末43.30%

○ 回収促進のための取組

求償権の回収主体は基金協会であることから、信用基金では、毎年度、回収金収入の目標達成に向けた業務計画を立て、現地協議等を実施しながら、基金協会と回収促進に向けた情報共有及び連携を図り、以下のとおり求償権回収に取り組んだ。

・ 納付金実績の進捗管理

各基金協会の納付金実績については、従前から実施している毎月の前年度同期実績との比較及び進捗管理に加え、28年度からは、11月末納付実績確定時及び保険金等見込調査時に、前年度の納付実績を比較し大幅に減少している基金協会に対して、納付額の減少要因について照会を行い、状況把握をするとともに、基金協会に対して、求償権の一層の回収努力を依頼し、求償権回収の促進を図っていくための取組を始めた。

・ 求償権に関する情報の共有

基金協会から、毎年度3月末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握した。

また、28年度からは、上記報告書中、回収見込のある案件について、納付実績を確認するとともに、必要に応じて、基金協会に照会を行い、状況把握するとともに求償権の回収努力を依頼し、情報の連携に努めた。

・ 現地協議

毎年度、保険金残高が100万円以上の求償債務者の回収見込額及び回収方針について、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため基金協会との現地協議を実施した（累計41基金協会（25年度9基金協会、26年度9基金協会、27年度9基金協会、28年度7基金協会、29年度7基金協会））。

また、28年度からは、現地協議実施協会について、協議実施時に聴取した納付見込額をもとに、適宜、納付金実績の進捗管理を行うとともに、前年度の納付金実績と比較し大幅に減少している基金協会に対し照会を行い、求償権回収の一層の促進を図るための協議を行った。

・ 法務相談の実施

基金協会からの求償権の管理・回収保全に係る法務相談に随時対応し、その中で、全国の基金協会に対して参考になると考えられる事例について、求償権管理回収等事務研修会において事例研究として取り上げ、基金協会に情報提供した。

・ 求償権回収事例の収集

28年度から、回収納付金が100万円以上の案件について、その回収方法について、特徴的な点等を基金協会に聴取する取組を始めた。

今後、聴取した中で、全国の基金協会に対して参考になると考えられる事例があれば取りまとめ、求償権管理回収等事務研修会及び機関誌等を通じて、基金協会に情報提供していくこととした。

・ 求償権管理回収等事務研修会の開催

外部講師等による求償権管理回収等事務研修会を基金協会職員及び信用基金職員に向けて、毎年度9月から10月に開催した。研修会においては、求償権の回収取組を各基金協会で共有するよう、

			25年度から27年度にかけては基金協会職員を講師とした事例発表も行った。また、専門的な法的実務を各基金協会でも共有するよう、毎年度事例研究として、研修会出席者を5～6人の班に分けて、講師からの設問に対する解決策を班ごとに作成するグループ討議を実施した。 (主な研修テーマ) 保証債務の履行にあたっての留意点、債権執行の実務、相続に関する留意点、回収のための法的措置(支払督促、仮差押)と競売に関する留意点、無担保無保証案件における債権(預貯金債権・給与債権・賃料債権)執行の実務について、民法改正による基金協会実務への影響等 ・ 求償権回収事例研究冊子の作成及び配付 これまでの求償権管理回収等事務研修会で取り上げた事例研究(質問事項及び解説)を取りまとめた「求償権の管理・回収に係るQ&A100」(冊子)を27年度に作成し、基金協会に配付した。 ・ 助成金の交付 以下の助成金の交付により、基金協会の保険金支払に係る求償権の回収促進を図った。 ① 求償権管理回収助成金 基金協会において、求償権に係る債権管理費が増加傾向にある中、回収等の実績に応じ、各基金協会に助成金を交付した。 ② 法的措置に対する助成金 基金協会が保険金支払に係る求償権の回収のために行った訴訟等法的措置について、基金協会の負担となった訴訟費用等の実績に応じ、各基金協会に助成金を交付した。 ③ サービサーへの回収委託に対する助成金 基金協会が保険金支払に係る求償権の回収をサービサーに委託し、回収があった求償権についての委託経費の実績に応じ、各基金協会に助成金を交付した。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	C
<評価に至った理由> 回収実績の進捗管理や基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を行ったものの、第3期中期目標期間を通じた目標達成率は85.7%となったことから、評価をCとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 回収実績向上のため、求償権残高別や回収原資等の情報・内容を分析した上で、現地協議先の選定を行い、求償権の回収促進について協議を行う必要がある。 これに加え、引き続き、回収促進のための取組を継続して実施し、基金協会との連携及び情報の共有に努め、求償権の回収促進を図る必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－4	求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入目標(百万円)	－	2,315	343	346	350	353	357	1,749
回収金収入実績(百万円)	－	1,917	512	275	156	197	269	1,409
達成率	－	82.8%	149.3%	79.5%	44.4%	55.9%	75.4%	80.6%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	＜主な定量的指標＞ 回収金額 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	＜主要な業務実績＞ (2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務） ○ 回収金の実績 25～29年度の回収金の実績額は14億09百万円であり、達成率は80.6%となった。 ○ 目標未達成の要因 第3期中期目標期間の目標累計額17億49百万円（第3期中期計画別紙の1. 予算の(1)収入の林業信用保証勘定の事業収入500億12百万円の内訳としての求償権回収収入の額）に達しなかった主な要因としては、代位弁済が目標設定時の想定を大きく下回ったこと（注1）により求償権の取得額が減少したこと、取得した求償権のうち無担保の占める割合が増加し最も有効な回収方策である担保処分による回収額も減少したこと（注2）が考えられる。 なお、求償権残高に対する回収額の割合は、27年度以降に実施している回収促進のための取組により第2期中期目標期間の水準を上回っている（注3）。 （注1）代位弁済額の状況 - 第2期中期目標期間中の平均代位弁済額19億72百万円 - 第3期中期目標設定時に想定した平均代位弁済額19億50百万円 - 実際の第3期中期目標期間の平均代位弁済額9億67百万円 （注2）回収額に占める担保不動産売却額の割合 - 第2期中期目標期間回収額19億17百万円中9億32百万円（48.6%） - 第3期中期目標期間14億9百万円中5億13百万円（36.4%） （注3）各年度期首求償権残高に対する回収額の割合 - 第2期中期目標期間平均3.6% - 第3期中期目標期間平均4.5% ○ 回収促進のための取組 - 求償権先の実情に応じた対応 担保不動産の売却による回収の減少が顕著となった27年度以降は、回収の対象となる求償権先毎の債務者現況、弁済状況、事業実態、担保の有無及び処分状況等の特質を精査し、回収難易度別に	＜自己評価＞ 評定：C 求償権先の特質に応じた回収、回収促進検討会の開催等の回収促進のための取組を実施したものの、第3期中期目標期間を通じた達成率は80.6%となったことから、Cとする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、左記の「回収促進のための取組」を継続して実施し、求償権先の実情に応じた対応に努め、求償権の回収促進を図る。

			求償権先を分類した上で個々に目標とする回収額を設定し、必要に応じて催告書、現地訪問、法的 手続等の回収方策を講じた。 - 回収促進検討会の開催 回収の進捗状況を月別管理表により随時確認するとともに、28年度からは、回収の進まない求償 権先に対しては、担当部署内で回収促進検討会を開催し、求償権先毎に進捗状況の確認及び実施す る回収方策を見直し、より効果的な回収に努めた。 - 各回収方策の実施状況 ① 弁済の滞っている先及び弁済があってもその額が弁済能力に比し低調な先を対象に25、26年度 は年1回、27年度以降は年2回以上催告書を送付して弁済の開始又は再開を促した。 ② 電話や書面による督促に加え、27年度以降は代位弁済後も事業継続している先等を対象に現地 訪問を実施し、債務者現況の把握に努めるとともに、面談による交渉を実施して弁済を強く促し た。 ③ 督促を行うも何ら反応を示さない先、弁済があってもその額が弁済能力に比し低調な先など弁 済に非協力的な先や担保不動産の売却により回収が見込める先を対象に、27年度以降は弁済交渉 期間を短縮し、保証債務履行請求訴訟、不動産競売申立て等法的手続を実施した。 ④ 27年度に事業実績、管理回収方法等を内容とする企画提案書の審査により回収能力に優れたサ ービサーを選定し、契約期間を原則3年とすることにより回収期間の短縮化に努めた。 - 求償権回収に係る研修 回収担当職員の資質向上を図るため、農業部門において実施している「求償権管理回収等事務研 修会」に職員を参加させ、専門的知識の習得に努めた。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	C
<評価に至った理由> 求償権先の特質に応じた回収、回収促進検討会の開催等の回収促進のための取組を実施したものの、第3期中期目標期間を通じた達成率は80.6%となったことから、評価をCとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 回収が進んでいない求償債務者等に対する催告頻度の増加、サービサーへの委託などの回収方策を引き続き積極的に実施し、回収向上に向けた取組を着実に行う必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－4	求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入目標(百万円)	—	5,131	446	506	561	612	645	2,770
回収金収入実績(百万円)	—	5,090	936	975	653	679	770	4,013
達成率	—	99.2%	209.7%	192.8%	116.5%	110.8%	119.4%	144.9%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> (3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務） ○ 回収金の実績 25～29年度の回収金の実績額は40億13百万円で、中期目標を達成した（達成率は144.9%）。 （参考1）保険金支払額の状況 ・第3期中期目標設定時に想定した保険金支払累計額129億75百万円 ・実際の第3期中期目標期間の保険金支払累計額95億93百万円 （参考2）基金協会の保険金支払いに係る求償権残高の状況 ・第2期中期目標期間最終年度末（24年度末）求償権残高1,411億51百万円 ・第3期中期目標期間最終年度末（29年度末）求償権残高1,490億81百万円 （参考3）回収率（累計保険金支払額に対する累計納付金（元本）の割合）の推移 ・24年度末38.20% ・25年度末38.39% ・26年度末38.55% ・27年度末38.50% ・28年度末38.26% ・29年度末38.40% ○ 回収促進のための取組 ・求償権を有する基金協会から、毎年度3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求償権回収方針や求償債務者の現況等に係る現地協議を実施した（累計65基金協会（※）（25～29年度各13基金協会（※）））。 ・求償権回収の一層の促進を図るため、求償権を有する基金協会から、毎年度9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が直近3ヵ年の回収実績により算出した一定の割合（29年度においては50.78%）に満たない基金協会に対して、個別協議を電話により実施した（累計137基金協会（※）（25年度25基金協会、26年度23基金協会、27年度29基金協会、28年度30基金協会、29年度30基金協会（※）））。	<自己評価> 評定：B 基金協会との個別協議等を通じて密に連携し、回収実績の向上を図ったことにより、特に最初の2年間（25年度及び26年度）については、東日本大震災の被災県を中心に求償権の早期回収が図れたことから当該年度の回収実績が回収目標額を大幅に上回ったが、27年度以降の回収実績が伸びていないこと及びその目標達成の主な要因が当初見込んでいなかった大口回収による影響が大きいのことを勘案し、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、基金協会との個別協議等を通じて密に連携し、回収促進を図る。

			・ 基金協会の求償権の早期かつ円滑な回収を支援するため、基金協会における求償権の保全及び行使に係る費用として、前年度の回収実績に応じて一定率（２％相当）の回収奨励金を交付した（第３期中期目標期間累計80百万円（25年度14百万円、26年度19百万円、27年度20百万円、28年度13百万円、29年度14百万円））。 ※ 29年度は、29年４月に設立された全国漁業信用基金協会（42の基金協会のうち19基金協会が合併）の支所（合併前の基金協会）を含む。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 基金協会との個別協議等を通じて密に連携し、回収実績の向上を図ったことにより、目標を大幅に上回っているが、27年度以降の回収実績が伸びていないこと及び目標達成の主な要因が当初見込んでいなかった大口回収によるものであることを勘案し、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、求償権を有する基金協会と個別協議等を通じて連携を強化し、回収実績の向上に努める必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—4	求償権の管理・回収の強化等（サービス等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
うちサービス回収額 (A) (百万円)	—	44	41	60	48	35	30	215
サービス委託経費(B) (百万円)	—	13	14	21	20	13	14	82
経費率 (B/A)	—	29.8%	33.6%	34.5%	41.7%	37.6%	46.0%	38.1%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービス）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービス）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 新たな回収委託基準に沿って、サービスの活用による回収策を実施しているか	<主要な業務実績> (4) サービス等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務） ○ 費用対効果の検証 25年度において、サービスによる回収実績（23年度及び24年度）を元に費用対効果を検証した結果は、以下のとおりであった。 ① 通常は代位弁済後2～3年の間に金融機関と連携して担保処分、破産配当等回収可能なものから先に回収し、その後に担保処分が長期化しているものや債務者等との弁済交渉が難航しているものなどをサービスへ委託するため、回収額全体のうちサービスによる回収額が占める割合は13%程度となっているが、サービス支払費用以上の回収を行うことができた。 ② 24年度を対象に、サービスを活用せずに職員が直接にサービスと同額の回収を行う場合のコストを算出したところ、20百万円となるのに対し、サービス支払費用は13百万円であり、職員が回収を行うよりも下回った。 ③ その他、全国的に事業を展開するサービスを活用し、サービスが頻繁に債務者等と直接面談、交渉等を行うことにより、債務者等の実態の把握と債務の承認、少額であっても弁済を行うなど債務の消滅時効を中断することが可能となり、管理業務の強化が図られた。 ○ 回収委託基準の明確化 検証により確認されたサービス活用の費用対効果を更に高めるため、過去の回収実績（代位弁済後5年目までは、毎年度、求償権残高に対して1%以上の回収実績があるが、6年目以降は極端に下落する等）を踏まえ、26年3月に次のとおり求償権の回収委託基準を見直すとともに、併せて回収委託解除基準を定めた。 （回収委託基準） 原則として、取得から5年以内の求償権とし、これに係る債務者又は連帯保証人（以下「債務者等」という。）の収益、不動産担保等の資産から回収が見込まれる先で、以下のいずれかに該当するものとする。 ① 求償権に係る債務者等が非協力的等の理由で収益からの弁済が進まない先で、回収の実現のた	<自己評価> 評定：B サービスの活用に関する費用対効果の検証を25年度中に実施し、その結果に基づき26年3月に回収委託基準を明確化したとともに、27年度以降は、明確化した回収委託基準に沿ってサービス委託を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、明確化した回収委託基準に沿ってサービスへの回収委託を実施し、回収実績の向上と経費の効率化を図る。

			めに債務者等に対する弁済交渉の頻度を増やすことや、法的措置の実施が必要な先 ② 不動産担保等の資産処分による回収が完了しておらず、具体的な処分計画が策定出来ていない 先で、回収の実現のために早急な任意処分交渉の実施や法的措置の実施が必要な先 (回収委託解除基準) 委託した求償権は、当該求償権の委託業務開始後2年を基準に当該委託期間の回収額が、20万円 又は委託業務開始時の求償権残高の1%に満たない場合は債務者等との回収交渉等継続中のものを 除き、費用対効果を勘案し委託業務を終了させるものとする。 ○ 明確化した回収委託基準による求償権の回収 27年度に事業実績、管理回収方法等を内容とする企画提案書の審査により回収能力に優れたサービ サーを選定し、明確化した回収委託基準に沿った求償権16件（委託求償権残高2億6百万円）の委託 を新規に行った。また、28年度以降は、担当部署内で実施する回収促進検討会においてサービサーへ の委託が有効と判断した先の追加委託を実施することとし、28年度には1件（委託求償権残高19百万 円）の追加委託を、29年度には10件（委託求償権残高1億50百万円）の追加委託を実施した。この結 果、29年度末においては42件（委託求償権残高4億48百万円）の回収委託を行っている。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> サービサーの活用に関する費用対効果の検証を25年度中に実施し、その結果に基づき26年3月に回収委託基準を明確化したこと、明確化した回収委託基準に沿って27年度から29年度にサービサー委託を実施しており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、回収委託基準に基づくサービサーの効果的な活用により、回収困難先からの回収実績の向上と経費の効率化を図る必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—4	求償権の管理・回収の強化等（保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)								
保険料（百万円）	—	3,557	3,469	3,433	3,278	3,075	2,947	16,202
貸付金利息（百万円）	—	13	9	6	6	6	4	31
(漁業信用保険業務)								
保険料（百万円）	—	1,072	1,042	985	939	867	793	4,626
貸付金利息（百万円）	—	6	4	4	4	4	3	19
(林業信用保証業務)								
保証料（百万円）	—	411	362	344	320	302	293	1,621

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	<主な定量的指標> 保険料、保証料、貸付利息の徴収額 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険料、保証料、貸付利息を確実に徴収しているか	<主要な業務実績> (5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収 （農業信用保険業務・林業信用保証業務・漁業信用保険業務） ○ 保険料・保証料、貸付金利息については、定められた納入期日に徴収したが、以下の事実が発生した。 ○ 農業信用保険業務において、27年4月に、27年3月分保険料（納入期限27年5月25日）のうち1,017件（4,985,902円）の請求漏れがあることが判明した。これは、保険料計算システムに不具合があったため、直ちに保険料の再計算を行い、納入期限までに正しい保険料を徴収した。 また、当該保険料計算システムの不具合により、23年2月分から27年2月分の保険料に同様の未徴収案件があることが判明したため、直ちに発生原因となったプログラム修正を行い（27年5月19日プログラム修正完了）、保険料計算の再処理を行った結果、保険料未徴収案件が2,448件（19,736,497円）発生していることが判明したが、27年9月25日までに全て徴収した。 この保険料請求漏れについては、前年同期と比し請求額が大幅に減少していたことから判明したものであることから、以後、保険料請求にあたっては、前年同月の請求金額との比較を行い、増減額が大きい場合は、原因確認を行うこととした。 ○ 林業信用保証業務において、27年11月に、27年度中の保証引受案件に保証料の過徴収（109,507円）及び一部未徴収（28,405円）案件がそれぞれ1件発生していることが判明した。これらは、審査手続きにおいて資金区分の選択ミスとその確認漏れによるもので、過徴収案件については11月中に返戻し、一部未徴収案件は12月に徴収した。 その後の対応として、過去5年間に同様の事故が起きていないかについて確認したところ、保証料の過徴収（109,067円）及び一部未徴収（41,846円）案件がそれぞれ1件発生していたことが判明し、保証料の過徴収案件は28年3月に返戻したが、一部未徴収案件については、納付交渉を行ったものの、	<自己評価> 評定：C 保険料・保証料の徴収に係る不適切事実があったことから、Cとする。 <課題と対応> 請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料・保証料、貸付金利息を確実に徴収する。

			保証利用者の理解は得られず、保証契約は24年度中に終了していること、信用基金からの請求金額どおり納付されていることから、弁護士とも相談した結果、これ以上の請求は行わないこととした。 今後、同様の事態が発生しないよう、保証料算定の事務手続きについての点検を行い、審査手続時のチェックリストに点検結果を踏まえたチェック項目の追加を行った。 また、28年4月に長期保証案件1件の2年目以降の保証料（3,133,472円）が未収となっていることが判明し、5月に全額の納付を受けた。これは、保証料の未納を防ぐためのチェック体制及び未収保証料のデータ作成処理方法に不備な点があったことによるものである。 その後の対応として、過去に同様の事案がないか確認したところ、未収案件が8件判明したが、このうち6件は1件あたり1,000円未満のため追徴しないこととし、残りの2件の保証料（12,049円及び2,756円）について、28年9月に全額の納付を受けた。 今後、同様の事態が発生しないよう、関係部署間におけるダブルチェック体制を整備するとともに、29年3月までに、林業業務システムの改修を行い、システムでチェックが行えるようにした。 ○ 漁業信用保険業務において、27年5月に行った各基金協会に対する保険料請求について、同月に請求漏れ5件（186,296円）が発生していることが判明した。これは、保険料計算システムのうち、保証保険通知書を入力する際にエラーをチェックするプログラムの不備による請求漏れであったため、直ちに当該プログラムの修正を行い、納付期日までに保険料の全額を徴収した。 さらに、27年7月に行った各基金協会に対する保険料請求についても、6月に徴収済みであった保険料の二重請求があった。これは、5月に発生した保険料請求漏れの原因となったものとは別のチェック機能の不備によるものであり、直ちに当該プログラムの修正を行い、納付期日までに正しい額の保険料を徴収した。 その後の対応として、過去に同様の事故が起きていないかについて保守業者に調査を依頼し、該当がないことを確認した。 今後、同様の事態が発生しないよう、現行システムの課題の洗い出し等を行うため、外部業者（現行システムのプログラム開発業者でない者）にコンサルティングを依頼し、システム全体のロジックについては現状の運営状況から特に問題はないとの結論を得た。また、メモリー処理に不効率な部分があるとの報告も受けたことから、今後、必要に応じてプログラム改修を実施することとした。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 C	
<評価に至った理由> 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務において、保険料・保証料の徴収に係る不適切事案が発生したことから、評価をCとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 27年度から28年度にかけて、保険料計算システムの不具合や検証体制の不備等により保険料・保証料の誤請求や未徴収・過徴収事案が発生したことから、各部署で見直した事務の検証方法に基づき、今後同様の事案が発生しないよう再発防止対策を徹底し、保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－5	代位弁済率・事故率の低減（事故率の低減（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）第2期中 期目標期間実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受額累計(百万円) ①	—	1,988,282	376,081	718,921	1,049,468	1,385,632	1,755,368	
今期保険金支払額累計（今期 引き受けた案件のみ）(百万 円) ②	—	2,565	—	24	198	426	668	第2期中期目標期間においては、東日本大 震災による影響を除いている。
事故率（②÷（①×保険てん 補率））	0.12%以下	0.18%	—	0.00%	0.03%	0.04%	0.05%	第2期中期目標期間の達成目標も0.12%以 下である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組によ り、中期目標期間中に保 証契約・保険契約を締結 した案件については、林 業信用保証業務において はその代位弁済率を2.94 %以下とし、また、基金 協会の代位弁済が保険事 故となる農業信用保険業 務にあってはその事故率 を0.12%以下、漁業信用 保険業務にあってはその 事故率を1.15%以下とす る。この場合、代位弁済 率・事故率は、経済情勢、 国際環境の変化、災害の 発生、法令の変更等外的 要因により影響を受ける ことについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組により、 中期目標期間中に保証契 約・保険契約を締結した 案件については、林業信 用保証業務においてはそ の代位弁済率を2.94%以 下とし、また、基金協会 の代位弁済が保険事故と なる農業信用保険業務に あってはその事故率を0.1 2%以下、漁業信用保険業 務にあってはその事故率 を1.15%以下とする。こ の場合、代位弁済率・事 故率は、経済情勢、国際 環境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	＜主な定量的指標＞ 事故率・代位弁済率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 引受審査の厳格化等モラ ルハザード防止に向けた 取組により、代位弁済率 や事故率が目標を達成し ているか	＜主要な業務実績＞ 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (1) 事故率の低減（農業信用保険業務） ○ 第3期中期目標期間の事故率は、0.05%となり、目標を達成した（目標値：中期目標期間中に0.12 %以下）。なお、事故率の低減に向けた取組は、第1－1－(2)「事業費の削減に向けた取組（農業信 用保険業務）」を参照。 ○ 年度が進むにつれて事故率が上がるのは、第3期中期目標期間に引き受けた案件が対象となっている ことから、例えば25年度においては、25年度に引き受けた案件が25年度中に保険金支払いとなること は少なく、29年度においては、25～28年度に引き受けた案件の保険金支払いが発生することによる ものである。 （参考）第2期中期目標期間（20～24年度）の事故率の推移（東日本大震災による影響を除く） 20年度：0.06%、21年度：0.04%、22年度：0.05%、23年度：0.08%、24年度0.18%	＜自己評価＞ 評価：B 中期目標を達成したこと から、Bとする。 ＜課題と対応＞ 事前協議の実施や金融機 関との適切なリスク分担 の取組等を着実に実施 し、保険事故率の抑制に 努める。

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価

評価	B
<評価に至った理由> 第3期中期目標期間の事故率は0.05%であり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、事前協議の実施や融資機関との適切なリスク分担の取組等を着実に実施し、保険事故率の抑制に努める必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－5	代位弁済率・事故率の低減（代位弁済率の低減（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）第2期中 期目標期間実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受額累計(百万円) ①	—	208,813	34,122	63,506	93,284	121,162	148,427	
今期代位弁済額累計(今期引 き受けた案件のみ)(百万円) ②	—	5,880	114	240	883	1,302	1,670	第2期中期目標期間においては、東日本大 震災による影響を除いている。
代位弁済率（②÷①）	2.94%以下	2.82%	0.33%	0.38%	0.95%	1.07%	1.13%	第2期中期目標期間の達成目標も2.94%以 下である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組によ り、中期目標期間中に保 証契約・保険契約を締結 した案件については、林 業信用保証業務において はその代位弁済率を2.94 %以下とし、また、基金 協会の代位弁済が保険事 故となる農業信用保険業 務にあってはその事故率 を0.12%以下、漁業信用 保険業務にあってはその 事故率を1.15%以下とす る。この場合、代位弁済 率・事故率は、経済情勢、 国際環境の変化、災害の 発生、法令の変更等外的 要因により影響を受ける ことについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組により、 中期目標期間中に保証契 約・保険契約を締結した 案件については、林業信 用保証業務においてはそ の代位弁済率を2.94%以 下とし、また、基金協会 の代位弁済が保険事故と なる農業信用保険業務に あってはその事故率を0.1 2%以下、漁業信用保険業 務にあってはその事故率 を1.15%以下とする。こ の場合、代位弁済率・事 故率は、経済情勢、国際 環境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに ついて配慮する。	＜主な定量的指標＞ 事故率・代位弁済率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 引受審査の厳格化等モラ ルハザード防止に向けた 取組により、代位弁済率 や事故率が目標を達成し ているか	＜主要な業務実績＞ 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (2) 代位弁済率の低減（林業信用保証業務） ○ 第3期中期目標期間の代位弁済率は、1.13%となり、目標を達成した（目標値：中期目標期間中に 2.94%以下）。なお、代位弁済率の低減に向けた取組は、第1－1－(3)「事業費の削減に向けた取組 （林業信用保証業務）」を参照。 ○ 年度が進むにつれて代位弁済率が上がるのは、第3期中期目標期間に引き受けた案件が対象となっ ていることから、例えば25年度においては、25年度に引き受けた案件が25年度中に代位弁済となること は少なく、29年度においては、25～28年度に引き受けた案件の代位弁済が発生することによるもの である。 （参考）第2期中期目標期間（20～24年度）の代位弁済率の推移（東日本大震災による影響を除く） 20年度：0.44%、21年度：1.31%、22年度：1.83%、23年度：2.12%、24年度2.82%	＜自己評価＞ 評価：B 中期目標を達成したこと から、Bとする。 ＜課題と対応＞ 厳格な引受審査の実施や 金融機関との適切なリス ク分担の取組等を着実に 実施し、代位弁済率の抑 制に努める。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	

評価	B
<評価に至った理由> 第3期中期目標期間の代位弁済率は1.13%であり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適正な引受審査の実施や融資機関との適切なリスク分担の取組等を着実に実施し、代位弁済率の抑制に努める必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－5	代位弁済率・事故率の低減（事故率の低減（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考）第2期中 期目標期間実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受額累計(百万円) ①	－	524, 239	84, 928	165, 506	243, 652	316, 113	383, 754	
今期代位弁済額累計（今期引 き受けた案件のみ）(百万円) ②	－	3, 114	10	82	284	1, 884	2, 482	第2期中期目標期間においては、東日本大 震災による影響を除いている。
事故率（②÷①）	1. 15%以下	0. 59%	0. 01%	0. 05%	0. 12%	0. 60%	0. 65%	第2期中期目標期間の達成目標も1. 15%以 下である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組によ り、中期目標期間中に保 証契約・保険契約を締結 した案件については、林 業信用保証業務において はその代位弁済率を2. 94 %以下とし、また、基金 協会の代位弁済が保険事 故となる農業信用保険業 務にあってはその事故率 を0. 12%以下、漁業信用 保険業務にあってはその 事故率を1. 15%以下とす る。この場合、代位弁済 率・事故率は、経済情勢、 国際環境の変化、災害の 発生、法令の変更等外的 要因により影響を受ける	5 代位弁済率・事故率 の低減 2及び3の取組により、 中期目標期間中に保証契 約・保険契約を締結した 案件については、林業信 用保証業務においてはそ の代位弁済率を2. 94%以 下とし、また、基金協会 の代位弁済が保険事故と なる農業信用保険業務に あってはその事故率を0. 1 2%以下、漁業信用保険業 務にあってはその事故率 を1. 15%以下とする。こ の場合、代位弁済率・事 故率は、経済情勢、国際 環境の変化、災害の発生、 法令の変更等外的要因に より影響を受けることに	<主な定量的指標> 事故率・代位弁済率 <その他の指標> なし <評価の視点> 引受審査の厳格化等モラ ルハザード防止に向けた 取組により、代位弁済率 や事故率が目標を達成し ているか	<主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (3) 事故率の低減（漁業信用保険業務） ○ 第3期中期目標期間の事故率は、0. 65%となり、目標を達成した（目標値：中期目標期間中に1. 15 %以下）。なお、事故率の低減に向けた取組は、第1－1－(4)「事業費の削減に向けた取組（漁業信 用保険業務）」を参照。 ○ 年度が進むにつれて事故率が上がるのは、第3期中期目標期間に引き受けた案件が対象となっている ことから、例えば25年度においては、25年度に引き受けた案件が25年度中に保険金支払いとなること は少なく、29年度においては、25～28年度に引き受けた案件の保険金支払いが発生することによる ものである。 （参考）第2期中期目標期間（20～24年度）の事故率の推移（東日本大震災による影響を除く） 20年度：0. 00%、21年度：0. 20%、22年度：0. 40%、23年度：0. 40%、24年度0. 59%	<自己評価> 評価：B 中期目標を達成したこと から、Bとする。 <課題と対応> 事前協議の実施や金融機 関との適切なリスク分担 の取組等を着実に実施 し、保険事故率の抑制に 努める。

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価

評価 第3期中期目標期間の事故率は0.65%であり、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 引き続き、事前協議の実施や融資機関との適切なリスク分担の取組等を着実に実施し、保険事故率の抑制に努める必要がある。 その他事項	B
---	----------

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—6	基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。	6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な貸付審査と期日に確実な回収がされているか	<主要な業務実績> 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 (農業信用保険業務・漁業信用保険業務・農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務) ○ 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、借入申込書等の審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、基金協会及び共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおりに全額回収した。 ○ 各業務の第3期中期目標期間における貸付状況 (農業信用保険業務) 平成24年度末貸付残高 323件 49,456百万円 期中貸付額 729件 93,603百万円 期中償還予定額 837件 106,237百万円 期中償還額 837件 106,237百万円 平成29年度末貸付残高 215件 36,822百万円 (注)「期中」とは25～29年度のことであり、期中償還予定額及び期中償還額における件数は完済件数である(以下同じ)。 (漁業信用保険業務) 平成24年度末貸付残高 550件 27,766百万円 期中貸付額 771件 77,664百万円 期中償還予定額 1,153件 77,909百万円 期中償還額 1,153件 77,909百万円 平成29年度末貸付残高 168件 27,521百万円 (農業災害補償関係業務) 平成24年度末貸付残高 3件 1,124百万円 期中貸付額 11件 5,780百万円 期中償還予定額 13件 6,604百万円 期中償還額 13件 6,604百万円 平成29年度末貸付残高 1件 300百万円 (漁業災害補償関係業務)	<自己評価> 評定：B 貸付金について、迅速かつ的確な審査を行うとともに、計画どおり期日に回収しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日に全額回収を図る。

			平成24年度末貸付残高	14件	3,798百万円	
			期中貸付額	18件	3,690百万円	
			期中償還予定額	32件	7,488百万円	
			期中償還額	32件	7,488百万円	
			平成29年度末貸付残高	一件	一百万円	

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 貸付審査については、迅速かつ的確な処理が行われ、回収については期日どおりに回収しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日内回収を図っていく必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－7	宿舍の廃止に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末利用戸数	中期目標期間中に廃止（27年度末までに0戸）	22戸	9戸	8戸	0戸	－	－	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	7 宿舍の廃止に関する計画 信用基金の保有する職員宿舍について、独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舍の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。	<主な定量的指標> 利用戸数 <その他の指標> なし <評価の視点> 職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、宿舍の廃止に向けた取組は進められているか	<主要な業務実績> 7 宿舍の廃止に関する計画 ○ 中期計画に基づき、信用基金が所有する宿舍（成城宿舍（世田谷区成城）及びみどり寮（練馬区豊玉北））を廃止することとし、25年6月に職員宿舍廃止に係る実施計画を制定した。 同計画に基づき、入居者に対し28年3月末までに退去するよう要請、27年度中に入居者全員の退去が完了し、宿舍を廃止した。 廃止した宿舍については、28年3月1日付けで主務省より発出された「介護施設等整備のための独立行政法人の不要資産の活用について」も踏まえ、その処分を進め完了した。 （成城宿舍） 介護施設としての取得要望がないことを世田谷区に確認の上、独立行政法人通則法による不要財産に係る国庫納付及び民間等出資の払戻しについての主務大臣の認可を受け、28年9月に一般競争入札により売却を行った後、28年11月に民間出資者に対して宿舍の売却代金に係る出資払戻しができる旨の催告を実施したほか、29年3月に56百万円を国庫納付した。また、29年6月から8にかけて政府以外の出資者に対して59百万円（都道府県40百万円、民間出資者19百万円）の出資払戻しを行った。 （みどり寮） 介護施設としての取得要望がないことを練馬区に確認したほか、28年10月に企画競争により売却業務の委託を行い、処分の準備を進めた。29年5月に主務大臣に対して重要な財産の処分に係る認可申請を行い、11月に認可を受け、一般競争入札による売却手続を行い、30年2月に売却した。なお、みどり寮の売却が成城宿舍の売却に比べ遅くなったのは、老朽化が進んでいた成城宿舍の売却を優先したこと等によるものである。	<自己評価> 評定：B 職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき宿舍を廃止し、成城宿舍の売却代金の処理及びみどり寮の売却について適正に処理を完了し、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由>	

職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、宿舍を廃止しており、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－8	農業融資資金業務に係る国庫納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
7 農業融資資金業務 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。	8 農業融資資金業務 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> 本項目は「第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」で評価する <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 8 農業融資資金業務に係る国庫納付 ○ 「平成23年度決算検査報告」を踏まえ、基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億83百万円）について、基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、25年10月7日に国庫納付した。	<自己評価> 評定：－ 本項目は「第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」で評価した。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 －	
<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（その他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
第4	その他の業務運営に関する重要事項（長期借入金の条件）													

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	（参考）24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
借入日	-	なし	24. 10. 15	25. 6. 18	なし	なし	なし	なし	27. 10. 14	なし	なし	なし	なし	
借入金額（百万円）	-	-	1,483	761	-	-	-	-	2,000	-	-	-	-	
借入期間	-	-	4年	4年	-	-	-	-	4年	-	-	-	-	
借入利率	-	-	0.137%	0.225%	-	-	-	-	0.100%	-	-	-	-	
（参考）														
入札金融機関数	-	-	19社	9社	-	-	-	-	5社	-	-	-	-	
国債利率	-	-	0.135%	0.225%	-	-	-	-	0.025%	-	-	-	-	
長ブラ利率	-	-	1.25 %	1.30 %	-	-	-	-	1.10 %	-	-	-	-	

※1 国債利率は5年物。残存4年程度。

2 借入利率は、平均借入利率。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第5 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	第4 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> 借入利率 <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入を行っているか	<主要な業務実績> 第4 その他の業務運営に関する重要事項（長期借入金の条件） ○ 長期借入金について極力有利な条件での借入れ 長期借入れを行う場合は極力有利な条件とするため、借入金利に加えて借入金額も対象とした「コンベンショナル方式」（注）の競争入札を行い、より低利な借入れとなるよう努めた。 なお、長期借入金の利息支払いは、全額を政府からの利子補給金を充てた。 また、日本政策金融公庫による森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資については、次年度以降の公庫への寄託見込額等を考慮しつつ可能な限り寄託返還金を活用することとして、長期借入金を抑制した。この結果、長期借入金残高は24年度末の91億円から29年度末の20億円まで71億円減少した。 （注）一定の借入予定額を決めて、複数の入札の中から貸付利率が低いものを優先的に選択し、借入予定額に達したところまでの入札に応じる方式のこと。	<自己評価> 評定：B 長期借入金を行う場合は極力有利な条件での借入れを行うとともに、可能な限り寄託返還金を活用して長期借入金を減少させていることから、Bとする。 <課題と対応> 長期借入金を行う場合には、引き続き、極力有利な条件での借入れに努める。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 長期借入金を行う場合は極力有利な条件での借入れを行うとともに、可能な限り寄託返還金を活用することにより長期借入金を減少させており、中期目標を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 長期借入金を行う場合には、引き続き、競争入札を実施するなど、極力有利な条件での借入れに努める必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第5	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【別紙】	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか	<主要な業務実績> 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ○ 第3期中期計画における予算、収支計画及び資金計画に対する実績額は、別紙のとおりである。予算に対する決算の状況、人件費の見積りに対する結果及び収支計画に対する決算の状況は、以下のとおりである。 ○ 予算に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、収入の決算額は予算額を下回った。 また、畜産関係の対策の実施及び保険価額残高の減少等に伴い保険金の支払いが減少したこと等から、支出の決算額は予算額を下回った。 (林業信用保証勘定) 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 (漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 (農業・漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払い原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 第3期中期目標期間においては想定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算に大きな乖離が生じた。 ○ 人件費の見積りに対する結果 中期目標期間5年間の人件費（役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用）総額は48億1百万円となり、中期計画で定めた人件費総額見込額53億円以内であった（執行率90.5%）。 ○ 収支計画に対する決算の状況	<自己評価> 評定：B 適正な業務運営を確保するため、第3期中期目標期間中の各年度計画における予算等に基づき適正な業務運営を実施し、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、年度計画における予算等に基づき、適正な業務運営に努める。

			(農業信用保険勘定) 畜産関係の対策の実施等に伴い保険金の支払額が減少したこと等により、第3期中期目標期間において141億2百万円の当期総利益(注)を計上し、この結果、29年度末の利益剰余金は241億22百万円となった。 (注)第3期中期目標期間における当期総利益は、25～29年度の当期総利益合計から当期総損失合計を差し引いたものである。以下同じ。 (林業信用保証勘定) 保証債務残高の減少に伴い保証債務損失引当金の戻入れが生じたこと等により、第3期中期目標期間において56億80百万円の当期総利益を計上し、この結果、29年度末の利益剰余金は53億14百万円となった。 (漁業信用保険勘定) 震災関係の求償債務者の大半が事業継続者であり、事業収入を原資とする回収金が増加したこと等により、第3期中期目標期間において24億91百万円の当期総利益を計上し、この結果、29年度末の利益剰余金は62億97百万円となった。 (農業災害補償関係勘定) 農林水産関係法人厚生年金基金の解散に伴う臨時利益が生じたこと等により、第3期中期目標期間において1億1百万円の当期総利益を計上し、この結果、29年度末の利益剰余金は2億8百万円となった。 (漁業災害補償関係勘定) 農林水産関係法人厚生年金基金の解散に伴う臨時利益が生じたこと等により、第3期中期目標期間において30百万円の当期総利益を計上し、この結果、29年度末の利益剰余金は1億65百万円となった。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 適正な業務運営を確保するため、第3期中期目標期間中の各年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施しており、中期計画を達成していることから、評価をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営に努める必要がある。 ＜その他事項＞	B

中期目標期間評価 項目別評定調書（短期借入金の限度額）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第6	短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期中期目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業災害補償関係勘定)								
年度内短期借入金 残高最大値	1,220億円	1,230億円	2億円	—	10億円	—	—	
(漁業災害補償関係勘定)								
年度内短期借入金 残高最大値	110億円	110億円	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第6 短期借入金の限度額 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 (想定される理由) 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> 第6 短期借入金の限度額 ○ 中期計画に定めた限度額の範囲内で借入れ (農業災害補償関係勘定、漁業災害補償関係勘定) ○ 短期借入金は2. 主要な経年データのとおりに中期計画に定める限度額の範囲内であった(漁業災害補償関係勘定においては、貸付原資を自己資金で賄えたことから、中期目標期間内での短期借入金の実績はなし。) ○ 農業災害補償関係勘定が行った短期借入金は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関から行った。	<自己評価> 評定：B 第3期中期目標期間における短期借入金の実績はいずれも中期計画に定める限度額の範囲内での短期借入れであったことから、Bとする。 <課題と対応> 貸付原資として短期借入金を行う場合には、中期計画に定める限度額の範囲内で行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 第3期中期目標期間の各年度において、中期計画に定める限度額の範囲内での短期借入れであり、中期目標を達成していると認められることから、評定をBとする。	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

短期借入金を行う場合には、中期計画に定める限度額の範囲内で行う必要がある。

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第7	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに金銭により国庫に納付する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> 不要財産の処分の状況 <評価の視点> 123億83百万円を平成25年12月までに国庫納付しているか	<主要な業務実績> 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 ○ 農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）の平成25年12月までの国庫納付 ・ 「平成23年度決算検査報告」を踏まえ、基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億83百万円）について、基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、25年10月に国庫納付した。	<自己評価> 評定：B 農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）を25年12月までに国庫納付していることから、中期計画は達成しており、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）を25年12月までに国庫納付していることから、中期計画は達成しており、評定をBとする。	

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（重要な財産の譲渡等に関する計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8	重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 予定なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 実績なし	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	－
<評定に至った理由>	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（剰余金の使途）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第9	剰余金の使途							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第9 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計画に定めた使途に使用されているか	<主要な業務実績> 第9 剰余金の使途 ○ 中期計画に定めた使途への剰余金の使用状況 目的積立金を積み立てていないことから、25～29年度の実績はない。 ○ 中期計画に定めた使途に充てた結果、得られた成果 目的積立金を積み立てていないことから、25～29年度の実績はない。 なお、中期計画に定めた使途に係る経費は、一般管理費を充てて対応した。 また、得られた成果は、「人材の育成・研修」については第1の3の(2)「効果的な研修の実施」を、「情報システムの充実」については第1の6「業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備」を参照。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> 目的積立金を積み立てた場合には、中期計画に定めた使途に使用する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

中期目標期間評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10－1	施設及び設備に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 実績なし	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	－
<評定に至った理由>	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10ー 2	人員に関する指標（人員に係る指標）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員		113名	113名	113名	113名	113名	113名	
実員（期初。再雇用を含む。）		109名	108名	106名	110名	107名	108名	期初は各年度の4月1日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	30年3月31日の常勤職員数は、25年4月1日の常勤職員数（定員数113）を上回らない。	97名 (100名)	94名 (101名)	100名 (104名)	98名 (104名)	98名 (103名)	99名 (106名)	期末は各年度の3月31日現在である。 () 内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。
人件費	中期目標期間中の人件費総額 5,300百万円以下	881百万円	872百万円	966百万円	984百万円	973百万円	1,006百万円	中期目標期間中の人件費総額 48億1百万円 人件費の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものと	<主な定量的指標> 定員及び実員の推移 人件費総額 <その他の指標> なし <評価の視点> 期末の常勤職員数は、期初を上回らない常勤職員数となっているか。 また、中期目標期間中の人件費総額は、中期計画で定めた額以内となっているか。	<主要な業務実績> 2 人員に関する指標 (1) 人員に係る指標 ○ 中期計画期末（30年3月31日）の常勤職員数は、中期計画期初（25年4月1日）の常勤職員数（定	<自己評価> 評定：B 中期目標期間最終年度の常勤職員数及び中期目標期間の人件費総額は、中期計画で定めた常勤職員数及び人件費総額以内となっており、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、期末の常勤職員数見込みを踏まえた人員確保を行うとともに、人件費総額が中期計画に定めた額以下となるように取り組む。

	する。 (参考1) 期初の常勤職員数113名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,300百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。		員113名)を上回らないと定めた中期計画を踏まえ、業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った結果、29年度末(30年3月31日)の常勤職員数(再雇用を含む。)は99名(30年3月末の退職者を含めると106名)であり、113名を上回っていない。 ○ 中期目標期間5年間の人件費(役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用)総額は48億1百万円となり、中期計画で定めた人件費総額見込額53億円以内であった(執行率90.5%)。	
--	---	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標期間最終年度の常勤職員数及び中期目標期間の人件費総額は、中期計画で定めた常勤職員数及び人件費総額以内となっており、中期計画を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、期末の常勤職員数見込みを踏まえた人員確保を行うとともに、人件費総額が中期計画に定めた額以下となるように取り組む必要がある。 <その他事項>	

中期目標期間評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第10ー2	人員に関する指標（人材の確保）							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 高度な専門性を有する人材を確保しているか	<主要な業務実績> (2) 人材の確保 ○ 金融機関において資産査定等に精通し融資業務等の経験も有する者を外部から登用した（中期目標期間中の実績7名）。 ○ 国家公務員に準じた再雇用制度を実施しており、定年退職した職員を再雇用し、豊富な経験を有する人材の活用を図った（中期目標期間中の実績9名）。 ○ 外部からの登用者や再雇用職員については、その専門知識や豊富な経験が生かされるよう、また、指導的役割が果たされるよう適切な人事配置を行った。	<自己評価> 評定：B 専門知識や豊富な経験を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、専門知識や豊富な経験を有する人材の確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人事配置を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> 専門知識や豊富な経験を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期計画を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、専門知識や豊富な経験を有する人材の確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う必要がある。 <その他事項>	B

中期目標期間評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10－2	人員に関する指標（人材の養成）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (3) 人材の確保及び養成に関する計画 ② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 人事管理や研修により、人材育成が図られているか。	<主要な業務実績> (3) 人材の養成 ○ 業務の適正化を図るため、同一ポストに長期に在籍する職員を把握しつつ、日常の業務及び研修による能力向上、人事評価結果等により、業務の適性を見極め、適材適所の配置を行う人事管理を実施した。 ○ 研修により職員の能力向上を図った上で、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置に努めるとともに、民間企業等から採用した人材の専門的知見の速やかな共有が可能となる人材配置に努めた。 ○ 27年4月に「能力開発研修（専門研修）実施要領」を定め、採用後一定の期間内において受講する研修種類等を明確にして、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るために行う専門研修の実効性を高めた。	<自己評価> 評定：B 研修等により職員の能力向上を図り、業務の適性を見極め、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有する人材の育成に努めるとともに、民間企業等から採用した人材の専門的知見の速やかな共有が可能となる人事配置を行う。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 研修等により職員の能力向上を図り、業務の適性を見極め、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期計画を達成していると認められることから、評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有する人材の育成に努め、適性を見極めを通じて、業務の質や量に対応した適切な人事配置を行う必要がある。	

<その他事項>

中期目標期間評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10－3	積立金の処分にに関する事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度末前中期 目標期間繰越積立金残高	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
前中期目標期間繰越積立金取崩額								
農業信用保険勘定（百万円）	－	11,971	1,951	－	－	－	－	(累計取崩額) 1,951百万円 (期末繰越積立金残高) 10,020百万円
漁業信用保険勘定（百万円）	－	4,217	146	－	－	264	－	(累計取崩額) 410百万円 (期末繰越積立金残高) 3,807百万円
農業災害補償関係勘定（百万円）	－	107	－	－	－	－	2	(累計取崩額) 2百万円 (期末繰越積立金残高) 105百万円
漁業災害補償関係勘定（百万円）	－	156	4	－	－	9	8	(累計取崩額) 21百万円 (期末繰越積立金残高) 135百万円

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	3 積立金の処分にに関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> 3 積立金の処分にに関する事項 ○ 農業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（25年度の19億51百万円）の補てんに充てるため取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しを行わなかった。 ○ 林業信用保証勘定については、前中期目標期間において繰越欠損金を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金を積んでいない。 ○ 漁業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（25年度の1億46百万円及び28年度の2億64百万円）の補てんに充てるため取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しを行わなかった。 ○ 農業災害補償関係勘定については、同勘定の当期純損失（29年度の2百万円）の補てんに充てるため取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しを行わなかった。 ○ 漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（25年度の4百万円、28年度の9百万円及び29年度の8百万円）の補てんに充てるため取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しを行わなかった。	<自己評価> 評定：B 農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、当該勘定で当期純損失が計上された場合にに取り崩しを行い、適正に処理されていることから、Bとする。 <課題と対応> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てる。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、当該勘定で当期純損失が計上された場合に切り崩しを行い、適正に処理されており、中期計画を達成していると認められることから、評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、各勘定の前中期目標期間繰越積立金について、各業務に充てる必要がある。 <その他事項>	

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【法人単位】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収入							
受入事業交付金	8,373	3,578	2,131	1,720	1,359	1,273	10,061
政府補給金受入	671	30	17	9	5	2	63
政府出資金	2,900	580	320	-	-	-	900
地方公共団体出資金	50	39	-	20	20	-	79
民間出資金	76	-	-	-	-	-	74
事業収入	667,489	73,201	60,142	42,400	57,348	46,951	280,042
運用収入	7,420	1,509	1,446	1,346	1,136	1,025	6,462
借入金	357,079	961	-	3,600	-	-	4,561
その他の収入	144	18	16	20	27	14	95
計	1,044,201	79,916	64,073	49,116	59,895	49,265	302,265
支出							
事業費	1,040,343	54,855	55,350	47,616	59,288	41,953	259,062
一般管理費	9,151	1,432	1,524	1,740	1,737	1,679	8,112
直接業務費	1,408	141	151	270	258	159	979
管理業務費	1,247	203	248	229	252	279	1,211
人件費	6,496	1,087	1,124	1,241	1,226	1,241	5,919
計	1,049,494	56,287	56,874	49,356	61,025	43,632	267,174

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【農業信用保険勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収入							
受入事業交付金	1,009	528	4	-	10	72	614
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	142,586	31,715	31,231	18,480	30,468	24,366	136,260
運用収入	2,745	536	521	518	454	395	2,424
借入金	-	-	-	-	-	-	-
その他の収入	131	10	5	4	5	3	27
計	146,470	32,790	31,761	19,002	30,936	24,836	139,325
支出							
事業費	143,990	17,932	28,797	16,274	30,487	20,791	114,281
一般管理費	3,959	596	600	774	779	722	3,472
直接業務費	836	86	81	208	187	103	664
管理業務費	442	65	75	79	90	124	432
人件費	2,680	446	445	487	503	496	2,376
計	147,949	18,528	29,398	17,048	31,266	21,513	117,753

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【林業信用保証勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収入							
受入事業交付金	2,748	780	464	366	366	309	2,285
政府補給金受入	671	30	17	9	5	2	64
政府出資金	2,900	580	320	-	-	-	900
地方公共団体出資金	50	39	-	20	20	-	79
民間出資金	75	-	-	-	-	-	-
事業収入	50,012	12,790	7,505	7,400	7,699	7,550	42,944
運用収入	1,803	352	339	325	278	265	1,559
借入金	11,854	761	-	2,000	-	-	2,761
その他の収入	13	1	1	4	3	0	10
計	70,126	15,334	8,646	10,124	8,371	8,127	50,602
支出							
事業費	70,803	10,744	7,150	11,894	8,483	7,061	45,333
一般管理費	2,595	444	520	528	566	551	2,608
直接業務費	331	27	45	35	38	39	185
管理業務費	353	82	106	91	98	91	468
人件費	1,911	335	368	402	429	420	1,955
計	73,398	11,189	7,670	12,422	9,048	7,612	47,941

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【漁業信用保険勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収入							
受入事業交付金	4,616	2,269	1,663	1,354	984	892	7,162
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	1	-	-	-	-	-	-
事業収入	111,577	20,736	18,922	13,914	18,576	14,531	86,678
運用収入	2,611	575	540	458	369	328	2,270
借入金	-	-	-	-	-	-	-
その他の収入	0	7	10	10	18	11	55
計	118,804	23,587	21,135	15,736	19,947	15,761	96,166
支出							
事業費	116,747	20,649	18,563	15,347	19,819	13,801	88,180
一般管理費	2,056	302	348	380	364	374	1,768
直接業務費	204	26	23	25	32	16	122
管理業務費	350	42	55	50	55	56	258
人件費	1,502	233	271	305	276	303	1,388
計	118,803	20,951	18,911	15,727	20,183	14,175	89,947

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【農業災害補償関係勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収入							
受入事業交付金	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	278,050	1,983	937	2,606	605	504	6,634
運用収入	256	44	39	37	28	31	180
借入金	267,030	200	-	1,600	-	-	1,800
その他の収入	-	0	-	2	2	-	4
計	545,336	2,227	976	4,245	634	535	8,618
支出							
事業費	545,560	1,980	700	4,100	500	300	7,580
一般管理費	318	56	34	41	12	13	156
直接業務費	24	1	2	2	1	1	7
管理業務費	55	8	8	4	4	4	27
人件費	239	46	25	34	8	8	122
計	545,877	2,036	734	4,141	512	313	7,736

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収入							
受入事業交付金	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	85,264	5,977	1,549	-	-	-	7,526
運用収入	5	2	6	9	6	6	29
借入金	78,195	-	-	-	-	-	-
その他の収入	0	-	-	0	0	-	0
計	163,464	5,979	1,555	9	6	6	7,554
支出							
事業費	163,244	3,550	140	-	-	-	3,690
一般管理費	223	34	21	18	15	19	107
直接業務費	12	0	0	1	0	0	2
管理業務費	47	6	6	5	5	5	26
人件費	163	27	15	13	10	14	79
計	163,466	3,583	161	18	15	19	3,796

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【法人単位】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収益の部							
政府事業交付金収入	13,943	1,839	1,461	1,987	1,332	1,188	7,807
政府補給金収入	671	30	17	9	5	2	63
事業収入	45,090	8,911	8,710	7,833	7,623	7,284	40,361
財務収益	7,364	1,504	1,421	1,343	1,097	1,005	6,370
引当金等戻入	875	2,370	2,804	4,072	4,075	1,626	14,947
雑益	49	7	7	10	7	3	34
臨時利益	-	-	-	1,618	9	-	1,627
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	1,200	-	-	1,200
退職給付引当金戻入(臨)	-	-	-	419	-	-	419
前期損益修正益	-	-	-	-	9	-	9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	2,101	-	-	273	9	2,383
当期総損失	11,209	-	-	-	-	-	-
計	79,201	16,763	14,420	16,871	14,421	11,119	73,594
費用の部							
事業費	61,124	7,284	6,397	5,891	8,553	3,908	32,033
一般管理費	9,400	1,331	1,479	1,647	1,543	1,583	7,583
直接業務費	1,396	131	141	141	149	133	695
管理業務費	1,170	201	234	212	203	240	1,090
人件費	6,835	998	1,104	1,294	1,192	1,210	5,798
減価償却費	214	55	56	70	64	79	324
財務費用	809	30	17	9	5	3	64
引当金等繰入	7,627	6,279	306	3,483	458	349	10,875
臨時損失	27	1	0	275	2	35	313
固定資産除却損	2	1	0	1	2	0	4
固定資産減損損失	-	-	-	29	-	-	29
固定資産売却損	-	-	-	-	-	9	9
有価証券売却損	-	-	-	-	-	26	26
国庫納付金	25	-	-	-	-	-	-
退職給付会計基準改正に伴う調整	-	-	-	245	-	-	245
当期総利益	-	1,782	6,165	5,496	3,797	5,164	22,404
計	79,201	16,763	14,420	16,871	14,421	11,119	73,594

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【農業信用保険勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収益の部							
政府事業交付金収入	5,839	732	564	324	324	54	1,998
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	33,996	6,423	6,341	5,835	5,709	5,479	29,787
財務収益	2,708	539	521	519	427	387	2,392
引当金等戻入	-	216	923	2,589	3,187	744	7,659
雑益	36	6	6	5	3	3	24
臨時利益	-	-	-	688	9	-	697
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	510	-	-	510
退職給付引当金戻入(臨)	-	-	-	178	-	-	178
前期損益修正益	-	-	-	-	9	-	9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	1,951	-	-	-	-	1,951
当期総損失	9,445	-	-	-	-	-	-
計	52,024	9,868	8,355	9,960	9,659	6,667	44,509
費用の部							
事業費	47,771	5,159	3,954	3,776	5,469	2,319	20,678
一般管理費	3,692	518	594	642	633	669	3,056
直接業務費	836	86	81	88	99	93	447
管理業務費	-	62	66	64	58	90	341
人件費	2,856	370	447	490	476	486	2,269
減価償却費	181	46	46	56	47	57	253
財務費用	-	-	-	0	0	0	0
引当金等繰入	-	4,144	78	2,045	-	-	6,267
臨時損失	2	1	0	137	2	14	154
固定資産除却損	2	1	0	0	2	0	3
固定資産減損損失	-	-	-	29	-	-	29
固定資産売却損	-	-	-	-	-	9	9
有価証券売却損	-	-	-	-	-	5	5
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
退職給付会計基準改正に伴う調整	-	-	-	108	-	-	108
当期総利益	-	-	3,683	3,303	3,508	3,607	14,102
計	51,647	9,868	8,355	9,960	9,659	6,667	44,509

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【林業信用保証勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収益の部							
政府事業交付金収入	2,748	501	187	585	261	175	1,708
政府補給金収入	671	30	17	9	5	2	64
事業収入	2,274	482	450	379	353	307	1,971
財務収益	1,805	346	336	328	272	264	1,546
引当金等戻入	875	2,142	1,512	1,427	424	611	6,117
雑益	13	1	1	4	3	0	11
臨時利益	-	-	-	550	-	-	550
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	408	-	-	408
退職給付引当金戻入(臨)	-	-	-	142	-	-	142
前期損益修正益	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
当期総損失	2,681	-	-	-	-	-	-
計	11,067	3,503	2,503	3,283	1,318	1,359	11,965
費用の部							
事業費	100	445	150	19	40	61	714
一般管理費	2,634	431	497	604	539	522	2,593
直接業務費	331	26	39	28	35	25	154
管理業務費	351	82	102	90	88	89	451
人件費	1,953	322	356	486	416	408	1,989
減価償却費	9	3	4	7	9	11	34
財務費用	671	30	17	9	5	3	64
引当金等繰入	7,627	817	174	1,005	458	349	2,803
臨時損失	25	0	-	77	0	0	77
固定資産除却損	-	0	-	0	0	0	1
固定資産減損損失	-	-	-	0	-	-	0
固定資産売却損	-	-	-	-	-	-	-
有価証券売却損	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	25	-	-	-	-	-	-
退職給付会計基準改正に伴う調整	-	-	-	76	-	-	76
当期総利益	-	1,777	1,661	1,561	268	413	5,680
計	11,067	3,503	2,503	3,283	1,318	1,359	11,965

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【漁業信用保険勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収益の部							
政府事業交付金収入	5,357	606	709	1,078	748	960	4,101
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	8,380	1,982	1,912	1,613	1,557	1,497	8,561
財務収益	2,589	574	519	451	363	318	2,224
引当金等戻入	-	-	341	50	464	269	1,124
雑益	0	-	-	-	0	-	0
臨時利益	-	-	-	318	-	-	318
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	236	-	-	236
退職給付引当金戻入(臨)	-	-	-	82	-	-	82
前期損益修正益	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	146	-	-	264	-	410
当期総損失	-	-	-	-	-	-	-
計	16,326	3,308	3,482	3,510	3,396	3,044	16,739
費用の部							
事業費	13,253	1,680	2,293	2,096	3,045	1,527	10,640
一般管理費	2,123	305	336	370	344	363	1,718
直接業務費	192	18	19	22	14	13	85
管理業務費	344	42	52	49	48	53	244
人件費	1,587	245	265	300	283	297	1,389
減価償却費	18	4	5	6	7	10	33
財務費用	-	-	-	0	0	0	0
引当金等繰入	-	1,318	54	433	-	-	1,805
臨時損失	-	0	0	50	-	0	51
固定資産除却損	-	0	0	0	-	0	0
固定資産減損損失	-	-	-	-	-	-	-
固定資産売却損	-	-	-	-	-	-	-
有価証券売却損	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
退職給付会計基準改正に伴う調整	-	-	-	50	-	-	50
当期総利益	932	-	793	554	-	1,143	2,491
計	16,326	3,308	3,482	3,510	3,396	3,044	16,739

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【農業災害補償関係勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収益の部							
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	140	8	6	5	4	1	24
財務収益	256	42	39	37	29	31	179
引当金等戻入	-	2	4	-	-	-	5
雑益	-	0	-	-	0	-	0
臨時利益	-	-	-	41	-	-	41
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	30	-	-	30
退職給付引当金戻入(臨)	-	-	-	11	-	-	11
前期損益修正益	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	2	2
当期総損失	-	-	-	-	-	-	-
計	396	52	48	82	33	34	250
費用の部							
事業費	0	-	-	-	-	-	-
一般管理費	323	46	32	16	12	13	118
直接業務費	24	1	2	2	1	1	7
管理業務費	52	8	8	4	3	3	27
人件費	247	36	22	10	8	9	84
減価償却費	4	1	1	1	0	0	3
財務費用	55	0	-	0	0	0	0
引当金等繰入	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	7	0	21	28
固定資産除却損	-	-	-	0	0	0	0
固定資産減損損失	-	-	-	-	-	-	-
固定資産売却損	-	-	-	-	-	-	-
有価証券売却損	-	-	-	-	-	21	21
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
退職給付会計基準改正に伴う調整	-	-	-	6	-	-	6
当期総利益	15	5	15	59	21	-	101
計	396	52	48	82	33	34	250

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
収益の部							
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	299	16	1	-	-	-	17
財務収益	5	2	6	9	6	6	29
引当金等戻入	-	9	25	6	-	2	42
雑益	0	-	-	0	0	-	0
臨時利益	-	-	-	21	-	-	21
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	16	-	-	16
退職給付引当金戻入(臨)	-	-	-	5	-	-	5
前期損益修正益	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	4	-	-	9	8	21
当期総損失	31	-	-	-	-	-	-
計	335	32	32	36	15	16	131
費用の部							
事業費	0	-	-	-	-	-	-
一般管理費	250	32	19	14	15	15	95
直接業務費	12	0	0	1	0	0	2
管理業務費	46	6	6	5	5	5	26
人件費	191	25	14	9	10	10	68
減価償却費	1	0	0	0	0	0	2
財務費用	84	-	-	0	0	0	0
引当金等繰入	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	0	4	-	0	4
固定資産除却損	-	-	0	0	-	0	0
固定資産減損損失	-	-	-	-	-	-	-
固定資産売却損	-	-	-	-	-	-	-
有価証券売却損	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
退職給付会計基準改正に伴う調整	-	-	-	4	-	-	4
当期総利益	-	-	12	18	-	-	30
計	335	32	32	36	15	16	131

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【法人単位】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
資金収入							
業務活動による収入	683,615	78,358	63,777	45,542	59,874	49,269	296,820
投資活動による収入	491	25	4	7	207	126	369
財務活動による収入	360,200	1,591	330	3,630	38	11	5,600
前年度からの繰越金	141,962	147,679	158,901	166,077	161,468	160,476	794,601
計	1,186,267	227,652	223,013	215,255	221,587	209,882	1,097,389
資金支出							
業務活動による支出	692,336	53,227	56,310	48,094	59,488	48,867	265,986
投資活動による支出	77	15	27	36	76	51	205
財務活動による支出	369,589	15,509	599	5,657	1,547	860	24,172
翌年度への繰越金	124,265	158,901	166,077	161,468	160,476	160,104	807,026
計	1,186,267	227,652	223,013	215,255	221,587	209,882	1,097,389

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【農業信用保険勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
資金収入							
業務活動による収入	146,130	32,798	31,771	19,012	30,947	24,845	139,374
投資活動による収入	295	-	-	-	0	118	118
財務活動による収入	95	4	-	-	-	-	4
前年度からの繰越金	47,121	53,863	55,715	58,051	60,004	59,676	287,309
計	193,641	86,665	87,486	77,063	90,952	84,639	426,805
資金支出							
業務活動による支出	147,954	18,561	29,426	17,043	31,237	27,520	123,786
投資活動による支出	65	6	9	12	39	12	79
財務活動による支出	12,383	12,383	-	4	-	15	12,402
翌年度への繰越金	33,239	55,715	58,051	60,004	59,676	57,092	290,538
計	193,641	86,665	87,486	77,063	90,952	84,639	426,805

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【林業信用保証勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
資金収入							
業務活動による収入	55,220	13,971	8,353	8,140	8,357	8,132	46,953
投資活動による収入	65	21	4	7	205	8	244
財務活動による収入	14,879	1,380	320	2,020	20	-	3,740
前年度からの繰越金	44,028	43,471	47,636	48,619	41,950	41,417	223,092
計	114,191	58,843	56,313	58,785	50,532	49,556	274,029
資金支出							
業務活動による支出	61,443	8,281	7,082	12,767	7,566	6,843	42,539
投資活動による支出	3	-	12	21	10	15	59
財務活動による支出	11,981	2,926	599	4,047	1,539	820	9,931
翌年度への繰越金	40,765	47,636	48,619	41,950	41,417	41,879	221,501
計	114,191	58,843	56,313	58,785	50,532	49,556	274,029

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【漁業信用保険勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
資金収入							
業務活動による収入	118,786	23,587	21,122	15,736	19,930	15,751	96,126
投資活動による収入	33	-	-	-	0	-	0
財務活動による収入	1	7	10	10	18	11	55
前年度からの繰越金	47,994	45,403	48,028	50,249	50,261	50,017	243,958
計	166,814	68,997	69,160	65,994	70,209	65,779	340,139
資金支出							
業務活動による支出	118,817	20,960	18,906	15,725	20,157	14,172	89,920
投資活動による支出	6	9	5	3	26	3	47
財務活動による支出	-	-	-	6	8	25	39
翌年度への繰越金	47,991	48,028	50,249	50,261	50,017	51,578	250,133
計	166,814	68,997	69,160	65,994	70,209	65,779	340,139

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【農業災害補償関係勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
資金収入							
業務活動による収入	278,209	2,023	976	2,646	633	536	6,813
投資活動による収入	97	4	-	-	2	-	6
財務活動による収入	267,030	200	-	1,600	-	-	1,800
前年度からの繰越金	2,079	2,691	2,878	3,120	3,224	3,347	15,260
計	547,416	4,917	3,854	7,365	3,859	3,882	23,879
資金支出							
業務活動による支出	278,849	1,839	735	2,541	512	313	5,940
投資活動による支出	3	-	-	-	0	21	21
財務活動による支出	267,030	200	-	1,600	-	-	1,800
翌年度への繰越金	1,535	2,878	3,120	3,224	3,347	3,548	16,117
計	547,416	4,917	3,854	7,365	3,859	3,882	23,879

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成25年度～29年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
資金収入							
業務活動による収入	85,270	5,979	1,555	9	6	6	7,555
投資活動による収入	-	-	-	-	0	-	0
財務活動による収入	78,195	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	740	2,251	4,644	6,038	6,029	6,019	24,982
計	164,205	8,230	6,199	6,047	6,035	6,025	32,536
資金支出							
業務活動による支出	85,274	3,586	161	18	15	19	3,799
投資活動による支出	1	-	-	-	0	0	0
財務活動による支出	78,195	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	736	4,644	6,038	6,029	6,019	6,007	28,737
計	164,205	8,230	6,199	6,047	6,035	6,025	32,536

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成25年度～29年度)【法人単位】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
政府事業交付金収入	13,669	1,784	1,408	1,934	1,279	1,135	7,541
事業収入	46,536	9,212	8,986	7,990	7,685	7,797	41,670
保険料収入	23,361	4,511	4,419	4,218	3,942	3,740	20,828
回収金収入	18,789	3,784	3,939	3,290	3,239	3,492	17,744
保証料収入	2,205	362	344	320	302	293	1,621
求償権回収収入	1,749	512	275	156	197	269	1,409
貸付金利息収入	432	44	10	6	5	4	68
収益合計	60,205	10,997	10,394	9,923	8,964	8,933	49,211
事業費	69,896	8,196	6,560	7,043	9,097	4,472	35,367
保険金	60,607	6,770	5,737	5,675	8,295	3,654	30,131
代位弁済費	9,289	1,425	581	1,177	687	673	4,543
国庫納付金	-	-	243	191	115	144	693
財務費用							
支払利息	138	0	-	0	-	-	0
費用合計	70,034	8,196	6,560	7,043	9,097	4,472	35,367
収支差	△ 9,829	2,801	3,834	2,880	△ 133	4,461	13,843

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成25年度～29年度)【農業信用保険勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
政府事業交付金収入	5,839	732	564	324	324	54	1,998
事業収入	33,862	6,317	6,397	5,915	5,636	5,669	29,933
保険料収入	17,843	3,469	3,433	3,278	3,075	2,947	16,202
回収金収入	16,019	2,848	2,963	2,637	2,561	2,722	13,731
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
収益合計	39,701	7,049	6,961	6,240	5,959	5,722	31,931
事業費	47,632	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538
保険金	47,632	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	-	-	-	-	-	-	-
費用合計	47,632	5,131	3,926	3,749	5,441	2,291	20,538
収支差	△ 7,931	1,917	3,035	2,491	518	3,431	11,393

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成25年度～29年度)【林業信用保証勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
政府事業交付金収入	2,473	446	134	532	208	122	1,442
事業収入	3,954	874	619	476	499	562	3,030
保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
回収金収入	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	2,205	362	344	320	302	293	1,621
求償権回収収入	1,749	512	275	156	197	269	1,409
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
収益合計	6,427	1,320	753	1,008	707	684	4,472
事業費	9,289	1,425	581	1,177	687	673	4,543
保険金	-	-	-	-	-	-	-
代位弁済費	9,289	1,425	581	1,177	687	673	4,543
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	-	-	-	-	-	-	-
費用合計	9,289	1,425	581	1,177	687	673	4,543
収支差	△ 2,862	△ 105	173	△ 169	19	11	△ 71

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成25年度～29年度)【漁業信用保険勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
政府事業交付金収入	5,357	606	709	1,078	748	960	4,101
事業収入	8,288	1,978	1,961	1,593	1,545	1,563	8,639
保険料収入	5,518	1,042	985	939	867	793	4,626
回収金収入	2,770	936	975	653	679	770	4,013
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
収益合計	13,645	2,584	2,670	2,670	2,293	2,522	12,740
事業費	12,975	1,639	2,053	2,118	2,969	1,507	10,286
保険金	12,975	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	9,593
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	243	191	115	144	693
財務費用							
支払利息	-	-	-	-	-	-	-
費用合計	12,975	1,639	2,053	2,118	2,969	1,507	10,286
収支差	670	945	617	553	△ 676	1,015	2,454

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成25年度～29年度)【農業災害補償関係勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	133	9	7	6	5	4	30
保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
回収金収入	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	133	9	7	6	5	4	30
収益合計	133	9	7	6	5	4	30
事業費	-	-	-	-	-	-	-
保険金	-	-	-	-	-	-	-
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	55	0	-	0	-	-	0
費用合計	55	0	-	0	-	-	0
収支差	78	9	7	6	5	4	30

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成25年度～29年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	29年度 (実績額)	平成25～29年度 実績額合計
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	299	35	3	-	-	-	38
保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
回収金収入	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	299	35	3	-	-	-	38
収益合計	299	35	3	-	-	-	38
事業費	-	-	-	-	-	-	-
保険金	-	-	-	-	-	-	-
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	84	-	-	-	-	-	-
費用合計	84	-	-	-	-	-	-
収支差	215	35	3	-	-	-	38

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。